

第四百四十回国参議院厚生委員会會議録第六号

平成九年四月一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

菅野 壽君

今井 澄君

補欠選任

清水 澄子君

竹村 泰子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

上山 和人君

尾辻 秀久君

南野知恵子君

木暮 山人君

清水 澄子君

委員

大島 慶久君

大野つや子君

田浦 直君

中島 眞人君

長峯 基君

宮崎 秀樹君

水島 裕君

山本 保君

和田 洋子君

渡辺 孝男君

竹村 泰子君

西山登紀子君

釘宮 馨君

国務大臣

厚生大臣

小泉純一郎君

政府委員

厚生省健康政策局長

谷 修一君

厚生省保健医療局長

厚生省業務局長

厚生省児童家庭局長

事務局長

常任委員会専門員

説明員

文部省初等中等教育局幼稚園課長

文部省教育助成局施設助成課長

文部省高等教育局医学教育課長

文部省体育局学校健康教育課長

労働省婦人局婦人福祉課長

小林 秀資君

丸山 晴男君

横田 吉男君

大貫 延朗君

土居 正君

玉井日出夫君

寺脇 研君

北見 耕一君

村上 文君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(上山和人君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨三月三十一日、菅野壽君及び今井澄君が委員を辞任され、その補欠として清水澄子君及び竹村泰子君が選任されました。

○委員長(上山和人君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上山和人君) 御異議ないと認めます。

す。

○委員長(上山和人君) 児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○南野知恵子君 自由民主党の南野でございます。

先駆けてお尋ねいたしますけれども、昨年の十二月二十日に准看護婦問題調査検討会より「現行の准看護婦養成課程の内容を看護婦養成課程の内容に達するまでに改善し、二十一世紀初頭の早い段階を目途に、看護婦養成制度の統合に努める」との提言がなされました。

これは准看護婦養成停止と受けとめてよいのです。大臣の御見解をお願いいたします。

○国務大臣(小泉純一郎君) 昨年の検討会報告書は医療関係者と看護関係者が十分話し合っている結論を導き出したということについて大変大きな意味があったと思います。今後、准看護婦養成の一本化、将来に向けて正看護婦にできるならば統合していくという方向、これを踏まえて一日も早いその実現に向けて最大限努力をしていきたいと思っております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

次にお尋ねしたいことは、准看護婦養成停止を二十一世紀の初頭、すなわち我々としては二〇〇

一年と考えるのですが、その間、段階的に准看護婦養成を停止し、なおかつ現准看護婦を看護婦へ移行させる教育制度などの確立を図られるということをお願いたします。

○国務大臣(小泉純一郎君) できるだけ早い機会、二〇〇一年、できればそういう目標に向かって進みたいと思っておりますが、その間、いろいろな事情等あると思います。できるだけ准看護婦から正看護婦になる道を大きくあけてそのように向けて、資格を取りたい方についてはそういう環境を整備して

二〇〇一年と言いたるところでありますけれども、それに目標を持って早く到達できるように努力していくということがいいのではないかなと思

います。

○南野知恵子君 大変うれしいお言葉をありがとうございます。

二〇〇一年と言いたるところでありますけれども、それに目標を持って早く到達できるように努力していくということがいいのではないかなと思

います。

さて、このたびの児童福祉法の一部改正案に關して、まず総論的にお尋ね申し上げます。

我が国の少子化の進行が著しい一方で、夫婦共働き家庭が一般化し、家庭や地域の子育て機能の低下が見られるなど、子供や家庭を取り巻く環境の変化は大きいものがございます。

これからの二十一世紀を展望しつつ、次世代を担う子供が健やかに育成される環境づくりが重要であります。今回の改正の趣旨とそのねらいは、いかがなものでしょうか、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(小泉純一郎君) 戦後五十年たつて保育所に預けている家庭の環境も大変変わってまいりました。また、社会的環境も今は夫婦共働きというものが特殊な状況でなくむしろ普通になってき

た。保育所にお子さんを預けている家庭の納税状況を調べてみると、当初は所得税を納めている家庭は二割もいなかった。ところが、現在では八割近くが所得税を納めている、こういう状況になってお子さんを預ける親御さんの希望も大変多様化してまいりました。その多様化に合わせるように、保育所のサービスも経営努力を生かせるような展開をしていく必要があるのではないかと、親御さんによって選ぶことができるような形にしていこうと。時代の変化に対応して保育所の機能もいろいろ多角的になってきたと思います。それにこたえ得るような環境を整備する必要があるのではないかとということで、今回改正案をお願いしているわけでありました。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

次は保育制度の改革についてでございますが、これまでの措置制度に変えて、保護者に保育所の十分な情報提供を行い、保護者が希望する保育所を選択できる制度とされており、親や子供の立場に立った改革であるとして評価できると思います。

今後どのように保育所は変わっていくのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 今回の保育所制度の見直しにおきましては、利用者である親御さんあるいは子供の立場に立った保育所制度を確立するという考えに立ちまして、従来の行政処分による、措置による入所という仕組みを改めまして、保育所をそれぞれ利用者が、子供の個性や親御さんの就労状況に合った希望する保育所を選択できるような仕組みにすることにいたしております。これによりまして保育所が選ばれるという立場に立ちますことから、保育所といたしましてもさまざまなニーズに即応した良質なサービスを提供するような努力が促されるようになるのではないかと、うふうに考えているところでございます。

○南野知恵子君 では、一方では措置制度を見直すことによって保育に対する公的な責任や公的負

担が後退しやしないかという不安の声もありますが、そのような懸念はないと考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正におきましては、入所につきましても市町村が申し込みを受けたときには応じなければならぬという形で保育サービスの提供義務を負うことになっております。

また、公的責任につきましても、これまでと同様、市町村が保育所に対して運営費を支弁する場合にはその一部を国庫が負担するという形になっております。私どもといたしましては、公的負担の面でも後退しないように努力してまいりたいというふうに考えております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

保育所の問題が議論されているさなかに、働く親たちのニーズである乳児保育や延長保育などがなかなか進んでいないというような実態があると思われ、今回の制度改正により対応が図られていくのでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(横田吉男君) 御指摘のように、就労状況が多様化してきたこともございまして、乳児保育あるいは延長保育に対する保育需要があてきとっております。こうした保育需要の多様化に対応するために、私どもといたしましては平成七年度からエンゼルプラン、その具体化の一環としての緊急保育対策等五カ年事業を実施しているところでございます。

今回の制度改正におきましては、こうした保育需要の多様化への対応という観点に立ちまして、個々の保育所ごとの保育の実施内容あるいは保育時間等について情報を公開いたしまして、利用者が希望する保育所を選べるようなことを考えております。こうした選択できる保育所という仕組みにすることによりまして、そういった多様な保育サービスに対する対応が保育所としても促されるというふうに考えているところでございます。

私どもといたしましては、今後とも種々工夫を

図りながら緊急保育対策等五カ年事業を推進するとともに、施設につきましても定員の弾力化あるいは施設整備の拡充など図っていくことによりまして、御指摘の乳児保育あるいは延長保育などについてもその一層の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○南野知恵子君 働く親たちのニーズに合った形で展開されることを強く望んでいるところでございます。

保育料につきましては、サラリーマン世帯などより税捕提の相違などから負担についての不公平感が強いと聞くのでございますけれども、今回の改正によりまして保育料負担のあり方については改善されるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(横田吉男君) 保育料につきましては、先ほど大臣の答弁にもございましたように、戦後低所得が中心であった利用者から、所得税納付世帯が八割を占めるというような状況の変化の中で、利用者の負担感の不公平あるいは重いというようなことが強まってきたというわけでありました。

こうした状況を受けまして、現行の所得に応じた保育料負担方式というのを今回の改正におきましては改めまして、それぞれの年齢ごとの保育コストを基礎といたしまして、家計に与える影響も考慮した保育料というものに改めていくというところを考えているところでございます。

私どもといたしましては、低所得者への配慮を行いながら、今後できるだけ保育コストに応じた保育料という方向を目指しながら努力してまいりたいと考えておりますけれども、一方において急激な負担増は回避すべきであるという御要請もございまして、私ども、現行十段階の保育料となっておりまして、これを当面は簡素化する方向で対応してまいりたいというふうに考えております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

保育料の負担方式の見直し案では現行より負担増となる人々が多いようにも思われます。乳児に

対する保育料への配慮や多子世帯についての負担軽減を図るべきと考えられるので、料金につきましてはさらなる御検討をお願いしたいと思っております。

次は、現状を見ますと保育所の公費のコストに格差があり、特別保育の取り組みにも差がございますが、利用者のニーズに応じて保育サービスを拡大していくためには、保育サービスの質を確保しつつ、保育コストが過大にならないようにすることともに、保育所が取り組みやすくしていくことが必要と考えられますが、そのための方策はいかがでございましょうか。

○政府委員(横田吉男君) 御指摘のように、保育サービスの質を確保しながら効率的にサービスを提供していくということは今後極めて重要になってくるのではないかと、うふうに考えております。

今回の改正におきましては、利用者がそれぞれの保育所の情報に基づきまして選択できるようにする、それから保育料についてもその費用を基礎といたしまして決める方式に改めることにしているところでございます。

こういった改正によりまして、私どもといたしましては、保護者あるいは施設関係者、行政関係者におきまして、これまで以上にサービスについてこれを効率的に行っていくということが大きな関心になっていくのではないかと期待しているところでございます。

特に、保育所に関する情報提供を行うに当たりましては、保育所の適正な運営を確保するという観点から、公私別のコストというものの対象に含めることを検討してまいりたいというふうに考えております。

また、保育所に関するさまざまな基準、規制につきましても、サービスの質を確保しながら地域の実情、あるいは施設運営の自主性という観点から、その弾力化を図っていくことにつきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

保育料の公平化を図る観点からは四月時点の年齢別にクラス編制がなされている実態が多いと思いますが、それを踏まえ、保育所入所時点の年齢で保育料を定めるのではなく、四月時点の年齢によって決めるよう通年で考えるべきだと思ふように思ふわけですが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 現在は、市町村における保育料の支弁、あるいは保育料の徴収につきましては、入所の措置がとられた月の初日における児童の年齢により決定されているところでございます。

このため、例えば年度の途中におきまして、誕生日を過ぎてから入所する児童の場合におきましては、年度当初から入所している児童と同じ誕生日であつても保育料の適用が異なる場合が出てくるわけでありまして、

この点につきましては、今後、御指摘の御意見も踏まえ、保育所における処遇をどうしていくか、あるいは関係者の意見なども聞きながら検討してまいりたいと思ふに考えております。

○南野知恵子君 よろしくお願ひいたします。

多様な保育需要にこたえていく上で、病後の子供に対する保育も行っていくことが必要と考えられますが、現在の緊急保育対策等五カ年事業の一つとしての乳幼児健康支援サービス事業を進めていくべきだと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 乳幼児健康支援サービス事業というのをやっているところでございますが、病後回復期にある児童、これは乳児院等で預かり、子育てと就労の両立を図ることを目的としたものでありまして、平成六年度から実施しているところでございます。本事業につきましては、緊急保育対策等五カ年事業の一つとして、平成十一年までに五百カ所の実施を目標としております。

今後とも、種々工夫を図りながら本事業の着実な推進に努めてまいりたいと思ひます。

○南野知恵子君 そのこともよろしくお願ひいたしておきます。

両親が就労しておられる場合におきましては、就学前の児童につきましても保育所で相当の対応が図られてきておりますが、小学校入学後の児童につきましてもなかなか困ることが多いのが現状だと思ひます。

放課後児童健全育成事業につきましては、地方分権の趣旨にも沿ひまして、多様な柔軟な形態で普及を図る必要があると思ふに考へるのですが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 夫婦共働きの一一般化に伴ひまして、御指摘のように放課後保護者のいない小学校低学年児童の健全育成が課題となっております。

私どももいたしましては、こういった事態に対応するために、今回の改正におきまして放課後児童健全育成事業として児童福祉法に位置づけまして、本事業の実施について市町村についてもその促進努力規定を置き、その普及を図ってまいりたいと思ふに考へております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

特に、進行する少子化に対応しまして、安心して子育てができる支援策が重要であります。総合的に積極的に少子対策の推進が必要と思ひます。子供は親を選べませんが、この言葉は大変我々大きく受けとめておりますが、子供の健全な育成は、生まれる前、誕生のとき、新生児期などの対応が必要かつ重要であろうと思ひます。核家族化の今日、助産婦による新生児訪問指導は子供を大切に育てていく上で親の不安を除去する上でも重要な不可欠な施策と考えられます。今後どのように推進していくのか、お尋ねいたします。

なお、高齢者訪問指導と比較しまして、新生児訪問指導料は余りにも格差があり過ぎますが、今後どのようにされるのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 妊娠婦あるいは新生児訪問指導につきましては、少子化の中で安心した妊娠、出産、育児を支えるために、妊娠あるいは出産期のさまざまな不安、一般的な育児不安を軽減するといった点にも重要な施策であると思ふに考へております。

訪問指導につきましては、これまで開業医、助産婦等の方々の御協力を得ながら指導を行ってきたところであり、九年度からは事業の実施主体を都道府県から市町村に移譲しまして、多様なニーズにきめ細かく対応できるよう展開を図っているところでございます。

老人保健法における訪問指導と単価の差につきましては、寝たきり等に対する訪問指導と、それから妊娠婦・新生児訪問指導との手間の差等を考慮して差があるところでございますけれども、今後どうしたら効率的な実施ができるか、そういった体制のあり方も含めて検討してまいりたいと思ふに考へております。

○南野知恵子君 新生児訪問指導につきましては、一件当たり千三百二十円というように低い指導料でございますので、この料金につきましてはさらに御要望を申し上げておきます。

出産や子育ての最初のかかり合いを持つ助産婦の養成についてお尋ねしたいと思ひますが、きょうは文部省お越しでございますので文部省の方にお願ひいたします。

大学におきましては総数千八百八十二名が一年生の定員である平成八年四月の統計に見られます。このたびの国家試験、きょう発表がございましてでしょうか。第八十四回助産師国家試験では受験者が五十六名でございます。これは新卒でございますけれども、定員数と受験者数の開きはどこから来るものでしょうか。

さらに、助産婦コースを持たない大学の卒業生で助産師資格を取得したい場合、どのような進路をとればよろしいのでしょうか、教えていただきたいと思ひます。

○説明員(寺脇研君) 委員御指摘のとおり、本年

度卒業生の中で助産師の資格を取得いたしました者五十六名が受験をいたしました。五十六名全員が合格をさせていただいておりますのでござい

ます。こういったように、助産師を目指す学生というものは非常に勉強いたしました。そういう進路の希望を実現しておるわけでございますが、全体から申しますと数が少ないということはあるかと存じます。

看護系の大学というのはできてまだ日が浅うございまして、看護系の大学に入って看護を志すというようなことが、さまざまな多様な進路というところがあるのかもしれないわけでございまして、今後は大学に入りまして後の進路のあり方につきましてさらに指導の工夫を各大学にお願ひをしてまいりたいと思ふに考へております。

また、助産師の資格を修得し得るよう科目をとれるようになっておりますが現在五十四大学ありますうちの二十八大学でございまして、半数強というようにございまして、残りの大学につきましてもそういった課程をつくっていくようなことも考へていったなければならぬと思ひます。

なけれども、現在ない大学に在学している学生がその課程へ進みます事柄につきましましては、他の大学との単位互換でございまして、既に大学によって補完的作用がございまして、既に大学制度は弾力化をされておりますので、この弾力化された大学制度をうまく運用できますように私どもの方からも意識喚起を機会あることに進めてまいりたいと思ひます。

○南野知恵子君 大学がほとんど建設され、大変うれしいと思ひます。今のお言葉のとおり助産師の育成ということもひとつと力を入れています。ただだいたいと思ひます。

たまたま統計上などの資料によりまして、一年生の定員として助産師と同じ数が助産師の定員の数の中に出てきております。そういう意味では、統計上に見誤るところが出てくるのではないかと

思いますので、そういうこともどこかで御示唆いただき、正しい統計を読ませていただきたいなどというふうにも思っております。よろしくお願いいたします。

次は衛生看護科についてでございますが、「高等学校における看護教育の充実・振興に関する調査研究会報告」、これは概要でございますが、その説明書を昨日受け取らせていただきました。「衛生看護科は看護婦養成機関から看護婦養成機関へ移行することを目指すのが今後の望ましい在り方と考える。」と提言されました。そのことは大変評価されるところでございます。

看護婦の基礎教育は、他のヘルスマンパワーと比べて、高等学校卒業後三年以上、今ですと大学レベルが必要、そのように思いますが、看護系大学教育が次々と進展されている今の流れの中で看護婦の役割、それから機構の多様化、それらに関する重要性が高まってきたというふうに思います。

その中で、中卒からの五年一貫した短期期間での教育、看護婦資格取得のあり方というのは将来に禍根を残すのではないかとというふうに危惧をするところでもございます。

高等学校における基礎教育の上に高度な専門教育は構築されるべきであるというふうに思いますがいかがでしょうか。

さらに、医療関係者の教育において、看護婦養成のみが幾つものカテゴリーに分かれていることは大変理解に苦しむところでございます。二十一世紀初頭の早い段階にこのことした不ぞろいのスタイルを調整していただきたいと思っておりますがいかがでございますでしょうか。

○説明員(寺脇研君) 御指摘の高等学校衛生看護科につきましては、従来から長い歴史的な沿革、経緯等もございます。また、中学卒業後の十五歳の時点で看護の道を志す子供たちも随分おられるわけでございますが、そういったニーズにこたえていくというような必要性もございまして、

しかしながら、看護婦という制度のありよう

というものが先ほど来御指摘のような状態になってきておりますので、今までのような衛生看護科のあり方は見直していかなければいけないということでございます。

しかしながら、現に衛生看護科が多数設置をされ機能をしておりますという現状を考えると、すときに、これからのありようをいたしまして、その後の教育と合わせ持っていく形で、専攻科の二年の課程と合わせれば五年、短期大学やその専門学校と合わせれば三プラス三の六年、大学と合わせますれば三プラス四の七年というふうな形で、五年から七年をかけて正看護婦のきちんとした課程を修得していくという方向へ進めていくということでございます。

御指摘のように、看護婦の養成につきましてはそういう形が出てまいりますというふうなわけでございますが、現状の衛生看護科のあり方等を踏まえまして、専攻科との併用ということのみならず、大学への進学を十分考えてもらって、一般の高等学校から大学四年に來るのと比べますと、高校時代にもある程度の教育を受けてまいり、そのことによつてさらに密度の高い大学教育に結びつくという場合もございます。さまざまな道を踏まえまして、質の高い看護人の育成ということに努めてまいりたいと存じます。

また、そのルートにつきましては、現状はそういった過去の経緯もございまして、将来にわたつてはこれについてすっきりした形にしていこうということも考えられるとは存じますが、ただ他の医療職の場合、逆に今度は単一過ぎるのではないかと御指摘もございまして、さまざまな経路から医療人になっていくということがこれからの幅広い医療人養成には必要なのではないかというふうな御指摘等もございまして、あわせ考えまして、よりよい道をまた御指導、御指摘等いただきながら積極的に考えさせていただきたいと存じます。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

医師、歯科医師、薬剤師、そういう三師会の方々についてはもう大学一本化でほんといつているわけです。今おっしゃるような、そういった五月雨教育というのはないわけでございますが、そういう医療界の者にとりまして、我々看護界にまつりまして、やはりそういうものは私の希望、また周りの人たちの希望でもあるんですが、基礎教育はもう文部省でやっていたいただきたい、そして厚生省でライセンスを取っていただき、卒業教育、生涯教育はもう厚生省でかつとしていただきたという願いもございまして、いかがでございますか。

○説明員(寺脇研君) 委員御指摘のとおり、あらゆる医療人職種につきましては、資格を取得するまでの学習につきましては文部省が責任を持って進めるということが本筋であらうかと存じます。

しかしながら、従来からございまして養成所等の問題もございまして、これまた制度的沿革という問題もございまして、今後厚生省と十分に御相談をさせていただきまして、卒前、いわゆる資格取得するまでの教育につきまして、わかりやすい、かつ内容の充実したシステムを整備していくことに力を挙げてまいりたいと存じます。

また、卒業後の教育につきましては、これまた委員御指摘のとおり、厚生省の主導で行われるべきものでございまして、私どももさまざまな施設等をその卒業教育に活用していただきますように、これまた緊密な連携のもとに協力をさせていただきます。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

厚生大臣、通告は申し上げておりますが、いかがでございますでしょうか。この件につきましては御所見をいただきたいと思っております。基礎教育は文部省で、そして卒業教育、生涯教育は厚生省で、ライセンスは厚生省でというふうな意向がございまして。

○國務大臣(小泉純一郎君) 前々から御意見を伺っておりますが、これからのあるべき教育方法、研修方法として一つの考え方だと思いますので、

よく検討させていただきたいと思っております。

○南野知恵子君 突然で申しわけございませんでした。

さらに文部省にお尋ね申し上げたいんですが、看護の専修学校卒業生は、これはまともといいますが、高校卒業後さらに三年間の専門教育を受けているところでございます。専修学校におきましてカリキュラムなどのあり方についてはもう既に御存じかと思いますが、長年待ち続けております大学編入というところについての進捗状況、また、今現在どのところまで進んでいるのかと何回も御質問させていただいておりますので、そのことについてお答えいただきたいと思います。

○説明員(寺脇研君) 御指摘のように、専門学校からの大学編入につきましては、看護の関係者の皆様、また専門学校の関係者の皆様から強い要望があることは承知をいたしておるわけでございます。また、文部省といたしまして、生涯学習体系に移行していくという考え方の中で学校制度間の移行の弾力化というふうなことも考えてまいらなければならぬということも承知をいたしておるわけでございます。

そういった事柄につきましては、今後、生涯学習の活性化、また高等教育の活性化という観点から検討をしなければならぬ課題であるということも認識をいたしておるわけでございます。また、大学審議会におきまして御議論をちょうだいしておるところでございます。

この問題につきましてはいろいろな課題がございまして、まず第一には、基本理念の異なる学校間の、つまり専門学校の基本理念と大学の基本理念はおのずから学校の設置の趣旨が別になっておるわけでございますので、そういった学校間の修業年限を適宜編入後の学校の修了を認めることに学校制度上の問題がないかどうかということ、それから第二には編入学を認める際の基準をどう設定するかという問題、それから第三には編入学後の修業年限をどのように考えるのかとい

う、大きく申せばこの三つの大きな課題がございますので、これらにつきまして十分関係者間の意見を調整する、また議論を尽くすということが必要であるかと存じますので、その議論をさめめる方向で大学審議会等でも御議論をさせていただいているというのが現在の状況でございます。

○南野知恵子君 みんなが待つておりますので、その件の御審議、どうぞよろしくお願いしたいと思います。秋には審議が終わるやにも聞いておりますので、また御質問させていただく機会があるかなと思っております。

次は、ちよつと話題が変わるのですけれども、厚生省と文部省の方にお尋ね申し上げたいと思っております。

感染症などについて十分な知識がないまま、テレクラ、援助交際、そういう遊び型の非行、性非行、売春とも言われることが増加している今日でございます。

こうした中で、十代後半の非妊婦、これは妊娠していない女性でございますが、その方々の間では二四・五％、または十代で未婚の妊娠例では二五％、これは四人に一人。これほど高い率で罹患している疾患はほかに見当たらないと言われていくぐらいでございます。しかも、この人たちは将来母親となる可能性を持つ普通の子供たちであるということが大きな特徴であります。こういう事態を知るとき、両省におきましてはどのように取り組んでいかれようとしておられるのか、教えてくださいたいと思っております。

○政府委員(小林秀資君) 今、先生がおっしゃられた性の乱れから来るというのは多分性感症のことだろうと存じますので、性感症のまず実態からちよつと御説明してお答えをさせていただきますかと思っております。

まず、厚生省では性感症については約六百の医療機関からの定点観測で報告をいただいております。それで、性病関係の主要五疾患について御報告いただいております。スタートした一九八七年には実は淋病が一番多かったでありますけれども、

ども、今では陰部クラミジア症が一番多いという状況に変化しております。これは変化したのには淋病がすく減ったということがあります。一方、クラミジアの方は、急増という状況ではないけれども、増加傾向にあるということでございます。

また、委員の先生方皆さん御存じだと思いますが、エイズも性感症であるわけでありまして、けれども、このエイズも平成二年以降から異性間の交渉、または同性間の性交渉等でもこれにふえているということも御案内のとおりでございます。

そういう意味では、私も、このクラミジアという病気自体は、後になって不妊症になるとかという関係するといふほどのひどい性感症ではないので、すけれども、実はエイズとともに性の乱れということが大変起因しているのではないかと。そうすると、このクラミジアの増加ということが将来においてはこの病気の増加と同時にエイズの急増にもつながってくるのではないかと。将来のことを大変心配いたしておる現状でございます。

これへの対策をいたしましては、一番大切なのは予防のために正しい知識の啓蒙、普及ということが重要であるといふふうに考えております。今後とも正しい知識の啓蒙、普及に関係省庁と連携をとりながら進めていかなきゃならない、こう思っております。

なお、もう一方で、厚生省の方では感染症全般の対策の見直しをやっておりますし、そして関連法の法律の改正も来年には国会に提出をして御審議をお願いしようと考えておりますが、その検討の中で性病予防法のあり方並びに性感症対策のあり方についてもあわせて検討していることをお話し申し上げさせていただきます。どうもありがとうございます。

○南野知恵子君 研究を続けていっていただきたいと思いますが、今おっしゃったクラミジアは不妊症につながるということでございます。今、我が

国は少子化を迎えておるわけでございますので、その少子化がますますひどくならないかというところも一方で懸念されることでございます。よろしく御研さんいただきたいというふうに思っております。

また、こうした問題を未然に防ぐために、学校における生活指導のあり方を見直さなければならぬというふうに思っておりますが、養護教諭の複数化は三十クラス以下の学校においても必要だといふふうに思っております。また、複数配置の養護教諭の一人は看護教育の背景を持つ人が適任といふふうに思っております。

養護教諭や助産婦の活用などで学校における性教育を充実させるべきではないかと思っておりますが、文部省の方はいかがでございますか、お伺いいたします。

○説明員(北見耕一君) 養護教諭の複数配置につきましては、小中学校につきましては、平成五年度から六年計画で進めております第六次の公立義務教育諸学校教職員配置改善計画におきまして、大規模校におきましては一名の養護教諭の配置では児童生徒の健康指導等に十分な対応ができませんという実情にかんがみまして、三十学級以上の学校に養護教諭の複数配置を行うこととしたところでございます。また、高等学校につきましても、三十学級以上の学校に複数配置を行うこととして、現在と比べてございます。文部省といたしましては、現在の財政状況が極めて厳しい中ではございますが、まずこの改善計画を着実に推進していきたいということを考えているところでございます。

また、複数配置の中での養護教諭の資質という資格の問題でございますが、これは養護教諭の基礎資格として大学あるいは助産婦等の三つのコースがございます。そういった方々あるいはそういった資格を持つ方々を採用、あるいは設置者におきまして、都道府県におきまして適宜採用あるいは配置していただくということで対応していただければというふうに思っております。

に考えているところでございます。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

文部省、それと厚生省、ともに御研さんいただくこの感染症という問題につきまして、エイズでは予防的なテキスト、そういったものが出回っておりますけれども、性感症についての予防的なテキスト、もつと身近に理解できるものというものが子供たちの回りにございませぬ。子供たちに倫理的な感覚も植えつけるためにも、そこら辺一致協力して、今年度予算が通っておりますので、その中できれいなものをつくっていただきたい、必要なものをつくっていただきたいというふうにも思っております。

次は、平成六年五月に我が国も批准いたしました児童の権利に関する条約については、今回の制度改正においても相当に意識してその考えを反映すべく検討が行われているものと思っておりますが、今回の改正においては具体的な点のような点に反映しているのか、お尋ねいたします。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正に当たりましては、児童の権利条約の趣旨をどういうふうに具体化するかということについていろいろ検討いたしました。幾つかの点につきましては私どもとして反映をさせているところでございます。

一つは、施設への入所措置を決定するに当たりまして、法律、医学等の専門家が参加する都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならないというふうにしていくところでございます。

二つ目は、施設入所の際に児童の意向等を聴取することとしていくところでございます。

三番目は、児童の最善の利益を確保するという見地に立ちまして、保育所に関するさまざまな情報を提供して、それに基づき保護者が希望する保育所を選択できるような仕組みにしているところでございます。

四番目は、父母が働いている児童などを対象といたしまして、放課後児童健全育成事業を法制化し、その普及を図ることとしていくところでございます。

今後とも、この条約の趣旨を十分尊重いたしまして、制度の適切な運営を図ってまいりたいというふうに考えております。

○南野知恵子君 児童の権利につきましては大人が守ってあげなければいけないことでございますので、ぜひその点よろしくお願いしたいと思っております。

最後に、大臣にお伺いしたいのでございますが、二十一世紀を担う子供たちが健やかに育つためには、地域社会で子供を温かく包み、子育てが終わった高齢者もその経験を生かして孫の世代の子育てにも参加するなど、地域社会全体で子供を支援していくことが必要であろうかと考えますが、今回の法改正を踏まえた今後の大臣の取り組みにつきまして、御決意のほどをお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(小泉純一郎君) 地域全体で子育て支援体制を整備していくことは御指摘のとおりであります。

また、保育所の機能もいろいろ多角的になってまいりますし、サービス競争によって水準が上がっていくということも期待しておりますが、それだからといって親御さんが保育所に預けておけばいいんだ、自分のできないことを地域に任せればいいんだと思われちゃ困るわけでありまして、人間の健康も、お医者さんがいい、薬がいい、そればかりに頼っていたらとんでもないことになる。最終的には自分自身が気をつけなきゃならないということ、いかに環境を整備されても、お子さんにとって一番大事なのは身近の親御さんであり家族の方だと思えます。

その点を踏まえて、親の責任というものを考えながら、そして社会全体で親御さんだけじゃできないものをどうやって支えていくかということが大事ではないかと思っております。

○南野知恵子君 大臣の力強い決意を大変うれしく思っております。

人々の健康というのはやはり人自身でありますけれども、それを取り巻く家族からスタートしな

ければいけないというふうに思っております。親の愛があるから子供はすくすく育つのでございまして、親が家庭内離婚のような形であればこれはもう大変な子供にとつての問題であるだろうと思っております。子供の心身の健康を我々大人が育てていくためにもいろいろ取り組んでいきたい、その初歩がやはり保育所の中の理念にも通じるものであるかと思っております。どうぞよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○長峯基君 自民党の長峯でございます。

南野先生がいろいろ御質問なさいましたので、できるだけ重複を避けて御質問したいと思ひます。

まず、大臣にお伺いしたいと思ひますけれども、少子化問題です。

出生率が一・四二、非常に下がってきておるわけでございますが、先進五カ国の合計特殊出生率を見てみますと、日本が一・四二、アメリカが一・〇五、イギリスが一・七六、フランスが一・六五、ドイツが一・三四というふうになっておりまして、先進国は非常に出生率が下がっている。特にドイツの場合は日本よりも出生率が低いわけでありまして。女性の労働力率、これが日本では五〇・三％、ドイツでは四六・三％。年間休日数が日本では百二十四日、ドイツでは百四十五日。それから、いろいろデータがあるわけでございますけれども、家族生活に満足している者の割合、これが日本では四五・一％、ドイツでは五二・九％。男子の家事・社会活動時間の割合、日本では五％、ドイツでは三九％。こういうデータがございまして。

ですから、日本だけが特殊な状況ではないんだと。日本よりもっと条件が悪いと言うと語弊がありますがすけれども、そういうところでも出生率は下がっていると。もちろん、国としてはこれを上げるためにどうするかという議論もあると思うのでありますけれども、結婚や出産というのは個人

の問題でございまして、国がどうこうするといふわけにはいかない。晩婚化とか未婚化、そういうものがあるわけでございますが、有効な政策というのはいかなるわけでもないかな、こういう感じもするわけでございますが、大臣の御見解を最初にお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 御指摘のように、これといって少子化を解消する決め手はないと思ひます。また、政府や国が産めよふやせよという時代でもないと思ひますし、個人の価値観、生き方、それぞれ深くかかわっておりますので、この問題は幅広くいろいろな方の意見を聞いて、少子化時代にどう対応するか、またお子さんを持つていく方に対して育てやすい環境をどうやって支援していくか、息の長い問題だと思ひます。

単に生活水準を上げれば、あるいは生活環境、子育ての環境を整えていけば果たして少子化傾向がなくなるのかというところ、これもはっきりした答えは出ない。いろいろな考え方がありまして、かつては女性にしろは家事育児というのが仕事だった、また女性も疑われない点が多かったと思うんです。今や男と一緒に家事育児を分担しよう、また女性も家庭に閉じこもらないでむしろ社会に参加して仕事を持った方がいいんだという考え方が出てきておられますので、この問題についてはこれと決めて手はないと思ひますが、我々のできることとしてはお子さんを持つてくるような環境をどうやって整備していくか、またお子さんを持つてた方に対して自分たちの苦労だけに負わせないで社会でどういう支援体制ができるか、そういう点について鋭意取り組んでいくことが大事ではないかなと思ひます。

○長峯基君 それでは、保育所の問題について、今回の改正の中で一番大きな問題というのは選択権だと思ひます。つまり、今までは保育所は市町村の措置によって入所する仕組みでございまして、あるいは子供が保育所を選ぶ権利があるといひますが、これは幼稚園では当然ずっとそういう

選択権があるわけでございます。そこで、競争原理を導入したということでございますが、私は基本的にこれは賛成でありますけれども、そのことによって少子社会の中で経営が悪くなる、あるいは閉鎖に追い込まれる、そういう保育所が出てくる可能性があるのではないかと思ひます。局長にお伺ひします。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正によりまして従来の措置方式から選択型的方式に改正されるということに伴いまして、御指摘のように、各保育所それぞれが創意工夫を促進されるという面が出てくるかと思ひます。これによりまして、利用者のニーズを柔軟に受けとめて対応している保育所につきましては、私どもいたしましては定員の弾力化等、そういう努力を支援する措置を検討してまいりたいと思ひます。

また、一方におきまして、選択の結果として空きが目立つてくるような保育所も出てくるかと考えておりますけれども、こうした保育所につきましては、それぞれ別の保育所においてまずはいろいろ御工夫いただくことが必要かと存じますけれども、私どもいたしましては放課後児童健全育成事業の実施、あるいは老人保健施設との合築というように今ある施設の有効活用を図っていくということが必要ではないかと考えております。老人福祉施設との合築につきましては、そういったものが上がってまいりますれば国庫補助につきましても優先的に採択するなどいたしまして、国としても積極的に支援をしていきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、これまでの措置制度のもとでの待ちの姿勢を改めていただきまして、各地域の住民のニーズを的確に見極めてこれへの積極的な対応を図っていただきたいというふうに考えているところでございまして。

○長峯基君 それでは市町村の対応についてちょっと伺いたいと思ひますけれども、今までも全然変わらないのか、父兄が保育所を選

扱する権利が、子供が選択する権利ができたといふことによつて市町村の責任というものが軽減されるのか、そこら辺のところについて御説明をお願いしたい。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正によりまして入所方式を措置型から利用型に改めるということに伴ひまして市町村の役割がどう変わるかといふことでもありますが、申し込み自体も市町村に從來どおり行ふことになっておりますし、費用負担の面でも市町村が保育に必要な費用を支弁する、これについて国庫の方も負担するというような形でございまして、この点については從來どおりといふことでもございます。

○長峯基君 それでは、ちよつと具体的なことについて伺いたいと思ふのでありますけれども、この児童福祉法第二十四条に「保育に欠ける」児童といふ文章がございまして、どういふ場合に保育に欠けるかといふのは保育に欠ける児童しか入れないといふことですね。そういう意味で、この「保育に欠ける」児童といふことについて御説明をいただきたい。

また、続きまして第二十四条の第三項に、市町村は保育所への入所を希望する者に対して「公正な方法で選考する」、こういう規定が入つたわけでございますけれども、この「公正な方法で選考」、具体的にどのようなことをやるのか。

それから、もう一点でございますが、第四十八条の二、「保育所の情報提供等」、保育所は「保育所が主として利用される地域の住民に対してその行ふ保育に関する情報の提供」を行わなければならないといふ義務規定と申しますが、そういう条文が入つたわけでもありますが、この「情報の提供」はどのような情報を具体的にどういふ形で提供しなければならないのか、この三点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 保育に欠ける児童といふことにつきましては、児童の保護者が昼間労働することを常態としてゐる、あるいは疾病にかか

り、あるいは身体に障害を有していること等によりまして当該児童を保育することができないと認められる場合を指しております。こういった意味で、現行の保育に欠ける児童といふことで保育所に入所できる児童と全く同様の意味であります。

それから、公正な方法で選考といふことでございしますけれども、原則には保護者が希望する保育所に入所するといふことで、あきがある場合にはそこに市町村としても入所させなくてはならないといふことでもございしますが、保育所の受け入れ能力を超えるような場合、これは市町村で公正な方法によつて選考をするといふことにしております。

この場合におきましても、母子家庭等優先度の高い者については入所できるような配慮が必要かと思ひますが、この公正な方法自体につきましても一定のルールに従つて公正にやる必要があると考えておりますけれども、その具体的な方法につきましては各市町村がそれぞれの地域の実情に従つて定めまして住民の理解を得ていくといふことになるのではないかと考へております。

私どももいたしましては、現在いるような方法がとられていたところもございしますが、そういう事実も参考しながらガイドライン等をお示しすることによりまして地方公共団体の入所の仕組みの決定を支援してまいりたいといふふうに考へております。

また、情報の提供でございますけれども、これは保育所等を選択していただく場合の基礎的な資料として重要になってくるわけでありまして、その中身につきましては今後検討していくこととしておりますけれども、現在考へておりますのは、その保育所における保育の方針、あるいは乳児、障害児などの受け入れ状況、給食についての対応、一日の過ごし方などいふものであるか、主な行事、園外保育の実施状況とか、そういったことにならうかと考へております。また、明らかにする方法につきましても、保護者ができるだけ見やすいといふことでもいろいろな媒体等について

も考へてまいりたいといふふうに考へております。

○長峯基君 少しわからないところがございしますけれども、まあいいでしょう。

次に、入所対象を拡大すべきではないかといふ意見があると。つまり、子供は本来親が責任を持つて育てるべきでありますから、今、保育に欠ける児童だけを保育所は入所させる、こういうことになるわけでもございします。また後ほど幼保一元化の議論もしたいと思ひますが、幼稚園は自由に入れる、保育所は保育に欠ける児童だけである。競争が激しくなりまして定員割れがどんどん起つてくると保育に欠ける児童という概念が非常にあいまいになってくる可能性がある。現実の保育園ではあるんですよ、お母さんが勤めてゐるといふ名目で毎日パチンコ屋に行つてゐる。あるんですよ、現実には。そういう現実もございします。

ですから、そこら辺を、本当に保育に欠ける児童という概念でずつと保育園はやつていくのかどうかといふところに疑問を持つていくわけでございます。しかも、選択権を認めたといふことになると、もつと自由といふか、競争の中にこれを入れていくわけでもございしますから、少しそこら辺の概念が理解できないのであります。どのようにお考へになつておるのか。

○政府委員(横田吉男君) 保育所への入所対象児童につきましましては、從來と同じように保育に欠けるというのを要件としたしてゐるところであります。

この保育に欠けるか否かにつきましては、市町村に申し込みがあつたときにその事実を市町村において確認するといふ方法を考へてゐるところであります。

これを今回も維持することにいたしておりますのは、一つは保護者が家庭で保育できる児童について市町村に保育サービスの提供義務を課すといふのは適当かどうか、また公費負担を相当行ふことにつきまして国民を初め関係者の理解を得るこ

とができるかどうか、こういった点があるわけでありまして。それからもう一つは、幼稚園制度との関係におきまして、それを外すことについては十分な検討が必要ではないかといふふうに考へたところでございします。

したがいまして、現段階におきましてはこの保育に欠けるといふのは私どももいたしましては必要ではないかといふふうに考へております。

○長峯基君 今の答弁でわかりました。わかつたといふよりも、ちよつと問題があるんですよ。いや、いいんですよ、局長の御発言は。

というのは、国からこれだけの補助をして、後ほどまた議論しますけれども、保育に欠ける児童を入れないと国民の了解が得られるかどうかといふ御発言が今ちよつとありましたね。ですから、保育所といふのは相当の金をつつ込んでおるわけでありまして、後は私どももちよつと多過ぎるんじゃないかといふ議論もしたいと思ふんですが、いわゆる受益者負担の原則といふものからいくと、こういう財政が厳しくなつていく時期に、やつぱり保育に欠ける児童という定義がないと入所できないといふ歯どめがあるんだらうと思ふんです。

それはそれとしまして、後ほどまた議論しますが、保育料の均一化、これは南野先生からもお話がございしました。十段階を七段階にする、そして所得に応じていふのを年齢別にするといふか、そういう話でございしましたが、そこら辺をもう少しお聞かせいただきたいと思ひます。先ほどの御発言の中で、今は所得に応じて十段階になつてゐるわけでもありますが、今後はその所得に応じてを外していわゆる年齢別にやるんですか、それともやつぱり所得に応じていふのは加味していかれるのか、そこら辺の基本的なスタンスをちよつとお聞きたいと思ひます。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正におきましては、先ほど御説明申し上げましたように、入所方式を行政処分による措置から申し込みにより利用者を選択する方式に変へることによりまして

して、これと対応いたしました保育料の負担につきましても、それぞれ年齢別に異なりますけれども、保育サービスのコストを基礎といたしまして、徴収した場合における家計への影響も考慮して保育料額を決定するという形にいたしております。

私ども、今後の方向といたしましては、年齢等に応じた保育コストを勘案して、できる限り公平、差のない保育料を目標してまいりたいというふうに考えておりますけれども、現段階で十段階に分かれておりますので急激な負担増となるものではないかという御心配もございますので、私どもといたしましてはこの保育料の基準額率につきましては当面簡素化する方向で対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○長峯基君　少し理解できませんけれども、まあいいでしょう、それは今後具体的になっていくでしょうから。

できるだけ所得に応じてやる。少し今後その方式は残るようでございますが、保育料をやっぱり均一化していくというふうには私は考えるべきじゃないかと思ひます。しかし、この議論はいいでしょう。

それから、保育二ーズの多様化でございますが、延長保育だとか、障害児保育だとか、夜間保育、病児一時保育、休日保育、あるいは最近では宿泊保育みたいな、親が旅行するから子供をちょっと預かってくれとかそういうもので、これは多種多様の保育二ーズというのは出てくると思うのでありますけれども、私は、保育所のあり方の中で、そのすべてのことについて措置費が組まれてそれに対応していくという、そのようなあり方についてもつとやっぱり受益者負担の原則というものを取り入れるべきではないかと。せつかく選択権というものを認めて親の希望によって入るのでありますから、保育二ーズについてもつとやっぱり受益者負担というものを出すべきでは

ないかというふうを考えるのでありますけれども、どのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 先ほど御質問の中で所得に応じた保育料額に残るのかという御質問でございしますが、保育コストをもとに家計への影響も考慮して決めるという形になりますので、将来できるだけ差のないような保育料を目指したいと考えておりますけれども、当面、家計への影響を考慮するという形で複数段階のものにならざるを得ないということに考えております。

それから、ただいまの延長保育等についての多様化についての対応でございますけれども、かつと違いました共働き家庭が一般化している、その就労形態も非常に多様化しているという中で、低年齢児の保育あるいは延長保育というものに対する需要がかなり増加してきております。

私ども、これにつきましては従来からエンゼルプランなり、その一環として決めました緊急保育対策等五カ年事業におきまして特別保育事業としてその実施を推進しているところでございますが、今回の制度改正におきましても、こうした保育需要の多様化に対応できるように、一つはそういう選択制というものを考えたところでございます。こういった選択制を通じて、各保育所においてそれぞれ利用者の保育ニーズに即したサービスが柔軟に提供できるような仕組みにしたい、そのことによって保育所自身の創意工夫、努力を促すというところであります。

この負担についてどうするかという点につきましては、さまざまな御意見もございますので、私も今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○長峯基君 それでは次に、高齢者福祉との連携について御質問をしたいと思います。

保育所を活用して地域の高齢者に対して例えば配食のサービスをするとか、いろいろ福祉との連携、高齢者福祉との連携が行われているところがございます。私も実際にそういうところを、デイ

サービスとの併設とか実際に見学をさせていただいたりして、なかなかうまくいっているなというか、いいことやっているなという感じがいたしております。例えば、保育所の給食施設でおいしいちゃん、おばあちゃんの昼御飯を週に一回か二回つくって、その地域のひとり暮らしの御老人の方に子供たちが居けるとか、そういった保育行政の中に高齢者福祉に対する連携を持ちながらやっておられるというようなところもございます。

それから、最近聞いた話では、まだこれは実際にやっておられるかどうかわかりませんが、お年寄りがおられて、夫婦共稼ぎでございますから子供を保育所に預けて働きに行く、そのときにおじいちゃんも一緒に車に乗せてその保育所の近く、また同じところでもし開設をされていたら、たまたまお年寄りもそこに一緒に預かっていただいて、夕方帰りに迎えに行く、こういう制度も、あるのかどうかわかりませんが、ある園長先生がいいます。いいんじゃないかと。つまり、保育所の定員が減つてまいりましたときに、普通は特別養護老人ホームですとかいろいろな老人施設をつくるという人当たり一千万とか二千万とか非常に高額がかかる。しかし、今の保育所を改造して十人とか十五人単位ぐらいで、お年寄りを預かるような施設にすれば、園児が減つてもそれだけ一緒にやっていたけるんじゃないか、こういうお話も聞きました。実際に全国的に行われているのかどうかわかりませ

そういう意味では、積極的にやっぱりこういう事業は展開していく必要があるのではないか、そのことがまた子供の教育というか、お年寄りと接することによって子供たちの将来にも非常に私はプラスになるんじゃないかというふうに思ったのではありませんけれども、もし実態がおわかりになればお話をいただきたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 御指摘のございましたように、保育所と高齢者福祉の連携を図るということは私どもも大変重要であると思っております。

一つ御指摘のありました保育所と老人福祉施設の複合化につきましては、これは私どもとしても今後さまざまな保育所が出てくる中でぜひ推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。国庫補助の採択等についても、そういった合築等を計画しているところにつきましては優先採択を図ってまいりたいというふうに考えております。

現在、こうした保育所におきましてさまざまな施設との合築等が図られてつづけておりますけれども、例えば老人福祉施設と合築されておりますのは二百八十三カ所ございます。老人保健施設と合築しているところが十一カ所というような形でございます。今後ともこうした連携を進めてまいりたいというふうに考えております。

また 児童と老人との世代間の交流という点につきましても、私ども大変意義のあることと考えておりまして、こういった点についてもその推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○長峯基君 文部省からもおいでいただきたいとおると思いますが、幼稚園とこういう老人施設の連携についてちょっとお話をいただきたいと思ひます。

○説明員(土居正君) 幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期でございまして、こののちに高齢者への感謝や尊敬の気持ち、思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむことは、高齢社会を迎えるに当たりまして非常に大切なことであると考えております。

このために、幼児期におきまして生活の中で直接的、具体的な体験をしていくことで高齢者施設との連携を図り、幼児が実際に高齢者と交流できる機会を幼稚園教育においても積極的に取り入れていくことが重要であると考えております。

幼稚園におきましては、現在地域に開かれた幼稚園づくりというようなことを推進しておりますが、この中で高齢者との交流や老人ホームの訪

間なども積極的に進めようというところではないか。

また、先ごろ策定されました教育改革プログラムにおきましては、高齢社会に対応する教育の充実に関しまして、幼稚園、小学校段階での高齢者との触れ合いプログラムの導入など、学校と高齢者施設の連携を図っていくことを中央教育審議会が検討いたしました。平成九年、本年の六月をめどに結論を得ようというふうになっております。幼稚園教育につきましても、中央教育審議会の検討結果を踏まえまして、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○長峯基君 それから次に、いわゆる無認可保育園について実態、どのくらいの施設があるのかという点と、これは社会の需要があるから無認可保育園はあるわけでございますので、厚生省としてはどのような指導基準を持っていられるのか、この二点について教えていただきたいと思っております。

○政府委員(横田吉男君) 認可外保育施設につきましては、平成八年一月の時点におきまして施設数が約九千三百十カ所、利用児童数は約二十二万人となっております。

認可外保育施設につきましては、従来から指導基準をつくりまして、これに基づいて安全衛生面等の指導を行ってきるところでございます。

この指導基準につきましては、本来の認可保育所に対する基準、これは最低基準ということで遵守が義務づけられておりますけれども、若干これよりも緩やかな基準ということになっております。

人数等につきましては、大体認可保育所に準じて置くというような指導になっておりますけれども、必ずしも全部資格者でなくてもいいとか、そういう点において緩やかな規定になっているところがございます。

○長峯基君 文部省、預かり保育についてちょっと御説明いただきたいと思っております。

○説明員(土居正君) 預かり保育でございます。

が、近年の都市化の進展あるいは女性の社会進出の拡大などを背景といたしまして、幼稚園教育に対するニーズも非常に多様化してきております。

預かり保育はこのようなニーズに対応いたしまして、四時間を標準として定められた通常の教育時間の終了後に引き続き保護者の希望におこたえいたしまして幼稚園において教育活動を行うということで行っているわけでございます。

平成五年度の全国の幼稚園を対象とした文部省の調査によりますと、大体午後四時を超えて五時ごろまで実施する幼稚園が預かり保育をやっている全体の幼稚園の中で五一・七％、五時を超えて実施しているところも二四・三％というふうになっております。全体の中でそのときに預かり保育を実施していた幼稚園は、公立が少のうございまして五％、私立が大体二九・五％、全体では二〇％弱、約二割程度の幼稚園が預かり保育を実施していたわけでございますけれども、最近、いろいろな情報によりますと、実施の傾向というのは増加しているというふうに考えておるところでございます。

○長峯基君 聞きなれない言葉でございますけれども、要するに延長保育で、五時とか六時までは園児を預かる。つまり、私が言いたいことは保育所と幼稚園は同じなんですね、現実には。

それで、ちょっとデータを文部省からお示しいただきたいと思っております。全国の幼稚園の施設数、公立とか私立とかに分けていいです、施設数がどのくらいあるのか。幼稚園に行っている児童数がどのくらいあるのか。それから、平均保育料がどのくらいあるのか。もう一点、私学助成とか就園奨励費等を含めた国庫補助の総額、平成九年度の予算の丸い数字で結構ですが、この四つについてちょっとお願いたします。

○説明員(土居正君) 幼稚園の施設数でございますが、平成八年度は全国で一萬四千七百九十園となっておりまして、在園する幼児の数でございますが、三歳から五歳までで百七十九万八千五百一十一人というふう

うになっております。

平均の月額保育料でございますが、平成八年度の調査で、公立が五千五百六十九円、私立は一万七千五百六十六円というふうになっております。

また、予算につきましてでございますが、国費につきましては就園奨励の助成あるいは私立幼稚園の経常費の助成費補助等を含めまして約三百四十五億円余りというふうになっております。

○長峯基君 大臣、ちょっといろいろお考えいただきたいと思うのでありますが、保育園の方は聞きます、私の方から申し上げます。施設数が幼稚園が大体一萬五千、それから保育園がおよそ二萬二千五百。それから、児童数が幼稚園は百八十八人、保育園は百六十万人。保育園の方が少ないわけですね。それから、保育料は幼稚園では平均一萬七千円、保育園では三萬二千円。幼稚園より約一萬五千円高いということになります。この国庫補助が幼稚園の場合はおよそ三百億であります。保育園の場合は三十三億です。十倍、保育園に国庫補助がある。

ですから、いろいろあと細かいことはあると思うのでありますが、この数字を見ると幼稚園と保育園というものがいかに、もちろん内容については預かり保育も出てきたわけで、希望すれば五時、六時まで預かっていただければ、そうすると保育園と全く一緒になる。ただ、保育に欠ける児童、この保育に欠ける児童という一つの縛りがあるために保育園と幼稚園というものが、もう内容がほとんど一緒なんですよ、今、文部省の教育要領によつてこれは行われているわけでございまして、ほとんど一緒なんですよ。

大臣はどのように今お考えになるか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(小泉純一郎君) 実態としてだんだん幼稚園と保育園の垣根が低くなつてきているというところも今の話でわかると思っています。確かに公費の点では保育園の方がはるかに公費を投じている。幼稚園と保育園の一元化の問題も出ておりま

す。お子さんを預かるという点では随分似ている面もあります。かといって、保育に欠けるということも主眼としている保育園と幼稚園との違いもあるのも事実であります。しかしながら、この幼稚園、保育園の交流というものの、弾力化というものには私はだんだん進めていく必要があるのではないか。

その中でどういう仕組みがいいのか、本当に垣根を全部取り払っちゃった方がいいのかどうか、その点はまだ検討すべき課題が多いと思っております。で、幼保一元化のいろいろな議論を踏まえながら、今、文部省とも厚生省はいろいろ協議を始めております。その中で今後あるべき幼稚園と保育園との連携なり区別なりをどう考えていくかということを検討していきたいと思っております。

○長峯基君 大臣が文部大臣という立場だったからまた発言もちょっと違うかも知れないと思うんですが、つまり幼保一元化の問題は昭和六十二年から臨教審で出まして、平成八年の地方分権推進委員会の第一次勧告、それから最近では平成九年一月の教育改革プログラム、こういうものが出てくるわけですね。実態を見ますと、学校教育法に言う幼稚園、それから保育所の保育指針というのがございまして、これもすべて幼稚園の教育指針に従つてやる、そういうふうな書かれております。つまり、今、大臣がおっしゃいましたように、時代の変化とともに大きな流れがある。

そして、実際は、お父さん、お母さんたちに言わせると、最後は幼稚園にやりたい。つまり、言葉は悪いんですけども、差別感があるんですよ、保育園に出して欲しい人とか幼稚園では、これは現実に親の方にもございまして、子供にもあるんですよ。ですから、本来ならばこういう分け方がいいかというのとは別ですが、例えば一、二、三歳は保育園で、四歳、五歳は幼稚園にするとか、何かそういう一つの、もうぼつぼつ幼保一元化について真剣に考えるべき時期ではないか。

そして、幼稚園側からいうと、十倍も保育園の方は措置費をもらつてやっているのじゃないか。

大変幼稚園の経営は苦しい。確かに保育園の経営は豊かです。これは内部の人が言うんですから、対外的には言えませんが、私も内情を知っておりますが、非常に豊かです。今度は保育園はバスも使えるようになるんですね。競争社会になつてバスが使えるようになるんですよ。もう許可が出ました。そうすると、幼稚園は、もちろんバスで奪い合いをやっているところもございいますが、非常に経営が苦しいところもございいます。

ぜひこの問題については今後真剣に御検討いただいて、文部省ともよく話し合つて進めていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○和田洋子君 今回の児童福祉法の改正案に伴ひまして、地元のお母さんたちからたくさん疑問の点とか要望してもらいたい点とかいろいろ言われておりますので、私は、お二人の委員の御質問に大変答えるところが多いんですけれども、そんな中でもなお確認の意味でタブらせて質問をさせていただきますかと思ひます。

まず、保育所の制度についてお伺いをいたします。

現在の保育所の制度においては、保護者の労働とか病気とかの理由によって、先ほどのお答えのように、市町村が乳幼児が保育に欠けるということでそれらの児童を入手させて保育する措置をとらねばならないというふうになつておりますが、この措置に対して市町村や都道府県、国が費用の負担を負うことになっております。

このように、保育所の入所についてはいわゆる措置制度という形で行われているのでございませうけれども、改正案ではこの仕組みを見直すというふうになつて、保護者が希望する保育所を申し込んで、そして市町村は情報の公開などによって保育のサービスを提供するというふうになつております。今現在でもこれは保護者が市町村に希望をするというか、近所の保育所に入りたいということを書いてやっていたと思うんですけれども、それ

とどこが変わつてくるのか。今回、保育所の措置制度を見直すと言われても、その結果具体的にどこが変わつてきているのかなというふうにお母さんたちは、今までもそういうふうにお母さんたちが思うんだけれども、今回の改正によつてどこが違ふようになるのか、その趣旨とねらいはどこにあるのかということが大変疑問の点だと思ひますので、再度お伺いをさせていただきます。

○政府委員(横田吉男君) 現在の入所方式は、今お話の中にございましたように、保育に欠ける児童がいた場合に市町村がこれを措置という行政処分によつて保育所に入所させるという仕組みになつていて、保護者等から希望をとっているというところでございませうけれども、利用者として制度上これを選択できるという仕組みにはなっていないわけでありませう。

したがいまして、現実には地方公共団体等地方の状況によつては利用者が希望する保育所が定員に満たない場合であつてもこれに入れない、市町村におきましていろいろな経営状況等を勘案して入所を調整するというような場合もございませう。あるいは入所している保育所から希望しない保育所に途中で移されたりするという事例もございませう。あるいは市町村内を細かく、学区制ではないわけですが、区域に分けて、その区域内の保育所であれば入れないというふうないろいろな支障があるわけでありませう。これを今回、あくまでも利用する方の視点に立ちまして、保育所に関し、どのようなものか情報を提供いたしまして、それに基づいて子供なり親御さんが自分が入りたい保育所を自由に選択できる仕組みにするということにございませう。

これによりましてどう変わるかということでありませうけれども、今まで施設としては市町村の方の子供さんを連れてきてくれるというふうなことがあつたかと思ひますけれども、今度はやはり施設として自分の保育所が選ばれるように創意工夫を凝らす、魅力ある保育内容にするといった努力

が促されるようになるというふうな考えております。これによりまして良質で効率的な保育サービスが提供されるようになるのではないかとこのように考えておるところでございませう。

○和田洋子君 それでは、措置制度の見直しによつて普通のお母さんたちは国が保育について公的な責任を放棄してしまふのではないかとこのように思つておられるのか、あるいは今回の改正は公費負担減らしのための措置制度の見直しであつて、その結果として保護者に負担がかかつてしまふのではないかと、保育所の人件費がカットされて粗悪な保育環境になるのではないかとこのように心配、懸念をしておられる方がたくさんおられるというふうな思ひます。

そこで、そのような懸念を解消するために、今回の改正によつて保育について国の公的な責任が放棄されるものではないということ、公費負担が絶対に後退はしないということを大臣の方から明確にお答えをいただきたいんです。

○國務大臣(小泉純一郎君) 国が今回の改正によつて保育サービスの責任を放棄するということとは全くありません。むしろ、今までの保育サービスを水準させるためには民間の参入を促した方がいい、また親御さんが選べる余地を拡大した方がいい、またこの改正もやっておるわけでありませうので、公的責任についても今までどおり市町村が保育所に対して支弁する運営費について国が一部を負担するという面で公的な責任を果たしていきたい。

また、保育に対して民間が参入していきますと、私は確実に水準は上がっていくと思ひます。競争が入ってきますから、うかうかしていらお子さんが来ないという、経営者にとつてはいかにお子さんに来てもらうようなよりよい施設サービスをつくらねばならないと思ひます。それでないとなつては、いかに努力を要する必要があると。

また、公費についても、私はこういう財政状況ですからこれから大幅にふやすとかいうことは非

常に難しいと思ひます。我々の考え方で、今までの予算は前年度に比べてほとんどふやせばいいという状況から今後はどうやって歳出を削減するかという今までのちよつとない意識改革を迫られておりますから、その中で工夫が必要だと。できるだけ公費の後退がないように厚生省としてもいろいろ知恵が必要ではないかというふうな考えております。

○和田洋子君 今、大臣から改正によつて保育について国の公的な責任が放棄はされないということと公費負担は後退されない、そして環境は絶対に悪くならないというお答えをいただいて、大変安心をいたしました。

それを踏まえて保育料についてちよつとお伺いをしたいんですが、今回の改正案についてもう一つの懸念としては、今の質問にもありましたように、保育についての公的負担の後退とともに均一化ということが、大変保育料の見直しについての懸念があると思ひます。

そこで、保育料の負担方式についてどのように見直すとしておられるのか、その趣旨と内容を再度お尋ねをいたしたいと思ひます。その際に、全体として保護者負担が増加するようなことはないと考えていいのでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 今回の制度改正におきましては、行政処分による措置型から選択型、いわば利用型に入所方式が変わるわけでありませう。これに伴ひまして保育料につきましても、従来はそれぞれの所得に応じまして負担していただくという方式をとつていたわけでありませうけれども、今後は年齢別、それぞれ保育費用が異なつておりますけれども、そういった保育費用を基礎として影響を与えるか、保育コストという面を基礎として家計に対する影響も考慮してその保育料額を決めるという方式に変えたいということにございませう。

これによりまして、私も現在、保育料負担につきましても、共稼ぎが一般化したこともござい

まして、夫婦合算いたしますと所得の高い世帯もかなり割合が多いということでその負担感が言われているわけであります。また、所得の税額によっておりますので捕捉率の違い等による不公平感というの指摘されておりますので、こういった点を勘案しつつ、将来的にはできる限り公平で差がない保育料を目指したいと考えているところでございます。

ただ、現在、先ほども申し上げましたように、十段階に分かれておりますので、これを一挙に一歩化するというようなことは難しい。また、低所得の方々に対する配慮も必要であるというふうなこともありまして、当面は十段階の保育料というものを簡素化するという方向で対応したいと考えているところでございます。

それから、全体としての公費につきましても後退がないように努力してまいりたいということでございます。

○和田洋子君 ぜひ保護者の負担が増加することのないような措置でよろしくお願いしたいと思っております。

次に、放課後児童健全育成事業についてお伺いをいたします。

今回の改正の中で放課後児童健全育成事業の法制化が行われました。これは現在いわゆる児童保育として行われているものでありますけれども、働くお母さんたちからは乳児保育や時間延長といった点ではまだまだ不十分な点はあるものの、三歳ぐらいまでになれば何とか保育所で預かってもらえるようになる。そして、それは大変安心することなんですけれども、子供が小学校に入学した途端に放課後子供の面倒を見てもえなくなってしまうと子育ての両立が大変難しくなっているという、これだけの差があります。そういった点から見ても、今回の放課後児童健全育成事業という法律に位置づけての推進を図っておいでになるということは大変前進であるというふうには思います。

それで、今回の法改正によって具体的に放課後

児童健全育成事業の推進にとつてどのような利点があるのか、また法改正を受けて今後どのようなことを推進されようとしておられるのか、そのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(横田吉男君) 保育制度自体につきましては就学前の児童を対象としているものでございまして、御指摘のように小学校に入った場合には保育の対象にはなっていないわけでありまして、こういった現状におきまして、共働き世帯の方々にとりましては、小学校低学年の場合には非常に心配が多いというふうなことがあるわけでありまして、

私どももいたしましては、こういった状況に対応するために、小学校低学年の児童に対して遊ばせる場を生活の場と与えまして、その健全育成を図る、それによって保護者の子育てと仕事の両立支援についても進めていくというふうな考えであります。

今回、こうした考えによりまして、児童福祉法上、放課後児童健全育成事業として明確に位置づけるということを考えてわけでありまして、また、地域の実情に応じまして非常に多様に今行われておりますので、今後ともこういった実情に応じた多様な取り組みが行われるよう市町村につきましてもその努力義務を促す、これも法律上明確にいたしますとともに、この事業につきまして、社会福祉事業法上の最小限の規制ということで事業法の対象にも加えたということでもあります。これによりまして、市町村におきましてもそれぞれの地域の実情に応じてこういった事業の一層の推進を図るよう努力していただくようになるのではないかと。

それから、社会福祉事業法による社会福祉事業ということになることによりまして、いろんな税法上の特典等も受けられるようになるというふうなことでもございます。これによってこの事業の一層の推進を図ってまいりたいというところでございます。

○和田洋子君 また、放課後児童健全育成事業の

定義ですけれども、法律上、児童厚生施設、すなわち児童館等を利用してとなっております。現在、放課後児童健全育成事業は児童館で行っているものもあれば、学校の空き教室なんかを利用しているものもあります。そういういろんな形で行われていると思っております。

そこで、まず現状について確認のために伺いたいと思いますが、放課後児童健全育成事業は現在どのような場所で行われているのか、お伺いをいたします。

○政府委員(横田吉男君) この事業の実施場所でございますが、全体で八千六百カ所ほどございまして、学校の空き室あるいは学校の敷地内の専用施設といったところが大体四割を占めております。その次に多いのが児童館、児童センターというところでございまして、二二%ほどでございます。そのほか民有地の施設あるいは民家のアパート、公的な施設、団地の集会所、保育所、幼稚園等でも行われているということで非常に多様な形態をとって実施されているというのが現状でございます。

○和田洋子君 それでは、今回法律上位置づけられたことによつてかえつて場所が限定されてしまつて、地方公共団体で行われている取り組みに支障が生ずるのではないかと懸念もあるものですけれども、一方で、現在児童館で行われている事業との関係で、児童館の位置づけが不明瞭となつて児童館が放課後の小学校低学年の児童以外の児童も対象に行っている事業が行われなくなつてしまふのではないかと懸念もあるんですけれども、いかがですか。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正により法的に位置づけることになるわけですが、これによりまして現在多様な形で行われている放課後児童健全育成事業が損なわれることのないようにしたいと考えております。これにつきましては、そのまま多様な形で今後とも実施していただくことが可能なような形になっているところでございます。

それから、児童館との関係でありますけれども、児童館につきましては地域における児童というところで十八歳未満の児童の健全育成の拠点として役割を果たしてきたところでございますが、放課後児童健全育成事業、この事業はおおむね十歳未満の小学校低学年の児童を対象にいたしておりますけれども、児童館の事業の一つの事業ということでございます。

私どももいたしましては、児童館でこういった事業が行われるよう、その行われる児童館の優先的な採択等を図つてまいりたいと考えておりますけれども、これによりましてほかの事業が支障を生じるということのないようにも配慮してまいりたいというふうに考えております。

○和田洋子君 今のお答えで、児童館が今まで果たしてこられた役割と一緒にされるということで大変安心をいたしました。

次には、児童扶養手当の見直しが見送りになりましていただきたいと思います。

昨年末に中央児童福祉審議会で児童扶養手当について、母子家庭に児童扶養手当を支給した上で離婚した方から、その所得等を勘案し、児童扶養手当の全部または一部の費用を徴収することができ仕組みの検討を行うといった内容の報告が出ておりました。

確かに、養育費の支払いが十分でない状況において、養育義務を果たしていない父親にかつて相当額の公費が、言いかえれば国民の税金が使われているわけですから、そういう社会的な公正の観点から問題があるのではないかとという理屈は私もわからぬわけではないんです。養育費については当事者間で十分話し合いが行われ、適切にそれが支払われている仕組みというのを整えなければいけないという、その方が重要でないかというふうに思ふんですけれども、仮にこのような制度を設けたとしても、養育費を払おうとしない父親が果たしてそんな費用を払うことはないかというふうには、大変難しい問題だなという

ふうな思いが私もありました。

今回の改正では児童扶養手当の見直しについては見送られたわけでありませうけれども、児童扶養手当の父親からの徴収制度について中央児童福祉審議会ではどのような議論が行われたのか、どうして改正が見送られることになったのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 子の養育というものは父母の共同責任ということでございますので、仮に父母が離婚いたしましたとしても、離婚した父は子に対する扶養義務を負っているということでございまして、御指摘の中にもありましたように、現実には離婚した父で養育費を払っておりますのは、平成五年の調査によりまして一四・九%ということで、大部分が履行していない状況にあるわけでありませう。

この問題について、中央児童福祉審議会の方で御議論いただいたときには、全額公費による児童扶養手当は現在二千四百億ほど支給いたしておりますけれども、これを払っている状況の中で、離婚した父とそれから一般の納税者との社会的公正、公平の確保を図るという観点からは、離婚した父からこの児童扶養手当の費用の全部または一部を徴収できるような仕組みについて、これは理論的、実務的に検討すべきであるという御提言をいただいたわけでありませう。

私もこの提言を受けまして、父からの児童扶養手当に要した費用の徴収制度について検討を進めてきたわけでありませうけれども、法案提出の過程におきまして、民法の扶養責任との関係をどう調整するか、例えば私的に相当多額の扶養手当を払っていても父親の方から徴収されるのかといったような議論、あるいは徴収だけでなく、現在の支給要件そのものにつきましても今のままでよろしいのかどうか。現在の私的に受け取っております扶養手当というのは所得税の課税対象の所得に算入されませんので、その母親の方がみずからの就労等により得た収入だけがカウントされるということで、それが四百万円

以上になりますと支給されないわけでありませうけれども、所得制限等がかかってくるというような点はそのままでもいいのか。あるいは徴収の事務、これもなかなか実際にやりますと大変な点がございませうけれども、どういふふうによつていくのかというさまざまな問題が提起されてきて、私どももいたしましては、引き続きこの法改正について検討していきたいということにしたところでございませう。

○和田洋子君 扶養手当を出さない父親たちに、ぜひにそつちの方が先だと思ひますので、それを十分に法制度がきちんと履行されるようにしていただきたいというふうに思ひます。

母子家庭施策についてお伺いをいたします。これに關して、母子家庭の自立に向けた施策についてお伺いをしたいと思います。

今回の改正の柱は児童保育施策、児童自立支援施策、母子家庭の自立支援施策の三本の柱であると考えておりますが、母子家庭の自立支援施策については今回の改正によつてどんな対応が図られるのか、お伺いをいたします。

○政府委員(横田吉男君) 母子家庭につきましては、その自立の促進を図ることが重要であるという考えに立ちまして、現在母子寮は母子を保護する施設というところになっておりますけれども、これを直直しまして、単に住居を提供して保護するだけでなく、積極的に母子家庭の自立を支援していくというふうな施設にしたいということで名称を母子生活支援施設というふうに変更することにしたところであります。また、その機能につきましても、単に入所して保護するだけでなく、いろいろなケア、それから寮内の保育等も行えるような施設にしたいというところでございませう。

それから、母子家庭の自立を図る上におきまして雇用の促進というのが一番重要ではないかというところでございませう。この点については、従来、福祉事務所あるいは公共職業安定所が連携するということのような規定があったわけでありませうけれども、今回の改正におきましては、公共職業安定所

と協力すべきものとしたしまして新たに名称を変えました母子生活支援施設、今までの母子寮でございませうが、これと地域の基幹的な児童福祉施設に設置することにしたところであります児童家庭支援センター、これは相談機能を持った施設でございませうけれども、そういったものを加えて、こういう福祉施設との連携もしながら就労の促進を図っていくようにしたいということでありませう。

私どももいたしましては、この母子生活支援施設におきましてケースワーク等の充実、あるいは今申し上げました公共職業安定所と関係機関との連携強化を図りながら雇用の促進を図つてまいりたいというふうな考えでございませう。

○和田洋子君 母子家庭に対する支援としては、児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉資金の貸し付けなど経済的支援や住宅対策などがありますけれども、経済的な自立のために最も重要なものは就労支援だと私は思っております。また、これは単に経済的に自立をするということではなくて、母親が生きていけるというところで一生懸命に働いている姿は子供の健全な育成、健全な成長という観点から大変重要なことだと思ひます。しかしながら、母子家庭は就労する上でいろいろなハンディがあることも事実であります。就労の状況は必ずしもよくないと聞いております。

今、厚生省から、母子家庭の雇用の促進のため、公共職業安定所と連携を強化したいというお話がありましたけれども、母子家庭の就労に当たつて一体何が問題なのか、これまでどのような対策をとつてこられたのか、また今後どのような対策が必要と考えておられるか、労働省にお伺いをいたします。

○説明員(村上立君) 母子家庭の母など子供を育てる女性が安心して働くことができる就業環境を整備していくことは重要な課題と認識しております。このため、労働省としては、就職を希望する母子家庭の母等について、全国の主要な公共職業安定所に専任等職業相談員を配置し、家庭環

境等に配慮したきめ細かい職業指導、職業紹介などに努めまことに、母子家庭の母などを雇い入れられた事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給、訓練手当を支給しながらの職業訓練や職場適応訓練の実施などによりまして良好な雇用機会を確保するという意味でさまざまな政策を講じておるところでございませう。

○和田洋子君 ありがとうございます。

○委員長(上山和人君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開会

○委員長(上山和人君) ただいまから厚生委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○山本保君 平成会の山本保です。どうぞよろしくお願ひします。

最初に、ちょっとこれは通告をしていなかった分でございますけれども、午前の部で長峯先生の方から大臣に最近の少子化対策について意見を聞かれました。これは私が勘違い、またはもし間違つておたら長峯先生に失礼いたしますけれども、今そんなに国はこういう保育とか子供の福祉にお金をかけなくてもいいのではないかとというような御趣旨のお話だったかなという気がちよつとしましたもので、これはそうではなくて、今こそ将来の社会に対する投資として今以上に子供に公費を入れるべきであると私は考えておるわけなのでございませう。

そこで、大臣、その辺どのようにお考えなのか。先回、本会議で質問させていただきました、そのときに少子化についてはお話を伺いましたから同じトーンで結構でございます。

ですから、今必要なことは、子育てをする方が、本当にその子育てに自信を持ち、喜びを持って子育てをしていけるような、またさまざまな形で働きながら子育てをすることに応援がある、その場合いろいろな多様なニーズがあるわけで、それに多様にこたえるべきだと申し上げたわけですけれども、この辺についてお考えを。

といひますのは、以前、私が厚生省におりましたときに自民党の部会に呼ばれてまして課長と伺いましたところ、そのときある代議士の先生が、今そんな子育て支援を、産みたい人は産めるようなそんな環境づくりなど言っておるときではない、

こんなことをやればローマ帝国がつぶれたように日本は滅びてしまわず、もつと女性にたくさん子供を産んでもらうように国がキャンペーンを張るべきであると、こういう勇ましい先生がおられます。さすがに当時のたしか女性の経済企画庁長官からその場で注意を受けておったという気がするわけでありますけれども、しかし一部にはやはりそういう考え方もあります。

大臣の方からもう一度この子育て支援について
のお考えをお聞きたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 子育てを支援するというのとは、様ではないと思いますけれども、女性に産めよふやせよとかねや太鼓をたたいても、そういう状況でもない。女性としてもいろいろ考えがあつて仕事に出たり、あるいは子を産むか産まないか判断する余地がかなり広がっていると思います。しかしながら、子供を持ちたいな、産みたいなという方に対して、仕事へ出かけても支障がないような体制を社会全体がどうやってとつて

と同時に、今後、今の保育所のありようも変わってまいります。さらには、男性の女性に対する考えも変わってきますし、女性の社会参加というのは当たり前のような時代になってくると思われます。いろいろな環境は変わってくる中で、男も女もお互い助け合いながら、また社会的に今までのいろんな施設が一つの殻に閉じこもらないで連携をとりながらお互いの持てる力を、子は社会の宝であるというような考え方から支えていこうかという意識を持つことによって、私は、環境も変わってくるし、そして子育てでの支援策も充実していくのではないかと。そういう点を幅広く意見を聞きながらお互いが、個人はもちろん、家族はもちろん、社会全体で子育て支援策を整備していこうという考え方が重要ではないかなと思っております。

○山本保君 どうもありがとうございます。突然
お聞きしまして、失礼いたしました。

それでは、今度の児童福祉法改正につきましてお聞きいたします。

最初に、きょう午前中にもお話があったことではありますけれども、現在、子供の権利というこ

とが非常に言われておりまして、日本も子どもの権利条約を批准しているわけであります。弁護士

さんたちのグループなども今回の法改正、特に児童福祉法は御存じのよう一條、二條、三條に大

きく理念を述べている条文がある非常に変わった法律でありますので、ここにとくに子供の権

利、児童の権利という文言を入れる、そして権利条約の趣旨を實現していくことを書くべき

ではなかったかという御議論があるわけでございます。

これにつきましてお尋ねしたいわけでありますが、まずはこれについてどんな整理がされ、先ほ

どお答えになったことではありますけれどももう一度お願いしたいんですけれども、児童福祉法の

中で子供の権利はどのように扱われているので

○政府委員(横田吉男君) 現行の児童福祉法におきまして、児童福祉の理念といたしましては、児童は心身ともに健やかに育成されるべきこと、また児童は生活を保障され、愛護されるべきこととというような規定が行われております。平成六年に児童の権利条約が批准されました際、政府部内におきまして改正するかどうか検討が行われたわけですが、その際には同条約の趣旨はこの中に確保されているというような整理がされたところでございます。

私ども、今回の福祉法の改正に当たりましては、この権利条約の趣旨を具体化するという観点

に立ちまして、一つは施設の入所を決定するに当たりまして、法律、医学等の専門家が参加します

都道府県の児童福祉審議会の意見を聞かなければいけないこと、それから一番目といたしまして

は、施設入所の際、児童の意向を聴取すること、それから児童の最善の利益を確保するために保護

者が希望する保育所を選択できる仕組みに改めること等の改正規定を盛り込んでいるところをごぞ

いまして、今後とも同条約の趣旨も十分尊重しながら制度の運用に努めてまいりたいというふうに

○山本保君 その内容についてはまた後で伺うこ

私は、この前の本会議で、非常に短い時間であ

りましたのでちよつとわかりにくいお話をしたか
 と思つて反省しておりますけれども、子どもの権

利条約の理念というものについて、これは論文等で発表しておるわけなんです、私なりの考え方

それは、今の日本のこういう分野の学界の大きさを申し上げました。

な流れといえますか主要なものは、まだ日本では子供の権利が大人の権利と比べて、その権利の保

障がこんなところにもない、こんなところにも
デュープロセスができていないというようなこと

を指摘されました、そこを直すことが権利条約の意味であるというような論が強いんですね。

それは、具体的にそのことによって子供に今すぐ与えるというよりは、この権利条約の理念というものに着目して国連で進めたわけであります。

では、この理念とは何かと。理念というのは決しておくれたものを、今足らないというものであればそんなに重要なものではないわけでして、そこで私の前申し上げましたように、実は権利条約には最善の利益という言葉がありますけれども

も、最善の利益というのは三十年ほど前の権利宣言にもありましたし、ジュネーブ条約にもありました。つまり、その最善の利益の本身こそが問題でありまして、子供にとって最善の利益とは何かという議論が今まで余りされてこなかったんです

が、その最善の利益の中身に初めて最大、最高、そしてまた最大ですが、フルエスト、その三つの最上級表現の目標が示されたことがこの権利条約の意義であると私は主張しているわけでありま

ですから、これは厚生省の肩を持つわけでは
ありませんが、児童福祉法というのは、これは全体
を見ておわかりのように、基本的概念は子供の保
護というよりは親の権利の保護であります。でき

ても、この児童福祉法というのは親権法の一部と位置づけられておりまして、親が子育てをする場合に権力やまたそれ以外のものから邪魔されない、このことについてのいろいろなルールが書いて

である法律でありますから、ここに突然その子供の権利というものを持てきますとなかなか難し

いところがあるのではないかと、少なくとももう少ししっかりこは議論した上でないとなかなか難しい。

また、権利条約を見ても、実は権利条約には子供の発達する権利を最初に、またほかの人に増して保障しなければならない責任は親にあるわけです。権利条約もよく読んでみますと親の第一義的な責任というものを非常に重視した条文であります。

この辺を抜きにしまして子供の権利というものだけをとりまると、ある学者などはこの権利というのはまさに児童福祉法が言っている大人が子供に健やかな育成を与えなければならないという義務、この義務が子供にとってはそのための環境条件が与えられる権利を持つという、こういう意味での権利であるという議論もあるようでございますので、そうなりますと今の段階でこの権利条約の文言をこの中に入れていくというのはどうかと私は思っております。ただし、まだまだ足りないところはあると思っておりますので、それは後でまた指摘することになります。

次に、保育制度の具体的な内容について、いろいろな議論がありましたけれども、繰り返しもありますが、お聞きいたします。

一番素直に率直にお聞きしたいのは、どうして措置制度をやめて選択制にするというのが保育の改善になるのか、もしくは保育制度の改善になるのか、ここにあります。この辺について、大臣、お答えいただけますか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 保育所ができてから現在までいろいろな社会の環境も変わってまいりました。また、保護者、親御さんの所得階層も当初より随分変わってまいりました。

先ほどもお答えしましたように、当初は保育所に入れている家庭では所得税を納めている方が二割にも満たなかった、それが現在では逆に所得税を納めているの方が八割近くになってきたという状況。さらに保育所に対しても、かつては母親の方は社会に出て夫と一緒に仕事を持つという考え

方についてもそれほど一般的ではなかった。それが現在ではむしろ母親も父親もともに仕事を持つというのが別段珍しくもなく当たり前のような考えになってきた。そして、当初はゼロ歳児、一歳児などの保育というのは考えられない時代だったのが、今ではむしろゼロ歳児でも一歳児でもというのが、保育をどういうふうに充実していくかということが考えられるようになってきた。

さらには、保育所についても所得に応じて保育料を払うものから、これは所得の把握がされやすいといえますが、サラリーマン階層と実際所得はそれほどなくても資産のある方とのバランスといえますが、公平感といえますが、そういう点も、同じ隣近所である実際の生活感から保育料にこうも違いがあつていいのかというふうないわゆる公平に関する疑問の声も出されてきた。そういう点、いろいろ社会が激変しておりますから、そういう中であつてこれからむしろますます子育ての支援体制をとっていく上において共稼ぎ御夫婦も多くなると思われますので、そういう際にむしろ保育所のサービス充実を促すという意味にむしろある程度競争の導入によってサービス競争という精神も大事ではないかと。

今までだと保育所というのは黙っていてもお子さんを連れてきてくれる、公費が投入されるという、積極的はどうやってお子さんに来てもらうかという観念はどちらかといえば薄かったのではないかと。今回、かなりの民間施設の導入を促すという面において、むしろ親御さんが保育所を選ぶことによって保育所同士の競争が始まることによつてサービスの水準も向上していくのではないかと、そういう観点から時代に合った保育所のやり方、児童福祉法の改正といふものを五十年を契機に考えるべきときに来ていふのではないかとということから改正を促したわけでありまして、今回の改正によつて私は着実に保育所同士の競争が進み、同時に水準の向上も図られるということを期待しております。

○山本保君 今いろいろおっしゃいました。つま

り、福祉サービスでありましたけれども、いわゆるこのサービスが一般国民に普遍化したということだと思えます。理念としては私もわかります。

ただ、ついですが一言、介護と比較しますと、老人福祉については介護という問題が出まして、これで今まで身寄りのない、またはだれにも見てもらえないような、いろいろな形で社会的におくれたような方が老人福祉の対象であるということが介護問題が出ることによって変わったわけでありまして。それは保育についてはもっと劇的に前から変わつていたわけでありまして。ただ、今度は介護保険法がまたここ上がつてきたときに議論をしなければならいかもしれません。同じ厚生省でありながら、介護問題とこの保育問題は対応の仕方が違つております。

介護はお金がかかる。そこで、公費はもう余り出さないようにして、その分保険でみんな持つてください、措置を外すかわりに保険でみんな出しましょう。保育の方は、措置は外すけれども、公費はきちんと今までもおり見ましようというところでですね。私はこれは介護保険法の実施問題点だと思つておりますけれども、これは次の機会にしたいと思つております。今のお話は理念面でございます。

ただ、民間導入ということをやさほどもおっしゃいましたけれども、私は民間導入というような概念はあつたのかどうか、これは大臣がちよつと郵政の方の關係で舌が滑っているんじゃないかと思ひますが、その辺いかがでございますか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 民間導入というのはなくて、公費を通じて。公立と私立、両方あります。そういう面でお互いの、競争が導入されてきますから、私はむしろ公立にはできないような民間施設のサービス競争が始まるのではないかと。それによつて公立もおちおちしていかなければならない、親御さんがどちらがいいかという情報を提供することによつて選ぶことができる、そういうことを言っているものでありまして、むしろ

る公立よりも民間が先導してサービス競争が始まる面が強いのではないかとこのことを言いたいわけでありまして。

○山本保君 ただでさえ今回の改正は公立保育園の方たちに対して少し厳しいんじゃないかという声があるところであつて、その辺は公立保育園の方々も一生懸命頑張つておられるわけでありまして。民間ではやはり経営とかいろいろのことを考えたときに持たないような障害者に関する保育などはたしか公立の保育園の方がよくやっておられるわけでありまして、その辺は余り誤解を与えないようなことが必要だと思ひます。

もう少しそれについて細かく聞いてみますけれども、市町村の責任は重くなるんだと、重くなると思います。今までと変わらんんだと。しかし、午前中の説明にもありましたように、公正な方法で選択をするとか、また情報を出さなくてはならないとか、ガイドラインというようなお話もありました。

具体的にそれはどういうことを指すのか、もう一度お答えください。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正によつて市町村の責任がどうなるかということでございますが、御指摘いただきましたように、入所方式について、従来と同様、申し込みは市町村に行うこととなつておりまして、市町村は申し込みがあつた場合にこれを受諾しなければならぬという義務を法律上も課しております。

それから、費用負担につきましても、これまでと同じように、市町村が保育所に対して運営費を支弁した場合にはその一部を国庫が負担するという形で公的責任を果たすことにしているわけでありまして。

それから、情報の提供につきましても、選択の際の参考資料といたしまして、市町村あるいは保育所におきましてそれぞれ保育内容、あるいは特別保育の実施状況でございますとか、利用者が必要と認められるような情報についてのデータを出すということを検討したいと考えております。

○山本保君 確かにこれまでどういう手続でその保育園、この保育所に行くのか、または隣のお子さんは行けたのに自分は行けなかった、なぜかというふうなことにしても情報公開はありませんでした。先ほどもそんな話がありました。例えばある保育園には何人申し込みがあつて、実際は何人であつた。もちろん、そこは市がそこが非常に高いのであれば急遽人数をふやすなり定員を増やすなりして努力をしなくちゃならぬと思ひます。そういう責務も市には出てくるだろうと思ひますし、またそういう方法を、ルールとたしかおつしやつたと思ひますが、ルールを公にすればするだけそれに対して異議申し立てというのはふえるであらうと思ひます。

それから、はっきり言えば、余りほかの人が、たくさんの方がやらない定員割れになるような保育園が出てきた場合に、どうしてこはそういうことになるのだというのを、これは一般の方も知り、そして市議会の方なども公費が大分入つていくなれば問題にしたりするということ、下手をするとなれば相当な混乱が起こるんじゃないかという気もしないでもないんですが、その辺は大丈夫ですか。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正によりまして申し込みの手続、あるいは選考の方法、それから各保育所の保育内容等、情報がある程度表に出てくるということでございますので、従来は見えなかつた部分がはつきり見えるようになります。ということで制度の透明性が私どもとしては高まるというふうな考えております。これによりまして、より公正かつ適切な保育サービスが提供されるようになると考えております。

○山本保君 そうなると、やはり、もちろんお父さん、お母さんにも賢いお父さん、お母さんになつていただかなくては実の子供の不利になるというところがすぐ想像できるわけでありまして。見えないいい園であるとか、また駅のすぐ近くにあるの何はともあれここに持つてくるのが一番近いからという理由でも選ばれたとすれば、これは子供にとつて全然幸せでなくなるわけでありまして、こういうようなものをきちんと見分けるような基準、以前チェックリストのようなものをつくることを私もやつたわけですが、例えばお母さんでもわかる、どういふ保育園のどういふところに目をつけて評価をしたらいいですよというふうなことを出すとか、そんなことを示すというふうなことを考えておられるんですか。ガイドラインというふうなことがありましたけれども、もう少し詳しくお答えください。

○政府委員(横田吉男君) 例えば満杯になつた場合の公正な選考方法につきまして、地域によりましては親御さんの就労状況あるいはいろいろな要素を点数化したしまして、その優先度を判定しているようなところもございます。それぞれ地域ごとにかなり異なつていられるわけでありすけれども、私どももこういふ各地方公共団体が基準をつくる場合の参考資料はガイドライン等でお示ししたいというふうに考えています。

そういうことで各保育所の創意工夫がさまざまにされるようになりまして、今までのように一律の運営ということではございませんので、御指摘ございましたように、保育所を選ぶ保護者の方も賢明になつていただく努力が必要かと思ひます。

こういった点について、どういふ保育所を選ぶべきかというふうな点について公的サイドからどの程度関与していくかということはあるかと思ひますけれども、これは市場レベルにおきましては出版物なりなんなりが出てくるのではないかと、いうふうな考えているところでございます。

○山本保君 これはそうお聞きすればするだけ、住民が直接参加して行政を動かしていくという趣旨からすれば当然のことではあると思ひますけれども、ただこれまでの福祉行政が全くその反対をやつていたのではないかと、いうふうな思ひを、このわけですから、これはよほどきちんとその趣旨を徹底されるようにしなければ無用な混乱が起るような気がいたします。その辺については留保いたします。

次に、お金のことについてお聞きします。一部の方だと思ひますが、今回十段階を七段階にすることによつて、例えば四万九千円の方が四万四千円になると五千円安くなると言われましても、安くなる方は大体普通は黙つておられまして、例えばこの第七、第八でございますが、四万円の方が四万四千円になるとなれば四千円値上がりになると。厚生省の話では大体二十何%の方がそうなるであらうという数値だそうでございますけれども、こういうふうにお金、全体としては変わらないとしても、私自身お金が上がるじゃないか、これでは困るという声を耳にするわけでございます。すけれども、この辺はどうお考えでございますか。

○政府委員(横田吉男君) 国が徴収金基準額表といふことで、保育料額とも言つておりますが、これをつくつておられますけれども、これは国と市町村との間における国庫負担に関する一つの精算基準でございます。これについて、国はおよそ全体の保育費用の二分の一は公費という考え方のもとに、その公費部分の半分を負担することにしているわけでございます。これが具体的にどのようない保育料額になるのかという点につきましては、各市町村ごとにそれぞれの地域の事情によりまして条例なり規則で決められていふことでございます。

現行の徴収金基準額表は十段階というところでありますけれども、今回の制度改正によりまして入所方式、それに伴う保育料額につきましては、先ほど申し上げましたように、年齢別の保育コストを基礎といたしまして、家計に与える影響も考慮して保育料額を決定するということになつておりますので、基本的にはなるべく差がないように公平な保育料に持つていくというのが私どもの目指す方向だと考えておりますけれども、そのやり方につきましては、十段階から一挙に一つにするというのは、これは急激な負担増となる階層も出てくるということもありますので、こういった急激な負担増を避けるという観点から、その進め方については当面十段階の保育料額を簡素化するというように対応していきたいという考えでございます。

○山本保君 答えが前半、後半、二つあつたわけですが、まず前半の方についてもう一つお聞きします。そうしますと、例えば市町村が今回十段階から七段階、これは国と市町村の間の事務的な経費のやりとりの基準を変えただけだということですが、例えば市町村が十段階のままで徴収する、またはもっと細かくいろいろ所得水準に応じて、これは細かくすればするだけ確かにある面では公正とも言えますので十段階を二十段階にするというふうなことをやつた場合、これは国の命令に従わないといふことになるのではないかと気がするのですが、どうですか。

○政府委員(横田吉男君) 先ほども申し上げましたように、国の示す徴収金基準額表そのものは国と地方の間の精算基準という考え方でございますので、市町村が具体的な保育料を定めるに当たっては、どのようにするかということについてはかなりの裁量の範囲があるというふうなことであります。

今御指摘がありましたように、国の精算基準は七段階でございますけれども、市町村において十段階になつていふ、これをもって違法であるというふうなことでないと思つております。

○山本保君 わかりました。つまり、市町村で独自に基準をつくつてよろしいということだということに判断いたします。違法でないということであれば、いいのであらうということでありまして。

その次のことなんです、均一料金、いわば均一料金と言ひますが、この場合はコストの値と、いうことだと思ひますが、これを何回も大臣も言われるわけですし、今、局長も言われるわけですが、私は先回のおそこでも申し上げましたように

に、均一料金、もしくはコストに応じた費用というものは二つの前提が要ると思うんです、そういうことが社会的に許されるには、まだあるかもしれないですが、すぐ気がつくのは。

一つはサービスの普遍性です。これはある特別な階層の方だけを相手にするのであれば、これはコストなどと言っておれないわけでごいますから、社会的な意味でそれにコスト以上のことをかけるのは当然であります、このサービスが普遍的なものになってくれば、それはそういうものではなくてくるということでありまして。

ただし、もう一つあります。

それはこのサービスが代替が可能であるということだと思ふんですね。つまり、バスに乗るとき、バスは全部とたたって市バスは同じ値段でお金持ちが高いということはありませんけれども、しかしお金持ちはお金持ちでタクシーに乗ることもできる、私は健康のために、お金もないから自転車で行くよということもできる、こういうわけでありまして。こういうときにこそそういう費用が単一なものに決定されていくと思うわけでありまして。そういうふうな考えますと、保育サービスというのは今ほかに代替はないわけですよ。というの、ベビーシッターにしても、それから育児休業制度にしても、それにかかる費用とその効果というのは今の保育と比べ物にならないわけですね。きょう、午前中にも幼稚園のお話が出ましたけれども、全然手厚く保育所の方がやっておるわけですから、ですから、これは私はそれはだめだというのじゃなくて、そうあるべきだと思っておるんです。つまり、ほかのサービスも自由に選択できるような、そういう状況がまずできたときに初めてコストに応じた費用ということが出てくるわけだと思ふんですよ。それを前提としないでコストに応じた値であるというように言うのは将来無用な混乱を引き起こすだけだと思ひます。

では、伺いますけれども、もし今回のものがコ

ストに応じてだとすれば、それに少しでも踏み込んだとすれば、例えば今まで兄弟が二人いたりしたときに、これは当然に負担でありますから今までもたくさんの子供が行ってあれば保育料というのには安くなっているわけですが、コストに応じてとなればこれはそんなことはないということになるわけですね。その辺はいかがですか。

○政府委員(横田吉男君) 今回の保育料の考え方につきましては、従来は保育所を利用される方というのは、先ほど大臣の答弁にもございましたように、大部分が所得税非課税世帯というふうなことであったわけでありまして。現在におきましては逆に八割近くが所得税を納めている方ということでは、夫婦共稼ぎが一般化した現在におきましては所得水準もかなり高くなっているということでもあります。

そういう状況を踏まえまして、今回保育制度そのものを、入所の仕組みを措置型から一種の利用型に変えていくと。それに伴いまして今までの保育料の負担方式、所得に応じていただく方式とある意味で保育サービスの対価としての利用料とある考え方と立ちまして、そのかかった保育コスト、年齢別の保育コストを基礎として定める、ただ福祉制度として取る場合の基準としてこれに家計に対する影響も考慮して保育料額を定めるという考え方にいたしましたものであります。

したがって、サービスの対価という点につきましては、基本的な考え方としては同一のサービスについては同一の料金というのが原則になるうかと思っております。ただ、福祉政策の観点から低所得者対策等、家計に対する影響も考慮してそのものを決定するという基準に立って決めることにしているところでございます。

○山本保君 多子世帯については。

○政府委員(横田吉男君) 兄弟の場合につきましては、これも二人の場合、三人の場合、それぞれ多子世帯につきましては、現在三子については五割、三子以降については九割の軽減を行っているところでございます。これを行わないで一人ずつ

の倍率で取りますと、相当な負担になります。これは家計に対して相当大きな影響を与えることになるという観点から今後とも維持したいというふうに考えているところでございます。

○山本保君 そのように実際には何ら変わっていないのじゃないかと私は思います。どこにも均一であるとかコストというふうなことになるのではないですか。

コストであれば当然三歳未満児の方がもっと高くなるかやいかぬわけですが、これは当然一律にして、一本化して、ある程度でどこで合理的に分けているというわけですね。ゼロ歳児であれば十何万という説もありますし、東京のある区では四十万というふうな話も聞いたことがあります。そんなお金を払うのかどうかということも議論されている方もおられますけれども、さっき言いましたように、そのことでもほかに同じようなサービスがあり、それで保育園の先生方の専門家にきちんと見てもらう方が十何万、二十万かかる方が私はいんだという方が当然であることが、繰り返しますが、コストに応じて対価ということが言えるのであって、それがない限り、そんなコストに対しての対価などというものは言わない方がいいと、申しわけありませんけれども、そういうふうには私は御忠告申し上げます。

次に、もう一つ、ちょっと細かい話になります。きょう延長保育とか特別保育事業のことがありました。たしか特別保育の場合の費用については今まで話が出てきました定額型とは大分違っておると思うわけですが、これについてまた変更があつて高くなるのではないかとのおそれが寄せられておるんですけれども、この辺についてはどういうお考えでございますか。

○政府委員(横田吉男君) 延長保育につきましては、現在、緊急保育対策等五カ年事業におきましてその推進に努めているところでございます。今後、この延長保育等についてどうするかというところでございますが、私ども、今回の改正以

後、通常の保育所のあり方につきましても、現在の開所時間、例えば朝の七時から午後六時、十一時間というところでこれは全国一律きちんと決めているわけでありまして、ある程度地域なり施設の状況に応じて弾力化するようなことを検討しなくてはならないというふうな考え方をとらざるでございまして。

それとの関連で延長保育のあり方についてもどうするかという問題があるわけですが、これについては現行のような方式を維持すべきであるという考え方もございまして、これは弾力化して施設に自由にやらせたらどうかという御意見もあるところであります。

なお、この具体的なあり方につきましては、私ども十年度予算編成に向けまして中央児童福祉審議会の御議論等も踏まえながら検討してまいりたいというふうな考え方をとらざるでございまして。

○山本保君 まだこれから考えるということでございますけれども、延長というふうな言葉を言いますと何か付加的なサービスのようには見えませんが、子供の生活にとっては六時までであるが六時以降であるが全然変わらないうわけでありまして、それにかかる負担、いろんなサービスの内容も変わらないうわけですから、私はこれは定額部分と全く同じ考え方のもので、つまり時間単位なら時間単位の単価というのをしていくのが一番合理的じゃないかという気がいたしておりますけれども、それはまた次の機会にしたいと思います。

もう一つ、保母さんですね、保母さんが二、三年でどんどんやめていけると。もちろん、そういう方もおられていいわけですが、保母さんという方には子供さんを専門家として見ていただくためにはきちんと主任さんなりそれなりの給料と待遇を得てその施設に在るべきだと、先回もそういうことを申し上げたわけでありまして。保母さんの給与というのはいかなる形で決められていられるでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 保育所におきます職種

につきましては、施設長、主任保母、一般保母、その他職員、の四区分に分けまして、それぞれ措置費という形で出ておりましたが、それを国庫負担で出しているわけでございますが、基準として格付を行っております。公務員給与等の給与表に準じてそれぞれ格付を行い、それに基づきまして必要な費用を国庫として出しているということでございます。

例えば、施設長でいきますと、ほぼ高卒十八年ぐらいの方というのを想定いたしまして行政職(一)の四の六というような格付を行っております。主任保母につきましては高卒十四年程度の方という想定によりまして三の六、一般保母につきましては高卒七年程度ということと二の三というような形で格付を行っているところでございます。

○山本保君 時間があれなのでここはお聞きせずにおし上げますけれども、私の知っている限りにおいては、今のような値段というお金というものは、国のやり方ですら現状を調査してその現状に合ったお金でやっておると思うんですよ。しかし、そういうやり方でやっていますと、いつまでたっても、今ですと高卒七年の方の平均値で給料を出しているとなれば、施設長さんは、園長さんは当然若い方を三、四年でどんどん交代させていけばそれだけお金が楽になるわけですからこうなるに決まっています。そこでまた調査をされるんでしようが、調査をしても決して高くなるわけがないわけですね。

ここは政策的判断をきちんとされて、そういう非常に新しいといえますが、まだ未熟な方とまた大学程度を出て何年ぐらいの方、そして大学院程度をきちんと出た方というふうな例えは三つなり二つなりにきちんと分けた体系をつくらなければ、先にこれを国がつくらなければ、決して現状の方が先によくなることはないわけですから、ここはどちらがどちらと言わずにぜひ英断を持ってやっていただきたいと思うわけですが、こ

れも含めまして福祉、特に児童福祉にすぐれた人材を求めるといふことを今後お願いしたいわけですが、大臣、これについて所見をお願いいたします。

○国務大臣(小泉純一郎君) どんな仕事でも人が大事です。特にお子さんと接するといふ場合には、保母さんなり施設職員の人柄とかあるいは資質といふものを子供は直観的に見抜く能力があると思うんです。いい人に当たればお子さんは心を開くであらうし、精神的にもいい影響を与えていくと思います。

そういう点から考えても、施設職員の給与というのは大事でありまして、その点については今、人事院勧告に従って処遇していることであります。さらには今後そういう職員の専門性という観点から研修等、資質の向上をどう図っていくか、これは大変大事なことであると思っております。今後福祉従事者の資質の向上あるいは処遇の充実、さらには人材の育成等についてはさらに努力を続けていきたい、そう思います。

○山本保君 ぜひここは決断力の大臣でございますから、先ほど私が申し上げたような構造になっておるわけで、この構造に手をつけない限り、幾らいい方に求めていただくといいてもあらわれません。

ですから、これと資格専門職という体系とが全部バラレルですから、この養成過程のカリキュラムとか養成の学校、その他の全部の見直しとともに、これは腹を決めて、一年、二年の仕事ではないとは思いますが、しかし大臣の間にこの方針を決めていただきたいと、私は強く要望いたします。

保育に関しましては以上をいたしまして、あといわゆる児童保育、放課後児童健全育成事業について、文部省の方に来ていただいておりますので、結論のところだけ申し上げます。

前回、文部大臣からは空き教室について利用させてという話がありました。ただ、私はあそこで、議事録を見ていただければおわかりのよう

に、単に空き教室があるから利用させるといふものではないはずなんだと。小学校というのはフレール主義などが入って子供の生活の場として、遊びの場としてつくられてきたんじゃないか、ならば今、フレール後百五十年たちましたけれども、小学校をもう一度子供の生活の場として再生できるような形でこの事業に取り組むべきではないかというふうな申し上げたわけです。そういう答えが出なかつたわけですが、その辺についてどうお考えでございますか。

○説明員(玉井日出夫君) 学校施設を放課後児童育成クラブ等、さまざまな形でさらに有効に活用できないかという御視点での御指摘だと思いますが、私どもは学校施設をできるだけ有効に活用するということは一般的には望ましいことだと考えております。特にその中でも余剰教室等を積極的に活用することが重要だと認識をしております。そのために指導を行い、また必要な手続の簡素化等もやってきたわけでございます。

そのときぜひひとつ御理解を賜りたいのは、やはり学校施設であります児童生徒の教育、こういうことがまずは基本になります。今の施設は、かつてつくられた学校ではまだコンピューター施設が整っていないかつたり、あるいは多目的教室がまだ整備されていなかった学校もあるわけでございます。今ならばそういうものも当然整備をするわけでございまして、したがって余剰教室等が生ずればまずそういう方面に使っていただく、これがやはり基本でございましてこれは御理解いただけるだろうと思っております。

ただ、学校というものは単に教育だけのものではなくて、これは地域の方々にとっても利用しやすい施設として、または他のいろんな目的にも有効な活用をしていただきたい、またそういうことが必要になってきている、そういう時代だということ認識は持っているわけでございます。したがって、まずは教育の面で十分に活用していただいて、さらにその上で有効な活用を図っていただくと、特にその中でもやはり余剰教室という形につ

きましては他の目的にも積極的に活用していただくことが重要だと思っております。

では、学校教育以外にどのような形で利用すべきであらうかということになってまいりますと、そこは生涯学習ということもございまして、先ほど御指摘の放課後児童育成クラブということもありまして、さらにはこれからの高齢化を考えた場合には、さらには老人福祉という面も出てくるかと思っております。それらをどういうふうに判断するか、それは地域地域において、それぞれ設置者においてニーズがどの辺にあるのか、どういうふうにしたらいのか適切に御判断いただくことではないかと、かように思っております。私どもとしては一般的な御指導とできる限りの手続の簡素化等を図ってまいりたい、こういうふうな考えでいるわけでございます。

○山本保君 使うように努力しているということについては私もわかりますけれども、細かいことを言いますと、どうしても社会教育などに使われるのが、これは県持ち分というのか、お互いの縄張り意識がありまして、そういうのは非常に活発だけれども、なかなか福祉の方に使わせないというような状況もあるようでございますから、そこはきちんと指導していただきたいたいと思うわけがあります。

しかし、私が申し上げましたのは、そういうことをもつと超えて、例えば学校の運動場なんというものは、あれは練兵場をまねしたプロイセン・ドイツの形で相変わらずそんなものを、軍国主義でもあるまいし、昔の兵舎と同じような形、同じといふか全く同じなんです。校舎であり、そして軍服をまねした学生服というものをやっているような、別に毒づいておるわけじゃありませんけれども、これは一度文教委員会できちんとやらせていただきますが、学校自体を変えていくという視点をもつと打ち出していたらだかなければ子供の本当の、きょうこでこれかやるような教護院の問題にしましても、本当を言いますと全部学校教育に問題があるわけでありまして、ちよつときつ

い言いで済みませんが、その辺を私は指摘していきたいと思います。今後その辺はよろしくお願いいたします。

次に、今申し上げましたように、児童自立支援施設関係についてお聞きいたします。

まず第一に、新聞などで登校拒否、不登校の子供が入るといふようなことが報道されまして、入らないとか入るとかその議論自体が全く私はおかしい議論だと思ふんですが、しかしこういう誤解が出てくるというふうなことを見ますと、教護院の入所基準というものが、単純に言えば教護院は悪いことをした子を入れるんだ、だから登校拒否の子を入れるのはおかしいんだ、こういう理論なんです。理論というが、こういう構造になるわけで、非常に明快であります。しかし、もともと児童福祉法の施設というのは悪いことをした子を入れる施設ではありません。この辺はきちんともっと、私もおるときにやったわけですが、まだまだ理解が足りません。

わかりやすい例を言えば、どこかに障害があると。障害がある子が施設に入るわけではないんです。障害があるというところは実は施設入所理由ではありません。大臣、よろしいですか。ここは非常に重要なところなんです。障害があれば障害者の手当を受ける要件にはなりません。施設に入るか入らないかというのは、もちろん障害があることは当然ですが、しかしその上に大事なのが、ありまして、それは最初に申し上げたように、保護者が子供にとってよい保育なり養育をしているのか、これはその関係性が問題になってくるわけでありまして。

ですから、この四十四条にあります以前の教護院にいたしまして、条文だけ読みますと、不良行為をなし、またはなすおそれのある子供を入れると書いてありますから、ここだけ読めば悪いことをやった子を入れるんだと、こういう認識になるわけですが、これは法構造が間違っておりまして、実は二十五条というところにちゃんと要保護の全部の要件が一括してあります。そこには保護

者がいないか、いてもその監護が不適当な子供を児童福祉法は保護するんだということが書いてあります。それが今私が今の言葉で言い直したことなんです。ですから、この辺をもう少しきちんとやってもらわなくてはならないわけなんです。ところが、そういう観点で今度の改正を見ますと、まず四十四条で二つの書き方を、これは素直に読めばどう見ても片方は悪いことをやった子、もう片方はそのほかの子と一緒に入る、こう読める。また、二十七条の入所のところを見ますと、実は児童相談所長が入れるのと別に家庭裁判所から来るのも入れるんだという、この辺は非常に保護者、また一般の学校関係者にも誤解を与えるところでありますから、この辺について、今後きちんとしていただかなければならぬわけですね。けれども、簡単にいいますが、どのような対応をされるつもりなのか、結論だけお話しください。

○政府委員(横田吉男君) 従来の教護院におきましては、これまで不良行為をなし、またはなすおそれのある児童を対象に、児童福祉法の観点から個々の児童の態様に応じまして総合的な生活指導等を行ってきたところでございます。

今回新たに対象とする児童につきましても、家庭環境等で何らかの問題行動等がありまして適切な生活習慣を身につけていないとか、そういったことで個々の態様に応じた生活指導等を要する児童等というところでございまして、基本的にはいずれも家庭等の関係におきまして問題があつて総合的な生活指導等を必要とする児童であるということと、私どもとしては共通しているというふうに考えているところでございます。

○山本保君 もう少し一般の方にもわかるような説明をきちっとされた方がいいと思います。つまり、今までもそういう家庭環境に問題があつていろいろな社会的な不適応をした子供を入れておつたわけで、それは今度の法改正では変わらないと私は認識しております。変えるという議論は一度も審議会でされていなかったというふうに聞いて

しておりますから、今おっしゃったことで私はそういうコメントをつけておきます。

これは時間もありますので結論だけ申し上げますが、そうなりますと、例えば家庭裁判所所決定したからそのまま即その施設へ連れていくなどということは今までもされてはいけなかったと言つておつたわけなんです。

つまり、児童福祉法のサービスというのは、まずこの子供さんにとってどういうサービスが一番必要であるかということに専門家が考え出し、はっきり言えば、この年ごろの子供であればその子供さんの意見も聞きながら自分の目標を具体的につかませる、そしてそれだけではなく、実は児童福祉のもう一つの観点は最初から言つていますように保護者なんです。子供だけを直すとか直さないというのが少年法の世界なんです。実は子供を取り巻く家庭の保護者に対してサービスをどのようにしていくのかということも児童相談所がやる仕事なんです。

ですから、今度こういうことで、この条文だけですと読みますと、わからない裁判官とか弁護士が読みますと、何か児童福祉施設へ入れるときでも、裁判が決まったら即そのまゝ入れるんだ、児童相談所はそれに対して口を出すなというふうなことを言うかもしれないと思うわけでありまして、この辺はきちんとしていかなければならないようにしたいと思つております。

それで、この問題は終わりますが、もう一つだけこの自立支援施設について聞きます。

四十八条が改正になりました。これは本当に昔から教護関係者の願ひだったわけでありまして、普通のほかの施設と同じように学校教育が導入になりまして、附則七条にこれは当分の間はやらなくてもいい、こういう規定がありますけれども、この趣旨は一体どういうことでしょうか。これは県で勝手にやればいいのか。これは責任を担えないよというふうにも読めるような条文ですけれども、その辺どうお考えなんでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 今度教護院を児童自立

支援施設ということで名称も改め、機能も改めることに伴ひまして、学校教育につきましても、従来は準ずる教育ということできたものを今度は正規の学校教育を受けられるようにするという形に変えることにしているわけでありまして。ただ、その場合、学校教育の実施方法につきましても、分校・分教室方式でやるのか、いろいろな手法が考えられるわけでありまして、これらを行うに当たりますのは地元の教育委員会が行うことになっておりますので、やはり教育委員会がこういったものを進めるに当たりますと、関係者の理解とか協力が不可欠だということですから実施といかないケースも出てくることと想定されるわけでありまして。こういったことで準ずる教育というのを施行と同時にやめるといたしますと、分校・分教室の方はまだ設置されない、準ずる教育もできないというところで児童自身が困つてしまつた準ずる教育もできるようなしたわけでありまして。

今後、私ども、できる限り速やかに学校教育が実施されるように、文部省なり地方公共団体とも連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○山本保君 当分の間といつて五十年も変わらない法律もあるわけでありまして、そういうことにならないようにお願いしたいわけでありまして。

何か予算の方では会議費がたしか出たようでありまして、この会議費などもうまく活用して、具体的にどのようの学校側と交渉するのか。小さな町にある教護院などは、これは町や市が嫌がるわけですが、教員、またその専門家がいないということ。ぜひこれは、まさに県立中学でありますから、そのつもりで県の方もきちんとして優秀な教員が来るように、そして実際そういう非行を犯したような子供について体を張って頑張っているのが今までの教護職員でありますから、この方たちの今までのノウハウをきちんとして位置づけられるようなことをやりませんか、これははっきりいまして、昔の教護院というのは、戦前は訓導の中でも

県の中で優秀な人が教護職員になり、教護院長でも教育界で非常に名の売れたとか名が通った方もたくさんおられたわけなんです。ただ、残念ながら現在は各県も非常に軽々しく見ておりまして、とても太刀打ちできるわけじゃないわけですから、ぜひここは厚生省がきちんとバックアップをしなければ、本当に五十年当分の間が続くようなことになっては大変だということを申し上げます。

最後に、きょう少しお話も出たことですが、さつき局長からもお話がありましたが、入所させるときに都道府県児童福祉審議会に意見を聞くという新しい項目が出、それは権利条約の理念を生かしたものだというお話がありました。まず、条文を見ますと、政令に定める場合としかありませんが、説明の中では一定の場合というようにことがずつと最後まであったかなと思います。

が、どういう場合を想定しておられるのか。次に、この場合、審議会の委員というのは広範な県内の子供の福祉について知っておられる方ではありますけれども、私が専門家が専門家でないかといったらこれはやっぱり素人、レーマンだと思ふんです。ここでまさにレーマンコントロールを児童相談所の専門家の上に立つてやろうという趣旨だろうと私は思うわけです。であるならば、これはレーマンであると考えれば、ブライバシー保護ということとをきちんとやりませんと、その場で専門家同士の処遇でこの子がこうなるといふのはともかく、この審議会でそんなことが次々話されたのではもう福祉に対する信頼などはなくなってしまうわけでありまして、このブライバシー保護というのはどういうふうにするつもりでいらっしゃるのか。また、そのために審議会の委員はどういう方が選ばれるというふうに、何か変更する気があるのかどうか。それから、最後にもう一つだけ一緒に、同じようなところですが、この近くの条文に、先ほどもお話がありました児童及びその保護者の意向を聞くところありますが、なぜ意

向と言つて意見と言わないのか。それから、権利条約二十五条には実は子供には定期的な審査を受ける権利があると。特に、入所している子供にとっては、権威ある機関が定期的な審査を行わなくちゃならぬという条文があるわけですから、これはどういうふうに使われているのか、そのことについてまとめてお答えいただきます。

○政府委員(横田吉男君) まず、都道府県児童福祉審議会の意見を聞く場合はどういふ場合かというところでございますが、これは児童相談所長が入所措置あるいは児童福祉司による指導などを行う場合におきまして、そういった一種の行政処分に係る場合を想定しているわけですが、そのうちこれを全部かけるのか、その中でさらにどういふものにするかということにつきまして、審議の実効性、効率性の観点も踏まえて、対象となる範囲については今後さらに検討してまいりたいというふうなところを聞いています。

それから、審議会のブライバシー、審議会に諮ることで児童のブライバシーの保護をどうするかという点でありますけれども、入所措置の適否について審議をいただくに当たっては、当然のことながら児童のブライバシーの保持というのは最大限尊重しなくては行けない点だと思ふます。審議会に当たる委員に秘密保持の徹底を図るとともに、出した資料につきましては回収するとか、あるいは児童の個別の名前を明示しないといったいろいろな工夫を行うことによりましてブライバシーの保護に万全を期してまいりたいというふうな考えております。

それから、審議会の委員の構成でございますが、これは一般の児童福祉審議会の委員と違いまして、そういった児童相談所の措置に係ることを御審議いただく委員ということでございますので、それにふさわしい方ということで、現在想定している方は法律とかあるいは医学、それから教育関係、施設関係等の専門家というような部会を特別に設置いたしまして、このための御審議をい

ただくというふうな形を考えているところでございます。具体的基準等につきましては、今後さらに関係者の意見も聞きながら検討してまいりたいというふうなところを聞いています。

それから、入所の際に、当該児童、その保護者の意向を聴取するというところでございますが、児童権利条約等におきましては児童の意見表明ということも入っているわけでありまして、現行のこの入所措置の決定に当たりましては、当然のことながら保護者の意に反して行うことはできないわけでありまして、児童の意見表明については明文の規定がないわけでありまして、これにつきまして、私も児童権利条約の趣旨も尊重するという観点から、児童の最善の利益を確保するために保護者だけでなく児童本人の意向も聞いた上で総合的に判断する必要があるというふうな考えたとところでございます。

ただ、意見でなくて意向といいたしたのは、権利条約においても、意見表明ということになりますと、それを責任を持って行える一定年齢以上、日本では十五歳以上というふうなことが一般的であるようにございますけれども、必ずしもそういった一定年齢に限定しないというところで、意見でなく意向の聴取という形にさせていただきます。

それから、定期的な審査についてでございますけれども、施設入所後の児童の状況につきましては、児童福祉法におきまして都道府県知事は施設長に必要な指示をし、または必要報告をさせることができることになっていてございまして、さらに、児童相談所の運営指針におきまして、施設長から児童養育に関する報告を年一回聴取する、また定期的に訪問したり合同で会議を開いたりするといったようなことで児童の状況について審査を行い、最善の処遇を図ることとされていまして、このようなこととございまして、我が国におきましては定期的な審査が行われることについて権利の保障はされているというふうに考えてい

るところでございます。

今後とも、こうした趣旨の徹底が図られるように努力してまいりたいと思っております。

○山本保君 どうもありがとうございます。

私は、今の最後のところは、ぜひ定期的な審査のときにも当然児童の意向を聞くべきだと思ふます。これは取扱規定にそのように定めなければおかしいと思ふますので、入るときだけ聞いて後はどうなったかということとは知らないというののはおかしいと思ふますから入れていただきたい。

それから、御存じだと思ふますけれども、措置に關して親が反対したり云々というときには家庭裁判所に持つていくという二十八条の規定があります。これは戦後占領軍が、それまで施設長の行政権をやつておつたのに対して、それではだめだということで裁判所を使えということでも出たものでありまして、この辺のところとこの審議会というものの構造というのはちよつと難しいところがあるんじゃないかなという気もするので、そこはぜひきちんと問題がないように構造を考えていただきたいなと思っております。

時間が来ましたから終わりますが、最後に一言、ぜひ子供たちのために厚生省は頑張つて、お金をたくさんとつて負担を減らすように努力をしていただきたいと最後に申し上げまして終わります。

ありがとうございました。

○清水澄子君 まず、大臣にお伺いをしたいと思います。

今日、我が国は少子社会を前提とした子育て支援のための理念、そしてビジョンを持つべき時期を迎えていると思ふます。そして、一方では児童福祉法の制定以来五十年の間に社会経済は大きく変化をいたしましたし、そして女性の社会進出や家庭機能の変化、そして子供を取り巻く状況というのは非常に大きな変化を遂げていると思ふわけ

です。しかし、今回のこの改正案を見ましても、そういう新しい状況に即した児童福祉施策の理念とか

ビジョンというものが心に響いてまいりません。二十一世紀の少子社会に向けたそういう児童福祉施策の基本理念、長期ビジョンについて、厚生大臣はどのような御所見をお持ちなのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 児童福祉、児童が健やかに育っていくために社会としてどう支えていくか、これは全体で考えていかなきゃならない問題でありまして、子供だからといって大人の言うことを聞くわけじゃない、むしろ子供の権利を尊重しながらどうやって強く優しくたくましく自立した人間として社会に参加していけるかという、そういう体制を親も社会も一緒になって考えていく、こういう趣旨だと思います。

これから時代が大きく変化する中でも、子は社会の宝であるということに変わりないわけでありまして、基本的には親が子の成長に責任を持つ、これはもう第一義的にどんな時代でも変わらないと思ひます。しかし、その親の責任というものが、親だけの力には限界がある。そういう中で、社会でどうやって子の健全な成長に手をかすことができるかということのためにどのような充実策があるかということを我々考えていくべきではないでしょうかというふうに思ひます。

○清水澄子君 今回、この児童福祉法の改正というのは五十年ぶりの改正でございますので、非常に私どもは大きな期待をいたしました。

この福祉法が制定された時代というのは、戦争と敗戦の最も痛ましい影響を受けた子供たちをどのように保護するか、そういう状況の中でできたものですから、どうしても要保護児童の保護に重点があつたと思ひます。しかし、この児童福祉法制定のときにでも、それは問題を持つ子供だけでなく、やはりすべての子供たちの保護を対象としなきゃいけないという中で、この法律の制定が見られたと思ひますけれども、しかし当時の子供自身が権利の行使主体という認識は社会そのものにございましてから、親権の客体としての身分的な性格が前提になつていゝと思うわけ

す。

しかし、今日、やはり子どもの権利条約を批准したように、社会的にも、また国際的にも子供そのものを権利行使の主体として位置づけるという、こういう時代を今迎えているときにこの児童福祉法の改正が何らかの目的や理念の中に一言もそういう表現を入れなかったこと、もちろん子供に最善の利益をという言葉はあるんですけども、そういう言葉を使うのであれば、むしろこの理念の第一にやはりきちんと子供は心身ともに生まれ育つ権利を有するとか、子供そのものが権利主体であるという考え方、またはすべて子供はひとしく生活を保障され、愛護される権利を有するというふうに書いていくべきではないかと思うわけですね。特に、子供に最善の利益を保障するというのがここに表現されていくならば、これから二十一世紀にどういうふうな子供たちを私たちは育てていくのか、また一緒にどういうふうな育ち合っていくのかという、そこに私は展望があつたと思ひます。

今回、全然そういう視点がないう意味で、この児童福祉法の改正はこれは本当にただ一部の改正でありまして、私はこれをもうと本格的に、子供の権利を中心にしたようなそういう法改正に続けていくべきだと思ひますけれども、大臣、その点についてどのような御見解をお持ちでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 児童の権利条約との関係でございまして、現行の児童福祉法におきまして、その理念として、先生お話しになりましたように、心身ともに児童は健全に育成されるべきこと、児童は生活を保障され、愛護されるべきことというように規定されているわけでございまして、平成六年に権利条約が批准される際、政府部内でも議論いたしました、そのときに同条約の趣旨というものはこの理念の中に確保されているというところで整理がされたわけであります。

その後、私どもこの児童福祉法の改正を検討するに当たりまして、どういうふうに対応するかと

いうことが一つの課題であつたわけであります。が、今回の結果としての対応といたしましては、その趣旨を具体化するという観点から、一つは入所決定の際の児童福祉審議会の意見の聴取あるいは入所の際の児童の意向の聴取、それから最善の利益を確保するための選択制というふうなことで盛り込んだところでございまして。

子供の最善の利益というふうなものが入るかどうかという点についても準備段階では検討を行ったわけでございしますが、この権利条約の中身そのものを必ずしもそれで尽くすことになるかどうか、いろいろな問題がございまして理念を改正するには至らなかったということでございます。こういった点につきましては、今後私も引き続き検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○清水澄子君 私の質問時間は非常に短いものですから要点だけお答えください。

本日はこの児童福祉法の中の見直しをなさやらない条文はいっぱいあります。三十四条などは、子供にどういふことをしてはいけないかという禁止行為などはもうこの時代に合いませんね。子供にじきさをさせてはいけないとか軽微な罰にしているの、そのままだとあるという、これはやっぱり児童福祉法の改正というには私たちが非常に気になるところであります。そして、特に今日子供の性的搾取とか虐待を禁止するといふふうなことをむしろ加えることが必要だと思ひますが、これはまた次のときに私は質問させていただきます。

そこで、次にお伺いをいたしますけれども、保育所入所の選択制ということについて、今度は市町村の措置により保育所に入所する仕組みを保護者が保育所を選択する仕組みに改めるといふことで、いかにも利用者が非常に便利になつていく、そして子供が健康に育つのだといふことを先ほどからお答えになつておられるわけですが、その点について伺いたいんです。

すけれども、この措置というところを外したことで、よって保育に対する公的責任はいささかも変化がないといふことはまず確認できますか。

○政府委員(横田吉男君) 入所につきましては市町村が保育サービスの提供義務を負うこと、国庫の負担についても現行どおり負担するということとで、変わらないうふうな考えでおります。

○清水澄子君 そこで、じゃ本日にこの選択制を導入していくというのであれば、保護者と子供のニーズというのは非常に多様なものがあると思ひますが、そういう場合にたくさんの方の選択が準備されていなければ、これは本日の意味では自由に選択できるというところにならない。むしろ逆に、基本的な整備が行われずしてこの選択制というところだけが行われるときに、私はこの保育所間の商業主義的な競争で子供がむしろ犠牲になつていく、そういう危険があるのではないかと。また、例えば一カ所も保育所のない地域もあります。そこはどうかというふうな選択をいたしますか。それから、一カ所しかない地域もあるでしょう。それはどのように選択を可能にするのか。そういうふうな、選択制といひながら、十分なる基盤整備が行われないもとでこの選択制ということだけが進むときに、やっぱりいろいろな問題が起きないか、そのことが一つ。

それからもう一つは、今現在、全国で四万三千六百四十五人の保育所に入所を待っている、特に都市部では申請してもなかなか入れない。特に東京とか大阪とか神奈川とか、大都市にその待機児童が多いわけですね。しかも、そのうち八割以上はゼロ歳、いわゆる低年齢児が占めているわけですね。その選択ができるということならば、そういう人たちが一番今すぐ入りたいのだらうと思ひますけれども、そうすれば厚生省はこれらの待機児童が本日に選択をしてどこへでも入つていくような受け入れがすぐできると想定されておられるのかどうか、その辺について私はぜひお考えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(横田吉男君) 保育所の状況につきまして、各々地域によって非常に異なっております。全体的に見ますと、入所率が八割というところで量的には充足というか、むしろ過剰という状況でございますけれども、先生御指摘ありましたように、一方所もない地域、あるいは僻地のようにない地域、それから大都会のように待機児が多い地域、さまざまでございます。こういったところでどうしていくかということであるわけであります。

それぞれの地域の特性に応じて私も対策を進めていく必要があるかと思っておりますが、基本的にはそれぞれの多様な保育ニーズに対応して、現在緊急保育対策等五カ年事業ということで、特別保育事業ということで乳児保育あるいは低年齢児保育、開所時間の延長等、さまざまな対策を進めているところでございます。こういった意味で、今回の制度改正とあわせて、基盤整備につきましても今後とも一層進めていく必要があるというふうな考えているところでございます。

東京都等におきましては御指摘のように待機児が非常に多いわけでありまして、全体としては東京都においても入所率は八十何%ということであるわけでありまして、いろいろなここれは地域の事情によりまして必ずしも希望者が入れるようになっていない、こういった点につきまして、私もそれぞれの事情を見ながら、なるべく待機児が少なくなるような対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○清水澄子君 早急に厚生省は施設の拡充や、そして職員の配置などに公的な支援を急いで基盤整備にやはり力を入れる、こういうことを私はやっていただきたい、そのことをぜひお願いしたいと思っております。

次に、選択制といいますが、それならば障害児の入所も選択が保障されると考えていいんでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 障害児の受け入れにつきましては、集団保育が可能かどうかという点が

一つあるわけがございますけれども、こういった集団保育が可能で日々通所できる障害児を受け入れる場合には国としても補助を行うということから来られてきていますところでございます。九年度におきましても、八年度と比較して八百三十二人と対象人員の拡大を図ったところでございます。

今回の制度改正につきまして、障害児の入所について一般の児童と同様に選択利用方式により申し込みを行って保育の実施を受けられるようになると考えておりますけれども、これはその障害児を受け入れられるような保育所を一方において基盤整備という形で実施をしていくこととしておりますので、両々相まって先生の御指摘になりますような対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○清水澄子君 現在であれば障害児は指定保育所に入所させられていると思っておりますけれども、これではやはり障害児に対する差別につながると思っております。ですから、すべてが重い障害だけを持つ子供じゃないで、いろいろな障害、これは今回も取り残された部分と思っておりますので、これも急いで次の体制に向かっていた方がいいと思っております。

次に、現実には認可外の保育所に二十万人の子供が保育されているわけですが、保護される権利というのはいずれの子供が平等に本来持っていると思うんですけれども、そういう場合に厚生省は無認可といいますが、認可外の保育所に対してどのようにレベルアップを図って子供の受け入れ枠の拡大を図っていくかと思っておられるのか、その点についてちょっと考えをお聞かせください。

○政府委員(横田吉男君) 先ほど申し上げましたように、現在の保育所の状況といたしましては、認可保育所だけでも全国的には定員にかなりのあきがある状況でございますので、私も保育サービスの質の確保と安全性あるいは安定的確保という観点からは今後とも認可保育所が保育サービスの提供の基本であるというふうに考えているところ

でございます。

こういった考えに立つて保育所制度のできるだけ弾力化、柔軟なシステムにすることを図るということと、それから一方において基盤整備としての緊急保育対策等五カ年事業を進めるということとで保育需要に適切に対応していくことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

無認可の保育所の水準向上につきましては、指導基準等を設け、安全、衛生面の確保というものは必要であると考えておりますので、これについてはこういった点からの指導と、それから基準等において認可保育所に合っているものについては認可保育所への移行を促進するとか、困難なものについては例えば認可保育所の分園方式をとってまいりたいというふうな形で検討も含めて進めてまいりたいというふうに考えております。

○清水澄子君 またそれは次のときに伺います。それで、この選択制という場合に、どちらかといえれば親の便利さといえますが、親の利便性が強調されてきていると思うんです。ある意味ではやむを得ないですけれども、しかし本当に子供にとってどういふところで保育されるのが最もふさわしいのかということも私はむしろこれは重く視しなさいいけないと思うんです。親の職場の近くというので遠いところに連れていかれる。そういう意味でも、その点ではどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 保育所については、基本的に地域の中で日ごろ子供同士の触れ合いやあるいは生活リズムといったことを考えますと、居住地に近いところで選択していただくのがよいのではないかと考えているところでございます。

今度の改正によりまして広域入所もできるだけ選択可能なようにしていきたいと思っておりますけれども、基本的には受け入れ側であきがあるということが前提でございます。先生御指摘のように、大都市周辺においてはどちらかというと満

杯のところが多いというようなこともあるかと思っております。それから、各地方公共団体の相互の取り決めが必要になりますので、そういった点が円滑に成り立つということも必要だと思います。こういった点で、広域入所というものはあくまでも例外的なことでありまして、それが一般化するということには私ども考えていないところでございます。

○清水澄子君 次に、今日の保育所の社会的な役割といいますが、位置づけというものをやはりどのようにお考えになるのかということ伺いたいわけですが。

五十年前には家庭とか地域に子育て機能とか保育機能というものがまだ存在をしていたと思えます。しかし、今日は、もう既に皆さん方御存じのように、家庭にも子育て機能というものがないように、家庭にも子育て機能というものがないように、非常に減退している。そして、子供も一人で、子供集団の中で、遊びの中で人間的な育ちができる、生きる力をつくるという、そういう環境というものが著しく失われていると思うわけです。同時に、最近の父母は非常に忙し時間を生きておりまして、子供と父母がともに暮らせる時間、余裕というのとはほとんどどの家庭でも少なくなっております。同時に今度、子供を育てて、特に母親の場合が多いわけですが、子育てに非常に多くの不安感を持っている。だから、そういう子供を育てるということは五十年前の状況とは随分違ってきていると思うわけですが。

そういう意味で、私は特に今日の保育制度は女性の働く権利と、そして両性の平等とか、生まれてくる子供が健やかに生まれ育つ権利、その二つの権利の保障ということが非常に重要になってきていると思えます。そういう意味では今回児童保育を法制化されたことは評価をしたいと思うわけですが、しかしその場合にいまだに保育に欠ける子供というのをずっとこれをまた踏襲されるわけですね。今私が申し上げたように、今日保育所というのは、そういう働く父母を持つ子供の保育園の権利保障とあわせて非常に国民生活に必

要不可欠な社会的な福祉制度として定着している
と私は思うんです。そういう場合に、なぜいつま
でも保育に欠けるということで、先ほどから議論
もありましたけれども、ここに限定しているの
か。

むしろ保育を要するすべての子供たちを社会的
に育てよう、そういう施策をやろうというこ
とが重要じゃないかと思うんですね。せつかく
四十八条で保育所に相談業務を努力義務にし
たり、保育所を地域の子育て支援センターと位置
づけているわけですから、そういうところで子供を
振り分けしないように。特に少ない子供です。子
供同士が育ち合う、けんかしり遊んだりする中
で子供というのは人間的な成長をするものだと思
うんですが、その点についてこれを絶対に変
えないという理由は何なのか、お聞かせくださ
い。

○政府委員(横田吉男君) 先生御指摘になりまし
たように、児童を取り巻く環境というものは最近
大きく変化しているということで、兄弟も少な
い、それから共働きが一般化している、専業主
婦におきましても子育て不安があるというよう
な中で、保育所の地域における役割というのは大
変重要になってきているというふうに私も考え
ております。

こうした意味で、今回の改正の中におきまして
は、保育所の地域住民に対する相談、助言とい
う点、それから従来からこういった点について地
域の子育て支援センターというものの整備を進め
てきているところでございます。今回、入所の対象
といたしまして保育に欠けるということを変えて
いない点につきましては、先ほど来御説明申し上
げましたように、基本的には入所について市町村
にサービス提供の義務を課しているということ、
それから公費負担につきまして家庭で子育てがで
きる方についてまで行うことについて果たして国
民の理解を得られるかという点、それから
幼稚園制度との関連という点、それら
したので、現段階ではなかなか難しいというふう

に考えておるところでございます。

○清水澄子君 私は、児童福祉法が制定される
きの記録をちょっと読んでみたんですね。
そうしますと、制定当時の法文には、「保育所
は、日保護者の委託を受けて、その乳児又は幼
児を保育することを目的とする施設とする」と
あって、「保育に欠ける」というのはそれから後
改正されていくわけですね。当初はやはり「保
育所そのものは広くすべての子どもに開かれた存
在」であるべきだ、こういう位置づけが行われ
ております。そして、その保育所の役割、意味に
ついて、当時であっても乳幼児の集団保育その
ものを人間の成長発達保障のために非常に必要
施設だということが位置づけられているわけ
ですけれども、それがすなわち私は保育の目的
であり保育所の役割、目的だろうと思つて
今日、そういう考え方、理念がどんどん変え
られてきている、そういう意味で今回の改正はま
だ、一面努力を評価する部分もあるんだけれ
ども、もう少し根本的にそういう点を私はもう
一度検討し直す必要があると思つてます。どう
ですか。

○政府委員(横田吉男君) 先生、今お話しのご
ざいしましたものにつきましては、これは法案の
過程で検討された案というふうには承知して
おりますけれども、現実には法案として出され
なかつたものでございます。

そういう意味で、この児童福祉法は当初から保
育所の対象といたしましては保育に欠けるとい
う要件を維持しているということでございます。
それとの関連において市町村がその提供義務
を負い、公費負担を行うという一つの仕組みに
なっているわけでありまして、

もしこの対象範囲を広げるといいますと、そ
ういったことも含めましてどうするかという
広範な検討が必要になるのではないかと
思つております。

○清水澄子君 次は保育料でございますけれど
も、この保育料については非常に多くの人たちが
すくなく高くなるんじゃないか、どうなるのかとい
う心配をしております。
もともと保育料につきましては、現在でも利用
者の中で非常に不公平感強いわけですね。それは
税金の不公平がそのまま保育料の不公平につ
ながっておりますし、そして所得税は一方で払い
ながらまた保育料も税金の額で保育料が決まると
いう、私はこの制度はいずれ変えなきゃいけない、
それはやはり税制を変えていくという問題とか
わっていると思うんですけれども、特に保育料が
収入に対して非常に高いという人たちが多く
おります。
ですから、子供が三歳になると保育料が下
りますから保育所に入所希望者がふえるとい
うふうな、やはりこれまで高い三歳未満児の
保育料を払ってきた親というのは保育料につ
いて大変な負担を感じているわけですね。で
すから、とても二人、三人というのはもう保
育料を考えただけでもちよつと考えられない
というところをよき若い女性たちと話しして
いても言われるわけですね。
特に子供を産む、育てるという世代とい
うのは非常に若い世代ですから、収入もど
ちらかといえどもやはりまだまだ低い。さ
っきさっきは夫婦合算の所得をおつしや
つたからというわけですね、それで随分上
がったからというわけですね、それは他の
生活費もずつと上がっているわけですね、
やはり若い人たちの収入の低い家庭に
保育料がかかるというふうな施策が私は
非常に大変なことになるんじゃないかと思
うわけですね。
そういう意味で、今回の保育料について均
一性というところがよく言われています
けれども、その均一性は国の基準だけで
おつしやつていまして、現実に市町村が
独自施策で保育料に上乗せした予算を加
えて、そして保育料を軽減しております。
現在、平成八年度ベースでいいですか、
市町村はどのくらいこの保育料に超過負
担をしているのか御存じでしょうか。
○政府委員(横田吉男君) 私どもがつく
っておりますのは、御指摘のように、国と
地方の精算基準ということでございます
しましては市町村がそれぞれ決めてい
るというところがございますが、市町村が
国の精算基準以上に行っている、それによ
って保育料を下げているというのがある
と、それが実態でございます。全国ベー
スで見ますと大体国の基準の七割ぐら
いの徴収率になっているというところ
でございます。

○清水澄子君 大体六千億円程度の超過負担と言
われているわけですね。そして、保育所
だけには児童福祉施設の中で措置費の半
分を保護者が負担している、あとの半
分を国が二分の一と都道府県、市町村
で四分の一ずつという、これほど保護
者に高い負担をかけている福祉施設は
保育所を除いてないわけですね。

ですから、そういう意味でもこの保育料とい
うのは、もつと本当にこれからの子
供の、子供という人たちの負担を
軽くするかどうかというのとは大
きな政策課題だと思つております。

そういう中で気になりますのは、先ほどから
いっている御質問に対して答弁されて
いるのを聞きますと、今後の保育料は
年齢ごとの保育コストとか、それから
保育サービスのコストというふう
におつしやつていられるわけですね、
そうなりますと、保育サービスとい
うのは一体何なのか、質のよい保
育サービスは人件費になると思
います。

そうすると、そういう年齢ごとになれば、低
年齢にはもつと手がかかるわけな
らうから、保育料は高くなるという
ことを言っているわけですね、と
裏腹の表現だと思つてます。そう
であれば、選択は自由ですよ、これ
からの子供を健やかに育てるんだ
という今度の改正の目的と非常
にこれは相反していくんじゃないか
と思つてます。そこで、やはり多
くの保護者や保育者が今度の改
正で保育料がどうなるのかと
とても大きな不安を持つてお
ります。そしてさらに、今はこれは急

激な変化は防ぎたいということで今回は変えないのかもしれないけれども、将来は変えるとも聞こえてまいります。

ですから、そういうことでは本当の意味の少子化社会、そして子供たちに最善の利益を保障するということはやはり相反するわけでございまして、保育所の今日の社会的役割、位置づけというのは非常に重要なものがございますので、その点は本当に子育てを支援できるような安い保育料の均一ならば私は大賛成でございます。しかし、安い保育料の均一化をするならば、そこにはどうしても公的な予算をそこに投入するということがない限り私はその実行は非常に難しいと思うわけです。

ここで私は大臣にお伺いをしたいわけですが、でも、やはり今日このような少子化や子供の保育を受ける権利を保障していかなければならないという、そういう状況のもとで、またそういう時代の中で私も与党三党で保育料についてはこれまでの応能負担を基本としてきた経過を踏まえて現行の水準より後退しないようにしていく、そしてまた低年齢及び中間所得層には十分配慮した保育料を考えていく、しかもそれは平成十年度予算編成において適切に対処するということを合意いたしましたけれども、もう一つ、やはり後退しないようにというふうな消極的な姿勢ではなくて、むしろ積極的に公費負担を行い、そして公的責任を果たしながら子供たちの育つその条件を私たちは保障していきたい、こういうことをぜひ私は厚生大臣に決意していただきたいんですけれども、厚生大臣、ひとつ明確にその点の御決意をお願いしたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 結論から言いますと、公費をどんどんふやせばいいという時代は去ったと思います。いかにこれから公費がふやせない段階でお互いが支えていくか、特に今回の保育の問題は、所得に応じて保育料を払うということに対して非常に不公平感が高まってきた。今や所得税を納める親御さんがかつての二割に満たない時代から八割近くになってきたということ、所得の把握度にもよります、税の負担感にもよります、そういう点から今回、所得に応じてということよりももう少し保育にかかる費用、均一的な料金がないものかということで料金の設定の仕方を変えたわけでありまして、当然今までの負担よりも低くなる方と高くなる方が出てきます。それはやむを得ないと思います。

その点、どの程度低所得者に配慮するかというその配慮は必要だと思いますが、今後具体的な保育料の設定については今御指摘の三党確認の趣旨、これを十分踏まえて検討していきたいと思えます。

○清水澄子君 お約束をさせていただいて、ありがとうございます。

学童保育や教養院は次に質問を回します。

それで、最後に、実は延長保育というところも今度の改正の中で非常に問題が多いところでございます。これから働く女性の就業形態も非常に多様化をしております、均等法も改正されて時間外労働とか夜間労働というのがふえていく、そういう一つの傾向があるわけですから、そういうところで延長保育や夜間・休日保育は多様な保育ニーズとしてあらわれてくると私は思うわけですが、そういう中で、親と子供双方の立場に立つて最も望ましい公的助成の拡充というのはいくらも不可欠なんです。ですから、それらについてもぜひこのエンゼルプラン、緊急保育対策等五カ年事業もこれをさらに拡充されていくように、そういう意味でもっと積極的な財政のあり方というのには検討をしていただきたい。

この保育所運営費は平成九年度で国の予算が三千百十七億円なんです。そういう意味では、子供たちになったこれだけの予算しか使っていないというところをむしろ私たちは再度検討し直す必要があると思います。

そして、保育に対する手厚い公的財政支援こそがこの少子社会を変化させていくでしょうし、そ

して子供を大切にするという、そういう意識を社会全体にも与えていくと私は思いますので、再度私たちが三党合意で子育て支援に対する国民の共通認識を得ようさらに努力をしながら、早急に少子化対策の確立とエンゼルプランの拡充を図っていく、そのために公費について積極的に対応するということを合意いたしました。この点につきまして、ぜひ厚生大臣の積極的なこのことの実現のために、もちろん私たちも努力いたしますけれども、御努力いただくことを再度お願いいたします。

大臣、よろしくお願いいたします。

○竹村泰子君 朝から議論が続いておりますけれども、もう幾度も出てきたわけですが、すべての子供はすべての国家において、また日本国憲法のもとに主権者であり、そして不可侵の人格を持つということが前提で議論がされなければならぬというふうに思います。もう言うまでもないことですが、子供は肉体的にも、そして精神的にも未成熟であるという特殊性がありますから、人格も形成途上でありまして、本来人間として当然享受しなければならぬ人権とか人格とかが侵害されやすい、あるいはまた貧困や傷病などに最も侵されやすい。歴史的にも、あらゆる圧迫と紛争や貧困、飢饉の中で、子供は病魔などの中で常にさらされ、最も残酷な侵害を受けてきたというふうに思っています。もう厚生大臣、よく御存じのとおりであります。

そこで、今回のこの児童福祉法の改正で、私もいろいろといろんなものを読んだり聞いたたりいたしましたけれども、特に子供の保護育成に十分な家庭環境が破壊されたとき、これまでは国家的な保護が与えられ、そういう構造があったというふうに思います。子供の歴史というのは、今も戦争の中で実際に戦っている子供たちが、今も飢饉の中で死んでいく子供たちが、受難の歴史と言ってもいいと思いますけれども、こういうた庇護するべきかわいそうな対象といえますか、

救済思想といえますか、そういうことではもうないのではないかと。単に施しを受ける立場ではなく、これは女性とか高齢者とか皆同じだと思いますけれども、弱くて庇護されるべき立場だから国家の余力でいわゆる福祉を受ける子供、そういう劣等的な立場に置かれる、換言すれば差別を助長してきたかもしれない、大変残念ながらそういう立場にあったいわゆる受動的な立場の子供たちというか、そういうことではもうないのではないかと。

私も、この児童福祉法が、先日代表質問でも申し上げましたけれども、五十年ぶりの抜本的な改革ということで非常に期待をしたわけでありまして、けれども、残念ながら、余り大した改革ではないと言ってしまうと、余り大した改革でもないけれども、もうと大胆な改革をしてもよかつたのではないかと今思っております。従来の児童福祉が救済思想がもとであったということから来ている子供の、何というか、いつも受ける立場のものではなく、子供の福祉を受益する権利の主体として、子供もまた国家の主権者であり、基本的な人権の主体であるという、そういうことからやはりもっと大胆な改革をしてほしかったという思いです。

先ほど意見表明権のところでも局長が責任ある意見を訴えられるのは十五歳以上であるというふうなお答えをしておられました。私はこれはすごく間違っているというふうに思います。一年生の子供であらうと四歳の子供であらうと、きちんと自分の意見を言えるときもある。そして、それが子供の責任として重大な意見表明をする場合もある。だから、こういうふうな厚生省が考えている限り子供の意見表明権なんというものはお役所として問題にならないわけなんです。意見表明権なんて子供に勝手なことを言わせたらどうなるかわからないというふうな考え方になってしまふ、どうしてもないというふうなではないかと。すべての子供にひとしく人間の尊厳を確保しようとして国連で五九年に子供の権利宣言があり、

そして八九年に採択された子どもの権利条約でありました。このことを考えますと、やっぱり今度の理念とか目的とかのところにはどうしても子供の最善の利益とか子供の意見表明権とか、そういったことはきちんと入れてはしかなかった。これはこれから、まだ過去ではなくて、入れてほしいと、私は強くそう思います。新しい児童福祉法の理念は子どもの権利条約と一緒にできやいけないと思うんですね。そういったことで、今回の改正は、政府から出された案は非常に不十分であり、そして不満足なものであるということを一つ申し上げておきます。

全面的に改められるべき新しい児童福祉法の理念、国際的な共通の認識であり共通の目標である子どもの権利条約と一致したものでなければならぬ、私は強くそう考えますが、大臣、大臣の本当に御自分のお言葉で、これらのことについてどうお思いになるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 児童の権利条約等を踏まえるということ、これも大事であります。子供を幸せにするという観点、これは条約とか法律では一概に言えない面も多々あると思ひます。特に、今御指摘のように、救済的な考えから子供全体の幸せを考えると、当初は親がいないお子さんを預かるということから、今ではむしろ両親が健在でも保育所でお子さんを預かるのが普通の姿になってきたということになると、これはどんなに法整備をしても、親の責任を放棄してもいいということではないと思ひます。

ある方が、保育なり教育なりの一番大事なことは、三歳までの間に子供をしっかり抱いて、そつとおろして歩かせる、これに尽きると言つています。しっかりと抱いて、そつとおろして歩かせようという性急さの余り、しっかりと抱くということ、三歳までの間にしっかりと抱くという気持ちがないかということ、三歳までの間にしっかりと抱くという気持ちは、一番大事なことは、三歳ま

での間に自分は両親から、身近な家族から愛されているんだという気持ちを持った子は必ず健全に健やかに育つということ、私は大変大事な言葉だと思ひます。

まず生まれてから、自分は身近な人に愛されているんだという情緒的な安定を持つこと、そこに初めて自立心が芽生えるんだということを考えますと、どんなに法律が整備されても、まず身近な親、家族が言葉でなくて体全体で子どもに愛情を持って接すると、そのお子どもは自分自身は周りから愛されているんだという感覚を持つていろいろな教育なりを受けて成長していく。私は、そういうことを考えまして、どんなに法律が整備されようとも、一義的には親がそういう気持ちで、また身近な者がお子どもにそういう愛情を持って接する、その中に健全に健やかに強く優しく自立するお子どもの成長が期待されるのではないかと。

そういう中を、基本的な考えを持ってこれから、お子さんにじかに触れられなくても、それは時間の長短ではないと思ひます。保育所に預けても、そのお子どもに接する方が愛情を持って、子供の健やかな成長に期待を持ちながら接するという環境を社会全体でどう整えていくかということが私は一番大事ではないかと。

今回、児童の権利条約の趣旨、その点を考えるのも当然大事であります。また、児童の最善の利益が確保されるよう制度をいろいろ充実させていくことも大事でありますけれども、基本的にまず子供の環境を整えるために大人がもっとしっかりと責任を持つ、そして大人全体が子供の健全な育成にどういう施策が必要かということを考えていくべきではないか。その中で公費の負担も拡充しなされる、親御さんがみずからのお子さんの世話を見ていただく場合に、自分のできないことをやっていたか、そういう点も両面考えて子育て支援策を充

実していくべきではないかと考えます。

○竹村泰子君 大臣、御自分の言葉で子育ての哲学といいますが、温かい思いを答弁してください。大変うれしうございます。しかし法律の制定ですから、やはり私が言っておりますのは法律の理念の中に大臣が今おっしゃったようなことも、すべての子供は経済的、文化的、愛情的に環境が充実し、そして国や地方公共団体、すべての国民から基本的な人権を保障するために最善の利益が図られなければならないというふうな理念が欲しかったと言っているわけなんです、まさに大臣のおっしゃる通りだと思ひますけれども、そういう私の思いをお伝えしておきたいと思ひます。ぜひ今後の対策の中でそういった大臣の思い、そして私どもの理念に対する、こうあればいいなという思いを実現していくことをぜひお互い努力をしていきたいと思ひます。

今度、先ほどから御質問にも出ておりますが、措置制度から利用制度への変更について、保護者がいろいろな情報に基づいて保育所を選択できるようなこと。希望する保育所に入れる、保育所を選択できるということは非常に重要なことだと思ひますが、とりわけ入所希望者が多い乳児保育、ゼロ歳児保育とか延長保育について充実すること、これも早急の課題であるというふうに思ひます。

この法律の二十四条の重要な柱である自治体の責任がどのように明確にされているのか、それに基づいて使用目的のつきりしていた措置費という形で市町村に流れていた公費の支出ルートがどのように保障されるのか、いつどのような形で明らかにされるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正案によりまして、入所方式が市町村の行政処分による措置という形から保護者の選択による利用方式に変わるようになるわけでありまして、

これについての市町村の責任ということでございますけれども、入所そのものは市町村に行くと

いうことで、申し込みについては市町村は応諾しなくてはならないという義務を法律上課しております。保育サービスの提供について市町村は義務を負っているということでございます。

それから、負担の面につきましても、市町村が現在措置費という形で保育所に対し運営費を支弁する形になっておりますけれども、今回におきましては市町村が保育所に支弁した運営費につきましてはその一部を国が負担するという形になっておりまして、これも現行と変わりが無いということでありまして、負担割合についても変更はないということでございます。

これについてはそういう法律になっておりますので、今までの市町村の責任というものは明確になっているというふうに私も考えているところでございます。

○竹村泰子君 最低基準についても結論が出ていないというふうに聞いております。

まず、今度の審議会の結論が出ないうちにこの法改正を出してしまったということについても私は大変疑問が残るのでありますけれども、この最低基準についてはどのような審議過程で、あるいは関係市町村の意見聴取をするのかどうか、どのような方法で結論を出すまでに意見聴取をするのでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正案が成立した場合、施行は来年四月一日を予定させていただいておりますけれども、私どもそれに向けて早急に実施準備の方も進めていかなくてはならないというふうに考えております。

御指摘の最低基準につきましても、今回の制度改正を受けましてどのようにしていくのか、この点については改めて児童福祉審議会の方にお諮りをいたしまして、できるだけ早く内容を固め、実施の準備に入りたいというふうに考えております。その過程におきましてはさまざまの方の御意見もお伺いしたいというふうに考えているところでございます。

○竹村泰子君 市町村の現場の保育に当たって

られる方たちとか、あるいは父親、母親の代表の方たちの意見をぜひ聞いていただきたい。現場には本心にさまざまな問題がありまして、最低基準が守られているからいいというものでもなく、今後どういうふうな最低基準を動かしていくのかということについても非常に大きな問題を抱えていると思いますので、ぜひ審議会での御意見の聴取に当たっては参考にしていただきたいと強く要望しておきます。

私の住んでおります札幌市は十二大都市、全部で十三大都市児童福祉主管課長会というところが二月六日に要望書を提出しております。この内容につきましては、さまざまな問題が広く取り上げられておりまして、一々ここでお返事を聞いておりますと時間がそれだけで全部なくなってしまうのでお聞きはいたしません、この最低基準の問題も入っております。それから、多様な保育サービスの拡充、つまり乳児保育、障害児保育、一時保育、保育時間の延長など、こういった多様なニーズに対応する事業について、ぜひ実情に見合ったものとなるように国庫負担をきちんと保障してくださいというふうな要望もあります。これに対して厚生省はどのようにお答えになったのでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 今回の法改正の準備に当たりましては、昨年十二月から本年三月に全国児童福祉主管課長会議を開催するなど、機会をとらえまして地方に対する説明、意見交換の場を設けていただいております。今後も可能な限り地方公共団体の要望も踏まえながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○竹村泰子君 先日、三月二十九日に児童福祉法改正シンポジウムというのが東京で開かれました。厚生省は御存じだったかと思いますが、この参加者の人々から何が問題なのかというところで二点要望が出ております。

一つは、私が先ほどから申し上げておりますように、権利条約の趣旨を尊重して児童福祉法の総則に子供が権利の主体であることを明記し、子供

の人權が保障される内容とすることが必要である。もう一つは、児童福祉法の改正に当たって広く国民の声を聞きかつ尊重すること、今私が申し上げましたように、市民、児童福祉関係職員の意見を十分に聞き、もちろん子供の意見も十分に聞き、そして政省令、通達等についてもこの趣旨を尊重して策定してほしいという要望が出ておりますが、このことについてどう思われますか。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正案の策定に当たりましては、昨年三月から十一月末に至るまで、中央児童福祉審議会におきまして御審議をお願いしてきたところでございます。また、さらにその後の準備に当たりまして、各地方知事会、それから市長会、町村長会、それから保育関係の団体、利用者の方々、私どもも可能な限りにおきまして御意見をお伺いしながら策定作業を進めてきたところでございます。

先ほど来御指摘いただいております点につきましては、今後審議会の意見あるいは関係方面の御意見も伺いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○竹村泰子君 今回の法改正で幾つか評価できる点とあります。例えば児童自立生活援助事業と新たな項をお加えになりました、保護するだけではなくて自立を支援するという、そういうことをあらわしておられます。それから、同じく第六条に新たに放課後児童健全育成事業をお加えになった。これは児童保育に法的な根拠を与えるという意味で評価しているところであります。やはり働く両親が多くなってきたり、子供たちの放課後というものがとても気にかかりますし、そういう意味で大変この部分は私どもも評価しているんです。

しかし、例えば先ほど多々から御意見が出ておりましたけれども、現行の児童福祉法は三十四条の中で子供にしてはならない行為を列挙して、その違反については処罰規定を設けて臨んでおりますけれども、その禁止行為の類型は、例えば「身体に障害又は形態上の異常がある児童を公

衆の観覧に供する行為」だとか、これはちょっと言いにくい言葉ですが、物ごとと言っておきましよう、これは法律に入っているんですけれども私は口にするのはばかられる言葉ですが、児童に物ごとをさせたり児童を利用して物ごとをする行為とか、「酒席に侍る行為を業務としてさせる行為」とか、「淫行をさせる行為」とか、おむね非常に古典的な形態に限られております。今日、子供の生存や発達を支援する大人が、そういう意味で大きな社会問題となっている体罰だとか児童虐待だとかいじめだとか、そういう子供が受けている大きな侵害行為、このことを有効に禁止するものとは全然なっていない。なっていますか。今のこの三十四条に列挙されている数々の項目をずっと一度大臣もお読みになってみてくださ。こういう古典的なものをそのままここに、改正もせずにずらずらこれを並べて新しい改正法だといってお出しになるこの神経。

そして、私どもが強く要望しておりました子供をポルノなどの材料として使ってはならない、あるいは買春の、大人の責任として、子供たちを買春の相手として買春してはならない、こういうことを入れたら強く望んでおりましたけれども、やはりここにそういうことを列挙することは非常に難しいというのを聞いております。

やはり、この児童福祉法の子供にしてはならない行為、それにふさわしい内容に整理、改正されなければならぬだろうと思っておりますが、このことについてはどう思われますか。

○政府委員(横田吉男君) 児童福祉法の三十四条にいろいろな禁止行為の規定がございますが、御指摘のポルノあるいは児童買春等の問題、これは私どももいたしましても大変深刻な問題であると考えております。ただ、児童のいわゆる買春行為ですが、あるいはポルノの問題については刑法等によりまして実体法の面では一応の対応が図られているところがあるわけでありまして、今後、御指摘の古い表現もあるということでございますが、この見直しにつきましては、国際的

な協力体制をどうしていくか、そういった司法共助のあり方、あるいは禁止する場合の罪刑法定主義、あるいは表現の自由といった関係もあるかと思っております。こういった面でも広範囲な検討を要する課題がありますので、言葉の表現の問題も含めまして、私ども関係省庁と連携をとりながら今後の課題として検討させていただきたいというふうに考えております。

○竹村泰子君 大変残念に思います。引き続き、きちんとしていたことを改めた本当によい法案を近い将来出すことができるように私も期待をしたいというふうに思います。

延長保育のことにとちよと戻しますが、大臣、女性の就業と子育てということでエンゼルプランを厚生省はお出しになっておられます。エンゼルプランにつきましてはまた言いたいが、とにかくあるんですけれども、これはお出しになったけれども、地方自治体にはエンゼルプランをきちんとつくるように、計画をするようにという命令を出しておきながら、厚生省の方のエンゼルプランはまだ実行段階には入っていないというふうには私が見るわけなんです。一応言葉は並べていらつしやいますけれども、じゃどうやって実行していくのかということまでは行っていないというふうに思います。

児童福祉施設最低基準第三十四条は、子供を預ける時間というか、一日につき八時間を原則というふうにしておりますけれども、昼休みは一時間、そして通勤に要する時間が往復約二時間かかるようなこういう状態の中で、現状にふさわしくないのではないかと。私も子供が十時間も十一時間も十二時間も保育所にいるというところの子供の負担ということを考えないわけではありませぬ。そして、それが子供にとって果たして幸せなのかどうか。やっぱり彼らは彼らなりにとても緊張しているんだろうと。社会ですからね、子供にとっては。社会の中で緊張しているんだろうと思えますから、必ずしもどんどん延ばせと言っているわけでは決してありませんけれども、しかしこ

ういう状態で八時間。そして、これは長時間保育が子供にとって好ましくないという厚生省のお考えもあるというふう聞いておりますが、このところはお母さんたちが大きな悩みを持っておられると思います。

今は国費が四分の三、それから利用者が四分の一を負担しているというふうな、変則的と言つては変則的ですが、そういう形でこの延長保育が行われているんですね。このところは、もし私が働いている母親だったら、例えば電話をして、済みません、きょう遅くなるのですけれども一時間、二時間長く預かっていただけませんかみたいな、きょうは早く帰れますから早く引き取りますみたいな、そういう柔軟な対応ができると一番お母さんたちは働きやすいのかなという気もするんです。

私が言いたいのは、要するにそういう柔軟な、フレキシブルな対応と同時に、国のこういった延長保育に対する負担割合、これをどうか減らさないでいただきたい。子供たちを安心して預けられる、時には長くなるかもしれないけれども安心して預けられる、もちろんそのための職員の手当といいますが、職員に対するケア、こういったことをきちんと保障してほしいと思うのですが、大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 子供にとつてみれば、そんなに長く親元を離れているというのは望ましいことではないと思いますが、親の立場もあると思います。今言われたような、ちよつと延長してくれとか、ちよつときよりは早く帰れるというふうな柔軟な対応がとれるような形には私もしていく必要があると思います。

そして、今後延長保育については各保育所においてもかなりこの問題に対する要望が強いようですので、私はこの点のサービスはかなり拡充していくんじゃないかと思ひます。その中でどういう負担がよいのか、今後公費の負担がどの程度で、利用者の負担がどの程度でいいのか、現状のままがいいのか、あるいは改善すべき点があるのか、

その点は今後の利用者の動向等を踏まえて検討していきたいと思ひます。

○竹村泰子君 よろしくお願ひいたします。

保育料について少しお伺ひしたいと思ひますが、保育料を均一とするという最初のお考えで、厚生省はサービスの提供に応じてコストを負担するのが基本的な考え方として保育コストに対する公的負担の過大なことを強調しておられまして。そして、中堅所得層の夫婦共働き家庭を中心とした保育料の負担を軽減することがねらいと。私たちは、そうなのかなと。公的負担の過大なことを強調しておられて、中堅所得層の家庭の保育料の負担を軽減するというには余力が置かれていなかったのかなというふうに思ひます。

保育料につきましては、先ほどからも御議論がありますとおり、公費負担は後退させないということと当面というが、今のところそういうふうな言つていらつしやるんですが、先行きの約束がないというのか、もしかしたら十年後、二十年後には公費負担は大幅に軽減されて利用者負担が非常に高くなっているかもしれない。さつきもどこで均一保育料にするのかと厚生省にお聞きしますと、行く行くは均一の保育料にしたいというふうにお考えのようですが、どのあたりで均一にするのかということが非常に重要で。

公費の負担削減を目指しておられるのであるとすれば、やはり私たちはこれはすべてのことに、少子化を悩む国の問題としても、あるいはそのために立てになったエンゼルプランのあり方にして、そして子どもと親の権利条約にしても、女性のためのあらゆる差別撤廃条約にしても、またILO条約の夫婦における家庭の共同の責任という条項にしても、すべてのことに反するのではないかと。いうふうな考えをすれば、保育料、延長保育等、今回問題となった事項についての概算要求の考え方、先ほど平成十年度予算でというお答えがございましたけれども、今後のもう少し長いスパンでの考え方を聞かせたいと思ひます。

す。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正案におきましては、公費負担について、市町村が保育所に支弁する運営費の一部を国が負担するという形は現行どおり維持すると、その負担割合についても基本的に二分の一ということをごいいますので、今回の制度改正に伴ひまして将来公費負担の水準が下がってくるということは、制度改正をすれば別でございしますけれども、維持されるというふうにごいいますところをごいいます。

それから、保育料の考え方につきまして、従来の所得に応じた負担という考え方から、保育コストを基礎として家計に与える影響を考慮して決定するという考え方に変わるということで、基本的には私どもでもできるだけ差のない保育料を目指したいというふうにごいいますけれども、これをどうしていくかということにつきましては、毎年毎年の予算編成の中で決定されていくということと、現行もそうなるわけでごいいます。いつの時点でこれを一本にするのかどうなのかということは、現時点では今後の推移を待たないとなかなか見通しがしにくいというふうにごいいます。それと同時に、均一化とはいっても家計に対する影響を考慮して定めるということでごいいますので、低所得者に対する配慮というのは今後とも引き続き必要になるというふうにごいいますところをごいいます。

○竹村泰子君 私、やっぱり理念の問題だと思うんですが、私たちの国が、子どもの権利条約を批准した国がどのようにして子供たちをみんなの力で育てていくかというのがあるのか、そのことがやっぱり、少子化社会に向かってもお母さんたちあるいはお父さんたちが働きながらどうやって子育てをしていけるだろうかというこの環境づくりという意味で非常に大きな、今後の労働力という意味でも非常に大きな問題だというふうにごいいますので、ぜひ大臣、今後の長い将来のことまで担保しろとは言えませんが、ぜひ理念をきちんとしていただきたいというふうに希望します。

て、残りの問題は次の機会に譲りたいと思ひます。ありがとうございます。

○西山登紀子君 まず、理念の問題についてお伺ひをしたいわけですが、私も今度の児童福祉法の改正、五十年ぶりだということ、やはり子供の権利主体、こういう点が理念に当然盛り込まれているだろうというふうに思ひておりました。ところが、そういう点が明記されておりました。

子どもの権利条約というのは一九八九年に国連総会で採択をされておりますし、子どもの権利条約の第二条には、締約国は、「いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。」子供の権利を確保すると、こういうことがきちつと明記をされているわけです。

大臣にお伺ひしたいわけですが、子供をこのような権利主体として見る、こういう点が世界の流れ、国際的にもそういうことが流れとなっているのではないのでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 児童の最善の利益を図ることに配慮する、これは今日の社会においてそういう認識が定着していると私も思ひます。

○西山登紀子君 大臣も今お認めになったわけですが、けれども、こういう流れがやはり国際的な流れなんですか。

ですから、そういうもとで、しかも日本は子どもの権利条約を批准してから初めての大改正ということになるわけですから、当然この点をこの法改正には盛り込むべきだったというふうに思ひます。日本弁護士連合会も会長声明でその点を盛り込むべきだというふうに主張をしておられるわけですね。

障害者基本法には第三条で、「すべての障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。」と、こういうふうなきちつと権利規定がされているわけですが、日本弁護士連合会はそのような、それと同様の権利規定を今度の法改正にも置くべ

きじゃないかというふうに提言もしていられつやいます。私もそれは当然だというふうに思うわけです。例えばこのような文言、すべての子供はその個性が尊重され、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられる権利があるというふうな、そういうふうな権利規定を置くべきではないかと考えるわけです。

なぜこういう子供の権利を、大臣もお認めになつて国際的な流れをこの法改正に明記されなかったのでしょうか、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(小泉純一郎君) なぜかと言われますとちよつと困るんですけれども、いろいろ考え方はあると思います。今言われたような理念の見直しについては、今後やつぱり検討課題にしていきたいと思ひます。

○西山登紀子君 せつかく批准をした後の改正なんですから、やはりきちつと明記をすべきであつた、この点は非常に残念だというふうに思ひます。

それで、今回の法改正の非常に重要な点は、保育所制度を要する問題、保育所の措置制度をなくすという問題なんですね。この点で少し私は歴史的に見てみたいと思ひます。

実は私も仕事をしながら子供を三人育ててまいりました。産休明けの保育所からさまざまな形で苦勞をして今日まで仕事を何とか続けることができたわけですが、そのよりどころといふのは今の保育所の措置制度です。ですから、私もこの点、もう子供も成人して上の子供は結婚しましたけれども、この間に、つまり六〇年代、七〇年代の日本の働く女性の一人として私はこういう保育所の措置制度にかかわつてきたというふうに思つております。支えられてきたと思つております。

現在、実に五人に一人は保育所で育つてゐる子供であります。ですから、措置制度という場合に、その内容は何かということですが、

現行の児童福祉法では、措置制度というのには

幾つかの条項がありますけれども、一つは第二十四条、これは子供が保育に欠ける状態にある場合には市町村が保育所に入所させなければならぬ、あるいはまたそれにかかわるちゃんとした保護を加えなければならぬという入所の措置権ですね。

それから二つ目は、第四十五条ですけれども、全国どこでも一定水準の保育を保障するため国が最低基準を定めなければならない、これが四十五条です。

三点は、保育にかかる費用を国、それから都道府県、市町村が一定割合で負担をしなければならぬ、つまり費用を国や自治体がきちんと保障する、負担する、こういうことを五十一条、五十三条、五十五条、五十六条、こういうところにきちつと明記されております。ですから、児童福祉法における保育所の措置制度といふのはそういう内容を持つてゐるものと私は理解をしてゐるわけです。

不十分な点はありませんけれども、今日の日本の女性が仕事をもちつて働いてきて、今、有配偶の女性の雇用者は千七十七万人といふふうに言われておりますけれども、これは日本経済を支える非常に大きな力になつてゐるわけです。そういう女性の社会進出を支え、また子供たちを五人に一人は保育所で育ててゐるその水準は全国共通の水準、ほぼ最低基準でどこでも同じような水準で子供が育てられてゐる。よりよい環境で育てようといふ現場の保育労働者や保育園経営者の皆さんの御努力もあります。

そういうふうな公的に支えてきた、これが保育所の措置制度であるといふふうに思ふわけですが、けれども、大臣はこの保育所の措置制度の果たしてきた役割、これをどのように評価されてゐるのでしょうか。評価すべきだと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 保育所の措置制度については、今までの社会の中で一定の役割を果たしてきたと思ひます。しかし、この措置制度がい

いのかどうかという議論が出てきて今回の法改正につながつてきたわけでありまして。

いろいろ女性の就業状況にも変化が出ております。また、保育所に預ける親御さんの環境も違つてきた、所得構造も違つてきた。そういう観点から、今回、所得に応じて保育料という考え方から、保育費用に見合ったような料金を徴収した方がより公平ではないか、そしてなおかつ利用者が保育所を選べるという方がむしろこれからの社会に適しているのではないかと、これから今回の改正案を御審議いただいでゐるわけでありまして、私は措置制度も今までの中で一定の役割を果たしてきたんだといふふうに考えております。

○西山登紀子君 大臣、一定のこととしてその役割はお認めになつたわけですが、私は具体的に措置制度の中身で御提案をしてゐるわけなんです。保育所の入所における措置権の問題、それから最低基準の問題、それから費用をきちつと国や自治体が保障するといふ点での全国共通の保育水準を維持するといふ点、それから女性の社会進出を不十分でありますけれども支えてきた点、こういうような点での役割の評価を期待してゐるわけです。

〔委員長退席、理事清水澄子君着席〕

続けてお聞きしたいわけですが、制度はそういうことなんですけれども、しかしそれで十分であつたかといふと決してそうではありませぬ。私もそうなんですけれども、子供を産む場合、あるいは産もうとする場合には必ずといっていいほど仕事をやめるのか仕事を続けられるのかどうかという二者選択を迫られてきたものです。まるで網渡りのようにして子供を育ててきたといふのが、一人一人の今までの日本の女性の皆さんはみなそうだと思いますけれども、本当に網渡りをしながら、そして中には子供を断念したりあるいは仕事を断念したり、そういう苦勞をしながら今まで働いてきた。

ですから、措置制度という制度はあつたとしても、それが十分に保育行政の中で生かされてきた

かといふと、大変不十分な点はある。最近、特に核家族化、労働形態が非常に多様化してきたという点で、産休明け保育だとか延長保育、夜間保育、乳児保育、障害児保育、つまり子供の全面的な発達を保障していくという点での保育所の整備というのはまだまだやつぱり十分ではない。保育所というのは単に一時預かり子供を預けるというものはありませんし、子供は一日八時間以上保育所にいるわけですから、またさまざまな子供が生まれてくる、そういう子供に対応するといふことですから、これは非常に多様な保育形態が必要になつてゐると思ふんです。

ところが、この点で保育行政が十分ではなかつた、こたえられてゐなかつたといふ点も一つあつて少子化という現象が起きているのではないかなと思ひます。この点での行政の不十分さといふ点は大臣はお認めになるでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 私は、保育所が不十分だつたから少子化になつたとは思つておりません。少子化の原因といふのは多様ではないかと思ひます。そして、お母さん方が仕事を持つて子育てするこの御苦勞、本当に大変だと思ひます。実際に、子供を持つてみて、仕事がなく子供と一緒に遊んでゐるだけでも、これは仕事以上に疲れる場合もある。そういう中で、仕事をしながら育児といふのは、これは大変な御苦勞だと思ひます。

そういう面において、保育所の果たした役割は多いし、これからますます女性も仕事を持つようになると。女性の育児が男性も、その役割分担といひますか、育児をするようになる。家事、育児をともに男も女も分かち合うようになる。そういう中でも、夫婦ともに仕事に出れば、当然子供に対してはだれかがどこかでその世話話をしなきゃならないといふことを考えますと、その世話をしてくれる施設なり保育所なりは、できるだけお子さんのためになるようなサービスを考えなきゃならない。

今後、保護者が保育所を選ぶような形になると

いうことは、裏返して言えば保育所が保護者から選ばれるわけですから、必然的に私は保育所も今まで以上に努力しなきゃいけないと思います。そういうことによつて保育水準が図られ、これがお子さんのためにも、またお子さんを持った家庭にとつてもよりよい効果をもたらすのではないかと、そのような対策を充実していかなきゃいけないと考えます。

○西山登紀子君 大臣の認識が、保育所が十分にやらないから少子化になったとは思わないとまで言われたんですけれども、これはエンゼルプラン自体が子育て支援策、それに保育所をもっと充実させなきゃいけないということを方針化していますからね。その議論はあれしませんでした。今、保育行政が社会的要請にこたえられていないという点が問題になっているわけですが、本改正は主にこの保育制度の改正に重点を置いたものになっています。

〔理事清水澄子君退席、委員長着席〕
二十四条の改正ですけれども、今までの述べられてきましたけれども、保護者の申し込みがあつたときというふうになっているわけですが、これは措置制度を廃止することでありまして、これに伴つて保育所は措置施設から外れるということですか。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正によりまして、二十四条では保護者の申し込みを前提としたしまして、申し込みがあつた場合には市町村が応諾しなければならぬということで、市町村の方にサービス提供義務を法律上課しているということとございます。したがって、従来のように行政が措置という行政処分によつて児童を措置するということとは異なりますので、その意味では措置施設というものはなくなることとあります。

○西山登紀子君 最後のところが聞こえなかったんですけれども。
○政府委員(横田吉男君) 失礼いたしました。

従来のように行政が行政処分によつて入所させるといふ仕組みはなくなりますので、その意味で措置施設ではなくなるということとあります。
○西山登紀子君 保育所は措置施設ではなくなるということですか。

この措置制度の廃止については多くの父母、それから保育園の経営者から不安の声が上がっているわけですが、私もいろいろなところでお聞きをいたしました。
措置制度をなくす以上はそれに弊害があつたといふふうにも思われたからだと思ふんですけれども、措置制度にどのような弊害があつたのでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 今申し上げましたように、保育に欠ける子について行政が行政処分によつて入所をさせるといういわば強制的な仕組みというものは現行制度でございます。これによりまして保護者なり子供が自分が入りたい施設に入るといふことは制度上はできないわけでありまして、実際上におきましては、その保護者なり子供から入所の希望をとつているという状況にございますけれども、現実には保育所の定員に満たない場合であつてもなかなかそこに入れない、別の保育所への申請を勧められるというような例、あるいは既に入所している保育所から希望しない保育所に措置がえといふことで移されるような場合といふのも出ておりまして、こういった点は現行制度のマイナス面ではないかと思ひます。

今回は、こういった点を改善するために、利用者の視点に立つて選択的な仕組みに変えようとするものでございます。

○西山登紀子君 私も実際の措置制度のもとで保育所に何人も入所させていたおとりますから、経験上からいっても、第一希望から第三希望まできちつとつていただいて、なるべく親の意向に沿うようにとケースワーカーの福祉事務所の方に大変努力をしていただきました。

おかしんですけれども、つい最近、厚生省の全国児童福祉主管課長会議というのが三月十七日

にあつたんですけれども、厚生省自身が今の措置、強制的に自分の意に沿わない保育所に入れられたという弊害はなかつたといふふうには言っているんですね。その部分、私が入手した資料ですけれども、こんなふうには言っています。

いままでの実態としては、保護者の意に反して保育所に入所させるということとはなかつたと理解していますが、ある意味で、法律上、一定整備したという主旨になるかもしれませんが、措置制度、要するに理論的にいえば、とにかく保育に欠けている子どもといふものを行政の側で発見して入所させるというのがいちばん原始的な意味での措置制度ということとして、その制度といふものを改めるということに伴つての規定の整理ということとです。いままでも実際には申込みに基づいて入所ということをおこなつていられるわけですし、ほかの児童福祉施設もそうですけれども、親御さんの意に反して施設に入れてしまふといふこと、措置をするといふことは、基本的にはなかつたものと理解してまいります。

このように、三月十七日の厚生省の全国児童福祉主管課長会議で厚生省の某課長さんが言っている言葉であります。

急に措置制度は強制的だから悪いという論調が出てきたんですね。九二年ごろから急に出来たんです。それで、九三年ごろ大運動が起きました。国民の皆さんが反響をいたしました。自由契約方式にしようとか、五百万円以上はどうか、このといふ議論をずっと厚生省はやってきているわけでありまして。

措置制度の重要性については、例えば日本弁護士連合会の意見書では、「保育に欠ける子どもを保育所に入れる義務がある」として児童福祉法第二十四条が、唯一、子どもの保育所に入る権利を保障している規定である」と。子供にとつては権利なんだといふふうには規定をしていらつしやる、日弁連は。

ですから、私は措置制度の廃止というのは、国

や市町村の保育所入所にかかわる公的責任があまりになるだけではなくて、子供の保育所に入る権利が保障されなくなる、あるいは後退する、こういうことになるのではないかと思ふわけですから、いかがでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 現行の二十四条におきましては、市町村の措置という一つの行政処分によりまして、その反射的な効果として保育サービスを受けられるようになるということとでございます。これをもちつて保育を受ける権利を児童に認めたといふふうには私も考えていないところでございます。

そういった意味で、今回の規定におきましては、申し込みがあつた場合には市町村は応諾しないといけないということではつきりと義務づけられているわけでありまして、こうした点につきまして、保育サービスの提供についての市町村の責任といふものは今回の法律でさらに明確になっているのではないかと、私どもも考えておるところでございます。

○西山登紀子君 応諾の義務ということですが、やはり今までのようなきちつと入所をさせなければならぬといふ国の義務、そういうところから見ますと、申し込みがあつて、それに契約をするといふことですから、私は弱くなる、後退するといふふうには大変危惧をいたします。

しかも、本改正に保護者の意向を入れた、入れたといふことで大きな改正点だといふふうには言われているわけですが、今までも通達で親の申し込みが前提となつていたと思ひます。

ですから、より親の意向を、親の顔が見えるといふふうには今説明を聞いたわけですが、そういうふうには改正しようといふのであれば、現行の二十四条に親の意向を尊重するといふふうな条文を加えればよかつたのではないですか。その点は検討なさつたのでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 現行の措置制度における申し込みといふか、入所制度につきましては、利用の申請といふものはあくまでも事実上の申請

ということで市町村の行政処分の契機となるという位置づけでございます。これによりまして、制度的に利用者が選択する権限がないということはおきましては、利用者が選択できるということ、あくまでも利用者の視点に立った入所制度に改正しようとするものであります。

○西山登紀子君 親の願いというのは、単に第一希望、第二希望、第三希望を出しただけではなくて、実際に入れてもらわなかったら困るわけですよ。もうその日から仕事をやめなくちゃいけない。その点では本当に、お父さんもそうでしょうけれども、特に女性にとつては本当に保育所に入所できるのかどうかというのは、自分の職場を失うのかどうかということの瀬戸際に立たされるといふことです。そういう点で、希望は出されたけれども最後にだめでしたよというふうな返事を私も受けたことがあります。そのときには本当にもう体じゅうから血の気が引くような気がいたしました。

だから、そういう場合、もう今の措置制度のもとでもそういう経験があるけれども、しかし、その点でもなおかつ国はそういう子供を措置する義務があるのだということ、自治体の前に子供を置いてそういうことを主張した勇ましい女性もいますけれども、そういう一つの支え手として、支えの制度として措置制度というものを私たちは今まで活用してきたと思います。親は単に希望を出せるだけじゃなくて、きちっと入れてもらわなかったら困る、これが親の願いです。

ですから、措置制度をやめることによって本当に入れるのかということですよ。朝日新聞では「選択できても」「狭き門」という見出しが出ていますけれども、先ほども清水議員の方からお話がありましたけれども、待機児の問題です。ね。厚生省の調べでも全国で今四万五千人待機児があるというふうなことで、特に一般的にじやなくて零歳児の場合を見ますと、東京は四・四・三・二％、愛知は三・三・一％、大阪は四・一・

六％、兵庫は二・〇・三％、沖縄は六・八・三％、政令指定都市でも仙台市が六・三・四％、川崎市は実に九・一・三％が保育所へ入所できない状況にあると。ですから、選択はできても狭き門、まさにそうだと思います。

これでどうして親が選択できるようになると厚生省は言えるのかと、希望どおり入れられるというふうなことが言えるのでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 全国的には入所率は八割ぐらいの状況にあるわけでありまして、地域によつて非常に大きな違いがありまして、御指摘のように、東京みたいなところにおきましては待機児が多いというのも事実であります。ただ、これもいろいろな状況がございまして、東京都においても全体としての入所率というのは八〇台後半というところで、九割までいっていないかと思ひます。これは個々具体的にどういった状況か見ていく必要があると思ひますが、私ども基本的には、今回の改正によりまして選択される保育所ということになりますので、施設としてやはり利用者から選択していただくための創意工夫が求められるという点があるかと思ひます。

それから、情報公開によりまして、どここの施設に何人入っているかということも、これは公知の事実になつてくるわけでございますので、そういった面で効率的な入所も行えるようになる、まだあきがあるのになかなか入れないという状況はなくなつてくるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○西山登紀子君 措置制度をやめたから待機児がなくなるのか、その点の飛躍がありまして、どうも理解することができないわけですね。厚生省は選択できる、親の希望がかなうと、こういうふうには宣伝をしているわけですが、私はやはりそれは違うというふうな思ひがあります。要するに、多様な要求にこたえる保育所が足りないというところがそもそもの問題であり、しかもそれが原因の一つとしてやはり少子化を招いているといふことだと思ひます。

一九八一年七月十日の第一次臨調答申では、保育所は全体として抑制するというふうになつていくわけですね。国としてこの状態をどのように改善していくかという点なんですけれども、全体として抑制するという臨調方針の中で、「その新設は、地域の实情に配慮しつつ」といふふうになつていくわけですね。

○政府委員(横田吉男君) 大都市などにおきましては待機児童が大変多いわけでありまして、また、周辺地域においても人口が急増しているというふうなことで、地域によつては保育所が足りないということがあるわけでありまして、国といたしましてはそういった地域の状況を見て新設の希望があれば積極的に対応してまいりたいというふうな考えであります。

○西山登紀子君 その場合、国庫負担金は当然認可されるわけですから支給はされるわけですね。

○政府委員(横田吉男君) 整備費及び運営費につきましては、当然のことながら法律上の国庫負担の対象になります。

○西山登紀子君 次に、保育料の問題について伺いをしたいと思います。

これも先ほど来議論に出ている点ですが、若い共働きの夫婦の場合、今ややはり保育料が高過ぎるという、これに悲鳴を上げていっているというところで、子供が二人いますと十数万ですが、これは高額所得者というふうには言えないと思ひます。夫婦で公務員のような場合にはさういふふうな基準になつてしまふというふうなことであります。

今回の法改正で五十六条が改正をされているわけですが、これは保育所の性格が二十四条で措置施設ではなくなる、措置施設が外されるといふことですから、二十四条で保育所の性格が変わつたということからこの五十六条の改正の内容は出てきていると思ひます。措置施設でなくなった、利用契約施設、こういうふうな施設に

なつたので保育料のコスト、サービスの提供に際してその対価を払うんだという考え方がこの法改正には入つてきていると思ひます。応益負担という考え方ですね、そういう考え方が入つてきたということではないですか、五十六条の改正は。

○政府委員(横田吉男君) 入所の仕組みが措置という行政処分から申し込みによる利用型の契約に変わつたということもありまして、今回の保育料につきましては、先生御指摘のように、納税額に応じた負担から保育コストを基礎として家計への影響を考慮して定める額にしたところでございます。

○西山登紀子君 この五十六条に、今までは「負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる」となつていたのが、「一部」というのが取り除かれて、「本人又はその扶養義務者から、当該保育費用」を徴収する、そして「家計に与える影響を考慮して」、「児童の年齢等に応じて定める額を徴収する」と、こういうふうに変わるわけですが、この「当該費用」というのは保育単価ですね。

○政府委員(横田吉男君) これは精算基準の前提となつております施設の最低基準に従つた施設を運営するに必要な保育費用ということでありまして。

○西山登紀子君 この点に一番この五十六条の非常に重大な点があると思ひます。つまり、なぜこういうふうになるのかというと、やはり保育所は措置施設から利用施設になつた、受益者負担の原則を取り入れた、利用料は利用者が支払うという考えに基づいたものでありまして、まずそれを払つて、そして家計への影響を考慮してということになるわけですね。

その意味からも、二十四条のこの措置制度の廃止、改正という問題は、厚生省の言っているように、ただ親の希望による申し込みによつて選択ができるようになったというふうな改正にはとどまらない問題を持つていっているというふうな考えま

す。
保育料について言えば、今、保護者というのは高過ぎる保育料を下げしてほしい、これが切実な要望です。

ですから、こういうふうな年齢ごとに均一化をするという、こういう法改正によって父母の負担感はなくならないですか。解消されるんでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正に伴って保育料額が具体的にどうなるかということでございますけれども、これは具体的には十年度の予算編成で決まってくるようになりますが、法案の審議に際しまして、先般私ども改正後の保育料の基準額のイメージということで試算をしたものを発表しているところでございます。この考え方は、八年度をベースとして、全体としての公費負担の額が変わらないという前提で新制度による保育料を設定したときにどうなるかという一例を示したものでございます。

均一化ということが本来の目標として一つあるわけでありまして、現段階におきましては十段階に区分が分かれて保育料が設定されているというようなこともあります。これを今一挙に一歩化したとすると、当然、下がる層もあるわけでありまして、かなり上がる層も出てくるということでありまして、そういった急激な負担増というのを避けながらできるだけ急激な保育料を目標とするということで七段階という簡素化のイメージを示したものであります。

したがって、全体としての公費負担を変えないという中でそういった差をできるだけ少なくしていくということになりますと、どうしても下がる層と上がる層が出てきうかと思っております。

○西山登紀子君 私は、今度の法改正によって父母の負担感が解消されるのかというふうに質問をしたんですけれども、なかなか答弁に苦勞していらっしゃるわけですね。

といいますのは、急激な変化を避けるために七

段階に分けていろいろやっているわけですから、大変厚生省としては苦勞の跡が私には見えないと思えます。ふえる層も下がる層もいろいろつくって、だけど、この不満を解消するためには全体の公費負担が変わらないものではやはり難しいんですね。モグラたたきにならざるを得ません。

なぜ父母の負担感が大きくなったのか、少し歴史的に見てみますと、やはり父母負担が五十一・一%になったのは一九八二年、臨調が始まってからであります。それまでは五割を割っていた。特にその十年前、一九七二年なんというのは保護者の負担は三七・六%でした。それ以外は公費負担されておりました。もつとさかのほれば、六二年のころには三五・二%、やっぱり非常に保護者負担の比率は少ないわけです。臨調が始まって五割負担になってきました。その中で国の負担というのは十分の八から十分の七に減って、八六年には十分の五に減ってしまった。そして、あと残りの公費は地方自治体に出さざるというふうな国はずつと後退をしていったということでありまして、ですから、保護者負担は五割だということの点を変えない限り、今の若い父母の保育料に対する負担感というのはなくならないというふうに思うわけです。

最後に大臣にお伺いしますけれども、こういう父母の負担感、子供を産むのにも保育所の入所を心配しなきゃいけないし、また保育料が高過ぎるということも心配しなきゃいけない、そういう悩みを抱えながら若い夫婦が生きているわけです。ですから、この点で少子化のこういうものとの切実な保育要求にこたえようとするならば、やはり抜本的に国費をもつと投入しなければ解決はできないと思うんですね。ですから、その点でいえば、大臣が何度も答弁されているように、後退させないということとで本当にいいのか、二十一世紀を担っていく子供たちを若い人たちが育てていくについてこれほどまでに深刻な、産むのか産まないのか、仕事をやるのかやめないのか、そういう選択を、これは非常に切迫した要求だと思

ます。

ですから、その点での選択に対して後退はさせないというような御答弁だけでは私は絶対に納得することはできません。もつと前進させなければ、この国に本当に希望を持って子供を産もうというふうな思わないですよ。その点での大臣の決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 保育をめぐる環境も、一部の人が保育所に預けるということから保育所に預ける方が一般的になってきた。当然、公費もふえていくと思います。そういう中から、もうこれ以上税負担は嫌だ。まあ共産党と私どもとは大きな政府にしようというのと小さな政府にしようという根本的な基本路線の違いはありますけれども、これからの国民負担率を考えますと、そう利用者の負担を低くして税金を投入するということとは限度があると思います。そういう中で、限られた中でどうやってこれからのいろいろな社会的な要請にこたえていくか、その中で保育予算というものをどうやって重点的に配分していくかというのが今後厚生省としても大変頭の痛い問題であります。

公費全体として今回の保育料を設定する場合も、先ほど議員も言われましたように、所得に応じて払うようになりまして、ともに御夫婦で仕事に出ていらっしゃる場合は所得が高くなつちやうからこれは負担料も多くなる。一方、所得が同じような近所の方を見ても負担が少ないのではないかと、この観点もあり、今回保育費用に応じた利用料をいただこうという形で均一料金化しようという方向にあると思います。

しかしながら、均一料金にしますと、当然、全体の公費が変わらなければ急に上がる方もいるし、下がる方もいる。できるだけならかに、低所得者等に配慮したという形になりますと、幾つかに分けた方が激変緩和になるのではないかと、ということで、一挙に均一料金にはできませんけれども、できるだけ不公平感を除いたような料金設定ができるかということと今後その点についても

腐心していかなくないと思います。

いずれにしても、私は、これだけ借金を重ねて、これだけ各施設の拡充が叫ばれている中で、本当に税金を、もつと公費を投入していいかという、社会保障の点についても一切の聖域がないという形でこれから構造改革に踏み込まなくないという段階においては、とんとん公費を拡充していくということは限界があるのではないかと、やはりある程度利用者については一定の負担をしていただく、そこに理解を求めて、どうやってその中で水準を高め施設を拡充していくか、利用者の負担をいただくかということも両面からあわせて考える必要があるのではないかと思います。

○西山登紀子君 時間が過ぎているんですけども、日本共産党が大きな政府という大臣のお話がありました。一言ですが、私たちは何でも公費を投入したいと言っているわけではありませぬ。むだな公共事業を減らさない、軍事費を減らして子供たちのために使えと、そういうふうな言っている、その点をはつきり理解していただきたいと思ひます。

○釘宮碧君 午前中から議論が進んでまいりました大変お疲れのことと思いますが、最後でございますのでおつき合いをいただきたいと思ひます。

質問を用意いたしましたして通告を申し上げているわけでありまして、ここまで随分重複した質問が多くなっておりますのでもしかすると通告がない質問が出るかと思ひますが、その点は御容赦をお願いしたいと思います。

私は、今回のこの児童福祉法の改正の中で、特に私自身が施設の現場の出身でございますので、現場サイドの皆さんの意見をお聞きする中で、きょうはその点を中心に少し質問をさせていただきます。

きょう午前中からの議論の中で、今回の児童福祉法の改正の中で特に保育制度の改正の眼目が、保育所を利用する者が希望する保育所を選択でき

るようにするという利用者サイドに立つた改正点であるということが強調をされております。私はこの点については一定の評価を実はしているわけでありまして。

と申しますのは、今まで保育所では待つていればお客さんが来た、また措置費は間違いなく入ってくる、そういう中で保育所自体が今日まで本当の意味でそういう選ばれという状況にならなかったという事は、これまた私は厳然たる事実だろうと思ひます。大臣がおっしゃったように、これからはある意味では保育所自体も選ばれる側になるんだからしっかりと、そういう意味での創意工夫が必要だというようなお話がありました。私もそういう意味では全く同感であります。

ただ、ここで私が申し上げたいのは、要するにそういう状況に保育所を置いておいて、一方ではあれはいかぬこれはいかぬというやうないわゆる行政指導というものがあつたわけですね。こうした行政指導というのがある意味では手かせ足かせになつて、施設自体がそういう努力がでないやうな状況にあるのではないかと。私も実は、これは障害者の施設ですけれども、園長を十五年ほどやっていまして、とにかく監督指導に於てこれはいかぬあれはいかぬ、この支出はこれにしか使つちやいかぬというやうなことで、極めてそういう形式的なことに我々は頭を悩ましたわけでありまして。

きょう大臣が先ほどの議論の中で、公費の導入が今後は大きく伸びない、財政事情を見ればこれもやむを得ないというやうなことを言われておるわけですが、ならばこそ現場サイドがもつともっと知恵を出していろんな創意工夫を起こそうとするこの手足を縛るやうな、そういうふうな今の行政の対応というものを私はまず変えていくべきではないかというふうに思ひますが、この点についていかがですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 今の御指摘は保育所だけじゃなくて老人福祉施設でも言えることだと思ひます。ある程度規制を緩和して自由度を高

めると変なことをするんじゃないかという御批判も受ける。昨年の例の彩福祉グループ等に出た不祥事なんかでは規制が緩過ぎたのではないかと、うやうやいな御指摘も受けました。規制を強めるといふまたやりたいたいこともできないという今のやうなお話もある。なかなか難しい問題だと思ひますが、本来だったらば保育所なり特養施設なり経営される方は大方は善意の方ですから篤志家であり、情熱を持ってその仕事に打ち込んでおられる。当然、より自由度を高めて、よりサービスを充実するやうな意欲を持っていろいろな改善策を講じていただくことは歓迎しなかならない。ですから、一定の規制は必要でありますけれども、規制の緩和とか弾力化というのは今後大変重要な視点だと考えております。

○釘宮磐君 今、大臣が申されましたように、介護保険制度の議論が進められていられるんですけれども、これが導入されれば老人施設の措置費もなくなるわけですね。ですから、措置費がなくなるといふことはある意味では施設自体がこれからいろんな対応をしていかないと、もう従来のようにお客さんが措置という形で送り込まれてこないわけですから、こちらの方がある意味ではお客さんに選ばれなかならないということになれば、これからそれぞれ現場においてそういう創意工夫をやつていくことは私は至極当然なことだと思ひますし、そのための一方で規制というやうなものがこれを阻むやうであれば、私はこれを排除していくというところが厚生行政の中で特に望まれると思ひわけでありまして。

その観点から、例えば今、乳児保育あたりにも一定の人数の枠をはめていますね。それに達しないと乳児保育は認めない、延長保育は認めない、こういうふうなものが現実にありますね。今回、そういうふうなものは撤廃するんですか。

○政府委員(横田吉男君) 乳児については乳児指定保育所というやうなものにつきまして一定の補助を行う、あるいは延長保育につきましても六人

以上というやうないろいろな条件がございまして、補助事業の対象になつていられるわけでありまして。私も補助事業をやる場合については、どうしても基準というものが出来てまいりました、ある程度そういった規制が出てまいりまして、ある程度その先生御指摘のやうに、こういったものを、例えば延長保育なら延長保育について規制を全く外して施設の自主的な判断でやれるやうにする、そのかわり補助金はなくなるというやうなことでいくのか、あるいは補助事業というものを今後とも維持してその充実を図っていくのか、さまざま御意見がございまして。私ども、今のやうな御指摘も踏まえまして、できる限り弾力化できるところは弾力化し、必要なところは基準をきちつと維持するといふやうな形で対応してまいりたいと考えております。

それから、定員につきましても、今後選択される施設になるわけでありまして、じゃ一〇〇%を超えてできないのかというやうな御議論もございまして。現行でも必要な場合には定員の一五%増しまで最低基準を満たしておれば入所できるやうになつておりますけれども、そういったものの一層の緩和も含めていろんな面で今後検討してまいりたいといふやうに考えているところでございまして。

○釘宮磐君 いや、私がなぜそういうことを言ふかといふと、このままいけばつづれる保育所が出てくるんですよ、これはもう現実の問題として。きょうは都市部の先生が多かつたものですが、都市部では保育所が足りない足りない、こういうふうな言われておりますけれども、私は過疎県ナンバーワンの大分県の選出であります、大分県では一体どういふ議論がなされているかといふと、子供の取り扱いなんですよ。無認可保育所、それから幼稚園、認可保育所、これは子供の取り扱いをやつていられるわけですよ。

これがこれから自由化をされるということになれば、ますますもつて施設というのは厳しい現状に置かれてくるわけでありまして、そういう中で

つづれたときに、じゃ厚生省は責任をとるか、つづれた保育所に対して厚生省はちゃんと責任をとつてくれるのかといつたら、私はそれは多分とらないと思ひますね。とらないのであれば、何で一々はしの上げ下げまで言われなかならないのか。

私は、措置費というものがなくなるということになれば、それはいわゆる保育の単価として施設との契約ですから、施設がもつたときにその使用方をどういふやうに使うか、それはある程度自由裁量に任せるべきだと。そして、その自由裁量に任せるという事は、もし不正を起せばそういう施設というものはなくなるんですよ、これからは。それはもう選ばれるんですよ、そういう施設が選ばれるはずはない。

そういうふうなところまで踏み込んでいかないと、都合のいいところだけ自由化、自由化といつて、そして一方で手足を縛つて、ただ走れ、これではやっぱり既存の保育所といふのは、今まで本当に戦後のあの時代からずっとやってきた保育所、これは山の中のお寺の境内で始めた保育所もありまして、そういう保育所の皆さんは、結局お客がいなくなつたからもうあなたちは結構よといふやうなことで、これは余りにも納得できない。

きょうは老人の施設との合築の問題とか、そういうものに対して配慮するといふやうな答弁がありましたけれども、私はやっぱりそういう意味でのいわゆる規制緩和といふものを大いに進めていくといふことを厚生省としてやっていただかなければ施設の皆さんは納得できないといふやうに思ひます。

○政府委員(横田吉男君) 選択される保育所になることに伴ひまして、先生御指摘のやうに、非常に児童が少なくなつてくるやうな状況も出てくるやうな状況も出てくるわけでありまして。こういう面での対応につきましては、第一義的には施設それぞれ創意工夫が求められるといふことでございまして、私どもといたしましてはできるだけ福祉資源

としての保育所の活用というものが図られるようなことで考えてまいりたいと思っております。

そのために、あいたところに老人福祉施設の方を合築していただきますとか、あるいは放課後児童健全育成事業に活用してもらうとか、さまざまな活用が図られやすいようなやり方を検討してまいりたいというふうに考えております。

○釘宮馨君 同じようにこれは過疎地域での議論になろうかと思うんですけれども、今回保育園の入園について市町村を越えて入園を認めるというような動きがあるやに私は聞いているんですけれども、その辺を非常に過疎町村ではますます不安を覚えているわけですね。

というのは、例えば大分県の場合ですと、大分市が人口の三分の一いる、その周辺の町村はほとんど親御さんは大分市内に勤務しているわけですね。そうすると、やはり地元で預けておくよりは車に乗って行って自分の会社の近くの保育所に預けた方がより自由がきくというふうなことで、そういうふうなこともこれ起こってくるのではないかと。そうなったなら、もう周辺町村の保育所なんというのほとんど打つ手がないというふうなことも言われているんですけれども、その辺については厚生省としてはどういうふうにお考えになつていますか。

○政府委員(横田吉男君) 保護者が市町村の境界等に住民の場合で、通勤途上に保育所があるというふうな場合に居住地外の保育所を利用したいという要望もありまして、今回の改正におきましてはそういった利用者の立場に立つて広域入所もしやすいような規定を整備しております。

この実施に当たりましては、あくまでも地域の実情に応じて各地方公共団体が相互にこれは話し合っていたいただきまして進めていただきたいと考えておりまして、そういった中で適切な広域入所もされるように私ども指導してまいりたいというふうに考えております。

この点については、なお御指摘の点も踏まえまして、十分留意してまいりたいと思っております。

す。

○釘宮馨君 時間が限られていますので、もう少し詰めた部分があるんですが、後に譲りたいと思います。

保育の単価の算定については午前中から午後にかけて議論があったところではありますが、こちでちよつと確認をしておきたいんです。

現行制度のもとでは定員によつて保育単価が異なったり、規模の小さい保育所に配慮がなされておるわけですが、こうした仕組みは継続されるというふうなことを考えていいんでしょうか。

それからまた、民間給与等改善費というのがありますね。これについての扱いがどういうふうになつていくのか。

さらに、先ほどから私は運営費を弾力的に運用させろと。我々必死になつて百号通知だとか五十号通達だとか、そういうようなものをずっとやってきた経験があるわけですから、そういう弾力化の中で今回情報提供ということが努力義務化されていますね。この情報提供というのは、例えばいろんなところにチラシを入れたり、そういうようなものがあるわけですから、今までの行政指導だったら、措置費ではそういうのはありませんから使っちゃだめですよというふうな話が行政指導で必ず出てくるんですよ。だからそういうふうな意味で、じゃ例えばこの情報提供にかかる費用というのは、これは今後どうするつもりですか。

○政府委員(横田吉男君) 保育所の単価につきまして、規模とか地域によりまして現在さまざまな差異がございますが、これについては今後とも基本的には維持する方向で考えていきたいと思っております。

それから、民間給与等改善費でありますけれども、これにつきましても施設の設定以来の古さに応じまして差異を設けて出しているところでございますけれども、これも基本的には継続……

○釘宮馨君 古さじゃないです。職員の勤続年数でしょう。

○政府委員(横田吉男君) 職員の勤続年数に際しまして、それぞれ異なる割合の加算をしているところがございますけれども、今後とも継続してまいりたいというふうに考えております。

それから、情報提供につきましては、それぞれの保育所におきまして創意工夫をしていただいて実施していただきたいというふうに考えているところでございます。保育所の経費の中から工面していただくようなやり方で行っていただきたいというところでございます。

○釘宮馨君 もう一度お尋ねしますが、要するに今の運営費の中からやれということですね。そういうことを当然認めていくということですね。

○政府委員(横田吉男君) どのような費目から使うかについては、なお実施に際しまして検討したいと考えております。

○釘宮馨君 まだ費目から出すとかいうような議論が出てくるところに私は若干のじくじたる思いがあるんですけれども、この際時間もありませんから他の問題をする前に私はこどもう一通話めしておきたいと思ひます。

規制緩和という問題、これは大臣に質問通告していませんが、この前の大臣所信に対する質疑の中で厚生省のスキヤンダル、不祥事によつて社会福祉法人の改善命令というが、今後改善をしていくという議論がありました。私は、基本的にこれからやっぱり施設というのはだんだん選ばれていく、そういう競争原理というのは当然入ってきてしかるべきだと思ふんです。そうならば、必要以上規制をつくつてやることはいいかどうかというその議論、同じようなものを画一的につくるのじゃなくて、それぞれの施設がいろんな創意工夫を凝らして、そして選んでもらうと。そうすれば施設も一生懸命になつて選ばれる施設になるために職員も頑張りますよ。

私は、そういう観点の中から、この前の報告書の中にあった例えば理事は何人以上にしろとか評議員会をつくれとか——今さら評議員会をつくるということ自体が私はナンセンスだと思ふんです。

ね。また、ところによつては民生委員さんを入れるなさいとか。大臣は神奈川県ですらどうか知りませんが、地方に行けば民生委員なんてのはみんな名誉職ですよ。これ民生委員になつたからといって、何か自分のステータスが上がつたという話、専門家じゃないわけですよ。そういうような人を入れるなさいと、こういうことを一々言わなきゃならないということ。

私は、施設なり社会福祉法人のアイデンティティーというものをしっかりと認めていく、そういうふうに行っていくべきではないのかと思ひますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 基本的に私はその意見に賛成なんです。しかし、一たび不祥事を起こすと、俄然規制を強化しろという声が充満しちゃうんです。

これから公費を投入するということになりますと、当然自由度がなくなつてきます。自由度を生かそうとなると、変な考えを持った、仕組みを悪用する人が出てくると、これまたひどいことになるというこの中間のバランスをどうやってとるか、大変難しい問題だと思ひますが、これから競争社会、市民が選択できるということを考えますと、私は公費を投入しても自由度を生かす方法を考えることは大変重要だと思ひます。

○釘宮馨君 大臣の大変前向きな答弁に私は非常に期待を持つのであります。

これからそういう不祥事を起こさないということが我々とすれば最も望むべくですけれども、しかしそういう人が参画していてもやってこれたというの、逆に言えば措置費制度だと思ふんです。

だから、そういう意味で、お客さんがどんどん送り込まれてくるんじゃないかと、やっぱり選んでいくということ、これはこれからの老人問題等では大いにそういう意味でのことを一つの教訓としてこれから厚生省に取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

それから、保育問題は後日に譲りまして、今回

の改正の中で特に児童相談所における改革といいますが、改正点がありますのでその点について若干お伺いをしたいと思います。

今回、児童相談所の施設入所措置に当たって児童の意向を聴取することになったわけでありますが、これが単なる形式的なものに終わることなく、真に子供の利益となるような相談が行われるためには、相談にかかわる職員の高い専門性が求められるというふうに思うわけです。

正直申し上げて、児童相談所の職員を見てみますと、きのうまで土木事務所にいたような人が来るわけですよ。それはそれぞれの県の人事配置の中でやることですけれども、これは当然厚生省はそういう意図はないと思いますが、そういうふうな人たちがいろんな難しいケースを抱えてきている子供のケースワークをやるのかどうか。私は、そのことをまず厚生省としてどういうふうにとらえ、そしてどういうふうにかこれを今後指導していくというふうに考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 児童相談所の職員につきましては、いろんな意味で高い専門性が要求されているところだと思っております。

これにつきましてはいろいろな基準等も設けているところでございますが、各都道府県によりましては、今御指摘がございましたように、県のローテーション人事の中で必ずしも十分な経験がない職員が配置されている例というのも見受けられるところを私も承知しているところでございます。

こういった点につきましては、今後いろんな意味での研修を充実することによりまして、引き続き資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、今度の改正におきまして、専門家から成るバックアップシステムをつくりまして、困難なケース等につきましても客観的、専門的な見地から対応ができるような仕組みをつくってまいりたいというふうに考えているところであります。

○釘宮磐君 いわゆる児童相談所のこうした人事の背景には、児童福祉法の五十条にあるように、児相の運営費や、さらには児童福祉審議会、こういった経費が地方負担になっているわけですね。要するに交付税で賄われているわけですが、そのことが一つの大きな要因になっているのじゃないかというふうに思うんですけれども、この点はどうお考えですか。

○政府委員(横田吉男君) 御指摘のように、児童相談所あるいは都道府県の児童福祉審議会の行政事務につきましては、地方交付税で財源手当がされているところでございます。したがって、先生御指摘のような点があるかどうかわかりませんが、先生御指摘のような必要財源はあるわけでありますので、各自自治体においてそれぞれの行政機関を担当するにふさわしい人事配置をお願いしたいと私もとしては考えているところであります。

○釘宮磐君 今の答弁ですと、要するにそういうふうな理解のないところの子供はあきらめろというふうには私は聞かざるわけですよ。今回、児童相談所に支援センターまでつくろうということではバックアップをするといっても、これも多分、私はまだ聞いていませんけれども、この支援センターの経費、これも交付税じゃないんですか。

○政府委員(横田吉男君) 地域の相談、指導等を行うための機関として今回児童家庭支援センターを創設することにいたしておりますけれども、この内容は地域に密着した相談、助言、児童相談所の指導措置の受託、あるいは児童委員との連携による問題の早期発見等であります。

これらの人事配置をどうするか、あるいは財源等をどうするかにつきましては、平成十年度予算におきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○釘宮磐君 ということは、児童家庭支援センターについては交付税措置をされるか直接国が支弁するかというのはまだ決まっていらないことですね。

○政府委員(横田吉男君) 私どもとしては補助金のスタイルでやりたいと思っておりますけれども、具体的に十年度予算編成において検討してまいりたいというふうに考えております。

○釘宮磐君 私もこれは言いながら一方で矛盾を持っています。地方分権をやらせようことを言いながら、一方でこうした私に言わせれば安上がり行政ですよ。目立つところには金は行くけれども、こういう福祉とか、特に児童の問題なんかというとなかなか票にもならないというようなことで、これがないがしろにされている。

私は、本当に児相の役割が果たされている県もあると思います。しかし、十分に果たされていない県の方が多い。私はそこを問題にしているんです。例えば交付税措置というようなことになれば、制度だけ幾らつくっても、そこに魂が入っていないとなかなか私は法の改正の意味というのはただの空念仏に終わっちゃうというような点をここで指摘させていただきたいと思うんです。

質問通告と違う順番で言っているものですから若干私が質問しないことも答弁があったようではありますが、特に私は児童家庭支援センターに関する部分では、これをどこに置くのかということ、これがちよつとまだ見えていないんです。とりわけ、児相があつて支援センターがあつて、養護施設とか教護院とかそういうのがあるんでしようが、それが有機的にどういふふうな連携になっているのかというのをちよつと説明してくれませんか。

○政府委員(横田吉男君) 児童家庭支援センターにつきましては、現在の児相が全国で百七十五というところで一県当たり平均二、三ということでございます。全県をカバーしているということでございますが、必ずしも地域に密着した相談、指導等ができていないという御批判もござい

ます。

こういった点を考慮いたしまして、地域に密着した相談、指導が行える総合的な機関ということ、今回児童家庭支援センターを設置したいと

その設置する場所につきましては、既に一定のノウハウを持っております基幹的な養護施設等に附置いたしまして、必要な場合にはその養護施設の宿泊機能も使って一時保護等も対応、あるいは二十四時間対応もできるというようなことを考えているものでございます。

それと児童相談所と連携をよくしていただきまして、相互に役割を分担し、身近な問題については児童家庭支援センターで、高度な虐待等難しいものについては児相におきましてより一層適切な判断ができるようなものにしたいということでございます。

○釘宮磐君 わかりました。要するに、児童家庭支援センターを地域の中に置くことによって児相が直接受けられない部分を地域で受けて、そしてそれを一つの媒体としているような問題に対処していくということですね。

その場合、この児童家庭支援センターの意義はわかりましたが、これは権限、財源、人材の措置が相当行われないと有名無実になるのではないのかなというのを私は指摘しておきたいんです。

財源については先ほど補助金で平成十年度からというふうなお話がありました。

そうなりますと、今度は権限がどの程度これに付与されてくるのか。これはある程度権限を持たせないで、現実には養護施設の園長さんあたりがやっても何の拘束力もないわけですよ。ですから、本当に児相と同じような権限を、児相そのものも今の権限は弱い、親権についても児相あたりにもっともつと権限を付与すべきだというふうには私は思うわけですが、そういう意味での支援センターでの権限というものをどの程度お考えなのか。

○政府委員(横田吉男君) 児童家庭支援センターの業務は、先ほど申し上げましたように、専門スタッフによる地域に密着した相談、助言、あるいは児童委員、母子相談員等の連携による問題児の早期発見等ありますが、そのほかに児童相談所

の指導、これは一種の行政処分でございますけれども、それを委託を受けて指導を行えるようなことになしたいというふうに考えております。この点におきまして、御指摘の一部委託を受けての権限を、児相と同じような指導権限を持つということでございます。

○釘宮馨君 これは特にオウム事件の際にこの問題が非常に論議を呼んだんですけれども、子供の人權を守るためには今の児相の権限ぐらいでは私は本当に守れないんじゃないのかなと。子供の人權より親の親権の方が何かある意味では尊重されている。例えば、米国のように家庭裁判所が親権を預かるというようなシステムぐらいをとっていいかなきゃならないんじゃないか、私はそういうふうなことを思うわけでございますが、その点どうですか。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正におきまして親権の制限に及ぶようなところまで含めまして児相の権限を拡大することは考えていないわけでありまして、虐待とかいじめとか非常に困難な事例にもよりの確に対応できるようにいろいろなスタッフによるバックアップシステムをつくりたいということ、それから地域における密着した相談、指導ができるように児童家庭支援センターをつくりたいということで、そういった児童福祉に関する関係者、地域における関係者がネットワークをつくることによりましていろいろな最近出てきている問題に的確に対応できるようにしていきたいということを考えておる次第でございます。

○釘宮馨君 次に、今回の改正で、先ほど山本委員からも質問がありましたけれども私は局長の答弁がよく理解できなかったのもう一遍お聞きします。

都道府県知事は、施設入所等の措置の決定及びその解除等に当たって、一定の場合には都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならない、こういうふうになっておりますけれども、この一定の場合というのがよくわかりませんのでう

度お聞かせください。

○政府委員(横田吉男君) 一定の場合というのは、法律上は「政令の定めるところにより」ということになっておりまして、児童相談所が施設入所の措置あるいは児童福祉審議会による指導など行政処分を行う場合に児童福祉審議会の意見を聞くということをご想定しているわけでございますが、それをすべて児童福祉審議会の方にかけるのか、あるいはかけなくてもいいものがあるのかどうか、もう少し審議の実効性でございますとか効率性も踏まえまして、その範囲、審議の手続、方法、審議会の構成等につきましてはさらに精査していきたいというふうに考えているところでございます。

○釘宮馨君 時間が来ましたので最後の質問にしたいと思いますが、今私がなぜこの問題を持ち出したかといいますと、都道府県児童福祉審議会というものの存在なんです。私は県議会も経験していますからよくわかるんですけども、児童福祉審議会の中に児童の専門家なんてほとんどいません。これは正直に申し上げて、先ほどの民生委員じゃありませんけれども、例えば商工会議所の会頭とか決まった人がなる。その人はもういろいろな審議会の委員になっているわけです。そういう人たちに、いわば素人集団によつて密室で処理されるというようなことにこれはなる可能性が非常に高いわけでありまして、

ですから、そういう意味では、例えば専門部会をつくって、そしてこの専門部会の中に本当の意味でのいわゆる専門家を入れてやるとか、そういうふうなところまで、これはある意味では地方がそういうふうな意味でのまだ当事者能力がないわけですから、育てるという意味での厚生省の指導というものが私は必要なのではないかなと。これから特にそういう問題が出てきた場合に私が一番危惧するのは、例えば大分県の児童福祉審議会の中には養護施設の施設長さんすら入っていない。そういう現状があるということ踏まえて、厚生省としての取り組みをお聞かせください。

○政府委員(横田吉男君) 児童相談所がケースについて意見を聞く場合の児童福祉審議会を用いたのは、児童相談所のバックアップ機能のために、地方行政の時代もあり、新しく機関をつくるということは大変難しいという中で既存の審議会を活用させていただいたものであります。この実行に当たりましては、先生御指摘いただきましたように、特別部会なり小委員会なり、このための部門をつくっていただきました。これを審議するにあつたしい弁護士、医師、施設関係者、教育関係者等を構成員とするなど検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員(長(上山和人君)) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員(長(上山和人君)) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長(上山和人君)) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長(上山和人君)) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第六〇二号)

一、児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(第六〇三号)(第六〇五号)

一、医療等の改善に関する請願(第六〇七号)

一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第六〇八号)(第六〇九号)

一、医療等の改善に関する請願(第六一二号)

一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第六一三号)(第六一六号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第六一七号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第六二七号)

一、国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願(第六三三三号)

一、医療等の改善に関する請願(第六三七号)

一、厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願(第六三八号)

第五八六号 平成九年三月十四日受理

すべての希望者が安心して受けられる公的介護保障に関する請願

請願者 東京都清瀬市中里六ノ九五ノ一〇
ノ三〇四 神野勝子 外三千四百十四名
紹介議員 阿部 幸代君

在宅介護を必要とする高齢者(八十六万千人・厚生省調べ)の多くは公的な介護を十分に受けられず、抜本的対策が必要である。施設でも、在宅でも、だれでも安心して介護サービスを受けられるよう、公費によるサービス供給体制の整備を図り、「新ゴールドプラン」を抜本的に見直し、希望者が安心して受けられる介護施設を確立し、また、公的責任による保健・福祉サービスが利用できるよう、社会保障としての制度の充実を求める

る。ついでには、次の事項について実現を図られた

一、介護保険制度の創設に当たっては、公費による福祉の制度と社会保険制度を組み合わせ、保険料が払えない人も安心して介護が受けられるようにすること。

二、常勤・正規資格によるホームヘルパーを五十万人に増やし、二十四時間対応できるホームヘルプサービスを確立すること。当面、ホームヘルパーを二十万人に増員すること。

三、特別養護老人ホームを増設し、待たずに入所できる体制を早急に確立すること。老人保健施設、デイケア、ショートステイを増設、確保すること。訪問ステーション、在宅介護支援センター、介護補助器具センターを設置・拡充すること。

第五八七号 平成九年三月十四日受理
すべての希望者が安心して受けられる公的介護保障に関する請願

請願者 仙台市青葉区上杉五ノ八ノ六ノ一
三〇八 栗野栄子 外三千三百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第五八六号と同じである。

第五八八号 平成九年三月十四日受理

すべての希望者が安心して受けられる公的介護保障に関する請願

請願者 岐阜県美濃加茂市牧野一、〇七六
ノ七八 服部英男 外三千三百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五八六号と同じである。

第五八九号 平成九年三月十四日受理

すべての希望者が安心して受けられる公的介護保障に関する請願

請願者 北九州市八幡西区本城東一ノ一六

ノ一二 白石うめ子 外三千三百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五八六号と同じである。

第五九〇号 平成九年三月十四日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 栃木県佐野市石塚町二、七三五ノ二 鶴谷嘉子 外三千三百六十三名

紹介議員 阿部 幸代君

昨年四月の診療報酬改定によって、乳幼児の外來医療費が引き上げられ、試算によれば負担は四割増えた。また、アトピー性皮膚炎や喘息(ぜんそく)などアレルギー性の疾病は増加の一途をたどり、親の経済的、精神的負担は大変になっている。安心して子供を産み育てることができるよう、今こそ子育て支援が必要である。ついでには、次の事項について実現を図りたい。
一、乳幼児医療無料を国の制度として確立すること。

第五九一号 平成九年三月十四日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 徳島市西新浜町二ノ五ノ七八ノ三
〇七 辻本貴美子 外三千三百四十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。

第五九二号 平成九年三月十四日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 富山市大島二ノ四〇〇 中尾千枝子 外三千三百四十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。

第五九三号 平成九年三月十四日受理

乳幼児医療無料制度の確立に関する請願

請願者 沖縄県具志川市宮里三〇七ノ一 照屋寛吉 外三千三百四十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。

第六〇二号 平成九年三月十四日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

請願者 福島県相馬市中村字桜ヶ丘七一 奥山重男

紹介議員 太田 豊秋君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第六〇三号 平成九年三月十四日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願

請願者 埼玉県秩父市中村町四ノ四ノ五 出浦章恵 外六百七十二名

紹介議員 畑 恵君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第六〇五号 平成九年三月十四日受理

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願

請願者 徳島市川内町富吉 菊田映子 外九百九十九名

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第六〇七号 平成九年三月十四日受理

医療等の改善に関する請願

請願者 神奈川県中郡大磯町西小磯四三〇 〇一 大橋憲一

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六〇八号 平成九年三月十四日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 北海道小樽市汐見台一ノ三ノ一

三 佐藤貞子 外二十四名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第六〇九号 平成九年三月十四日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願(三通)

請願者 北海道余市郡余市町大川町九ノ四 九ノ五八 千葉敏之 外九十三名

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第六一二号 平成九年三月十七日受理

医療等の改善に関する請願

請願者 長野県諏訪市岡村一ノ八ノ一七 今井功

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第六一三号 平成九年三月十七日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 新潟市白山浦一ノ六二四ノ五五 内海公子 外二十八名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第六一六号 平成九年三月十七日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願(三通)

請願者 東京都杉並区和田一ノ四一ノ二 七 西宮幸治 外七十三名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第六二〇号 平成九年三月十八日受理

国民医療及び建設国保組合の改善に関する請願

請願者 東京都江東区北砂七ノ七ノ一 戸塚篤子 外百名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第六二二号 平成九年三月十八日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 川崎市中原区小杉御殿町二ノ四七
ノ六ノ四ノ三〇二 中川光悦 外
四十四名

紹介議員 畑 恵君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第六二七号 平成九年三月十八日受理

国民健康保険制度の平成九年抜本改革に関する請願

請願者 埼玉県加須市中央二ノ四ノ一七
齋藤武治

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第六三二号 平成九年三月十九日受理

国民医療及び建設国保組合の改善に関する請願

請願者 神奈川県相模原市磯部一、四五九
ノ一 田所秋信 外百四十八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第六三七号 平成九年三月十九日受理

医療等の改善に関する請願

請願者 長崎市八百屋町三六 山田治助

紹介議員 松谷蒼一郎君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第六三八号 平成九年三月十九日受理

厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願

請願者 札幌市白石区東札幌四条二ノ五
二 田中彩花 外五万六千八百六
十四名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。